

2023（令和5）年度
大学評価（認証評価）申請用
点検・評価報告書

2023（令和5）年 3月



順天堂大学

目 次

序章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	7
第3章 教育研究組織	21
第4章 教育課程・学習成果	29
第5章 学生の受け入れ	57
第6章 教員・教員組織	68
第7章 学生支援	77
第8章 教育研究等環境	90
第9章 社会連携・社会貢献	110
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	123
第2節 財務	132
終章	136

1. はじめに

順天堂は、1838（天保9）年、学祖・佐藤泰然が江戸薬研堀（現在の東日本橋）に開塾した西洋医学塾に端を発し、今に繋がる日本最古の医育機関であり、2018（平成30）年に創立180周年を迎えた。

本学は、学是「仁」、理念「不断前進」のもと、出身校・国籍・性別による差別のない「三無主義」を学風として掲げ、7学部3大学院研究科6附属病院からなる「健康総合大学・大学院大学」として、教育、研究、診療・実践、そしてリベラル・アーツを通じて国際レベルの社会貢献と人材育成を進めている。

このような中で、本学は、理念・目的に照らして、次のとおり更なる教育研究組織の拡充を計画している。

2023（令和5）年度より（予定）

- ・健康データサイエンス学部の設置（健康データサイエンス学科100名）
- ・保健医療学研究科修士課程の設置（理学療法学専攻5名）
（診療放射線学専攻5名）

2024（令和6）年度より（予定）

- ・薬学部（仮称）の設置（薬学科（仮称）180名）
- ・国際教養学研究科修士課程（仮称）の設置（国際教養学専攻（仮称）5名）

2. 前回の認証評価以降の改善・向上に向けた取り組み

本学は、第2期の大学評価（認証評価）として、2016（平成28）年度、（公財）大学基準協会の審査を受け、大学基準適合と認定された。（認定期間：2017年4月～2024年3月）。その際、以下の5つの努力課題が指摘された。

- 1) スポーツ健康科学部の学位授与方針については、学位授与の要件を示しているものの、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などの学習成果が示されていないので、改善が望まれる。
- 2) スポーツ健康科学部では、シラバスの記載について精粗が見られるので、学生の学修に資するシラバスとなるよう改善が望まれる。
- 3) 医学研究科博士後期課程において、学位論文審査基準が明文化されていないので、『履修要綱』などに明記するよう、改善が望まれる。
- 4) すべての研究科の博士課程または博士後期課程において修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し、「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。
- 5) 医学部医学科では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.02と高いので、改善が望まれる。

これらの課題については、学長の指示の下、直ちに、関係部署で必要とされる改善に取り組み、学内の必要な手続きを経て、後述する2020（令和2）年度の医学部入試に係る同協会の追評価の際

に合わせて評価を受けた。追評価結果では、概ね適切な改善がなされているが、医学部医学科の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.01と高いので、引き続き検討が望まれるとの提言を受けた。その後、同学部同学科では入学定員に対する入学者数の適正管理に取り組み、2022(令和4)年度までの5年間の同比率は、1.00に改善されている。

2018(平成30)年12月に文部科学省が公表した「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」を受けて、2019(令和元)年度に(公財)大学基準協会より、2018(平成30)年度以前の医学部入試における不適切な取り扱いに関し、①学生の受け入れ、②管理運営、③内部質保証の問題点を指摘され、大学基準適合の判定を取り消された。本学では、指摘事項を真摯に受け止め改善に取り組んだ。部門レベルでの改善活動として、医学部では、合否判定基準を改訂する等の改善を図り、当該年度の入試について事後的に検証を行う入試検討委員会を設置して、入学者選抜の方法や合否判定基準自体の公正性・適切性について検証を行い、改善・向上に取り組んだ。全学的な対応として、『順天堂大学内部質保証に関する規程』等を整備し、内部質保証推進委員会にて、全学部・研究科の入試の公正性・適切性の検証を行い、その結果をもとに改善・向上の取り組みを行っていることを確認した。これらの取り組みにより、学外有識者から成る外部評価委員会でも指摘事項は全て改善していると評価された。本学は、2020(令和2)年7月～10月に同協会の追評価を受審し、2021(令和3)年3月には問題点は改善されたことが認められ、大学基準適合の認定を得ている。なお、上述の医学部の入試検討委員会は、2020(令和2)年10月に、入試検証委員会に名称変更を行い常設の委員会となった。同委員会の機能は、他の学部・研究科においても必要なことから、学長の指示の下、全学的に入試検証委員会を整備し活動するまでに至っている。

3. 内部質保証推進体制の整備

本学では、内部質保証の推進に必要な自己点検・評価を、(公財)大学基準協会の10項目による大学基準に基づき、毎年度、全学的に実施し、内部質保証に取り組んできた。2020(令和2)年度からは、『内部質保証に関する方針』、『順天堂大学内部質保証に関する規程』及び『順天堂大学自己点検・評価に関する規程』を整備し、学長の下に、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う「内部質保証推進委員会」を設置している。また、同委員会に内包する形で全学的な自己点検・評価を行う「自己点検・評価運営委員会」(内部質保証のPDCAサイクルの「C」を担う)を置いている。更に、第三者の立場から本学の自己点検・評価及び内部質保証の取り組みを客観性・妥当性・有効性の観点から評価する「外部評価委員会」を設けている。「自己点検・評価運営委員会」の審議結果は「内部質保証推進委員会」に報告され、「内部質保証推進委員会」及び「外部評価委員会」の審議結果は、学長に報告される。学長はこれらの報告を踏まえて各部門長に対し、必要な改善指示を行い、各部門長はこれを実行する。このように上述の3つの委員会がそれぞれの役割を果たすことにより、学長の下で全学的な教学マネジメントが有効に機能し、大学全体として必要な改善活動のサイクルが回り、本学の教育・研究等の改善・向上が図られる仕組みになっている。

以上

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

【評価の視点】

1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的・連関性

本学は、1838(江戸後期の天保9)年、学祖・佐藤泰然が江戸・薬研堀に設立したオランダ医学塾・和田塾に端を発し、いまに繋がる日本最古の西洋医学塾である。本学の学是は「仁」であり、『人在りて我在り、他を思いやり、慈しむ心』である。自分本位に行動するのではなく、常に他人の気持ちを思いやり、理解し、敬う心である。人は一人では生きてはいけず、誰かを助け、支えるために生まれ、生きていくという考え方が、自分の成長につながる。学是「仁」は、建学から180余年の歴史のなかで生まれ、受け継がれてきた本学の信念であり、大学としてのあり方や、教育における考え方の基本となるキーワードとなっている。本学の理念は、「不断前進」の精神であり、現状に満足せず、常に高い目標を目指して努力を続ける姿勢のことである。また、学風は、「三無主義」(出身校、国籍、性による差別無く優秀な人材を求め、活躍の機会を与える)である。本学は、学是「仁」、理念「不断前進」に則り、「三無主義」の学風を掲げ、「健康総合大学・大学院大学」として、グローバル社会で医療・健康・保健・福祉を支える人材の育成・輩出に取り組んでいる。(資料1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】、1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】)

学部においては、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学、スポーツ健康科学、看護学、理学療法学、診療放射線学、臨床検査学、臨床工学及び国際教養学の理論と実際を教授・研究するとともに、全人教育をもって心身共に健全な公民を育成することを目的としており、科学及び技術の水準を高め文化の進展に寄与し、地域社会や国際社会の発展と人類の福祉に貢献することをその使命としている(学則 第1条)(資料1-7【ウェブ】)。学是「仁」、理念「不断前進」並びに学部の目的及び使命に則り、各学部におけるそれぞれの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、学則 第1条第2項関係 別記に明示している。例えば、医学部では、学是「仁」について、『常に相手の立場に立って物事を考え、人間として、医師・医学者として他を思いやり、慈しむ心、即ち学是「仁」の心を涵養する』と説明している。また、理念「不断前進」の精神については、『不断前進する医学・医療を生涯にわたってアクティブに自学自習する態度・習慣を身につける』ことが明示されている。このように、大学の理念・目的と学部の目的は連関して設定されている。(資料1-7【ウェブ】、1-8【ウェブ】)

大学院においては、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学、スポーツ健康科学及び医療看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的及び使命としている(大学院学則 第1条)(資料1-9【ウェブ】)。学是「仁」、理念「不断前進」並びに研究科の目的及び使命に則り、各研究科におけるそれぞれの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、各研究科規程の第1条に明示している。例えば、スポーツ健康科学研究科では、『学是「仁」と「不断前進」の理念のもと、

スポーツと健康の医科学研究を行い、人々の健康で文化的な生活形成に貢献できる実践的かつ創造的な人材を育成することを目的とする』と説明している。このように、大学の理念・目的と研究科の目的は連関して設定されている。(資料1-8【ウェブ】、1-9【ウェブ】、1-10、1-11、1-12)

以上のことから、大学の理念・目的を適切に設定しており、各学部・研究科では、大学の理念・目的に則り、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的は適切に設定されており、両者は連関していると評価する。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

【評価の視点】

- 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
- 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念、目的、学部、研究科の目的等の周知及び公表

大学の学是、理念、学風は、全学的にホームページ、各種パンフレット、広報誌等に掲載し、周知を図っている。大学の目的は、学則第1条及び大学院学則第1条に明示している。(資料1-1【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-9【ウェブ】)

学部においては、学部、学科毎に人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を「順天堂大学学則第1条第2項関係 別記」に明示している。大学院研究科においては、各研究科規程の第1条にそれぞれ明示している。(資料1-7【ウェブ】、1-10、1-11、1-12)

大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的は、教職員に対しては、各学部・研究科において実施している各種オリエンテーション、ワークショップ・FD研修会において周知を図っている。ワークショップ・FD研修会では、理念・目的から教育・研究等に係るテーマについて検討している。その他、理事長による年頭所感、学祖祭における式辞、入職時研修、部課長研修会、主任研修会等により周知が図られている。

新入生に対しては、大学の理念・目的は、入学式の式辞において説明されるとともに、その内容は学内広報誌にも掲載し全学的に周知している。在学生に対しては、各学部・研究科における各種オリエンテーションを通じて繰り返し説明され、シラバスや履修要項等にも掲載し周知している。(資料1-13)

保護者に対しては、各学部において、毎年開催される保護者会において繰り返し説明を行っている。

社会に対しては、ホームページに「情報公開(基本情報)」の項目を設け、教育研究上の基礎的な情報で公表している。また、本学の理念等の醸成の過程を説明するために「順天堂の歩み」も掲載している。(資料1-14【ウェブ】、1-15【ウェブ】)

冊子『2013年 順天堂創立175年の軌跡～今、ふたたび「仁」～古き歴史と日新の科学を踏まえて』を、本学来校者等にも配布し、本学への理解を深めている。(資料1-16)

順天堂創立175周年を記念して、2014(平成26)年3月、『写真で見る順天堂史 175年の軌跡』(以下、「175写真集」)を刊行している。写真集の形式でまとめたもので、順天堂の歴

代9人の堂主で時代を区分し、各時代を表す資料や写真を掲載した。日本の近代医学史の流れとともに、本学が学是「仁」・理念「不断前進」に基づく、最先端の医療と教育・研究を通じ、社会に貢献してきたことを分かりやすく伝える内容となっている。(資料1-17)

毎年、年初に、理事長から年頭所感として大学、附属病院の教職員に対して訓示を行っている。年頭所感では、大学、附属病院の教育・研究・診療における前年の活動に対する点検・評価及び本年の方針等が詳細に述べられており、この訓示を通して、大学の理念・目的・指針等の再確認が行われている。(資料1-18【ウェブ】)

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

【評価の視点】

- 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
- ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定
 - ・中・長期の計画その他の諸施策は、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容になっているか

本学は創立175周年事業として、将来にわたり時代の要請に応えることのできる人材の養成及び世界的に評価される研究成果の創出を担える国際的な健康総合大学・大学院大学の確立を目指して、大学キャンパス・ホスピタル再編事業計画を立ち上げた。本郷・お茶の水キャンパスの再整備をはじめ、さくらキャンパスの施設設備の整備、浦安病院・静岡病院・練馬病院の新棟増築等、着実に事業を推進している。

従来、長期計画として「10年間の収支見通し」を策定し、理事会の審議・承認を受けていたが、10年間の長期計画では環境変化が激しい中、不確定要素が大きいという実情を踏まえて、2020(令和2)年より、教育・研究活動及び大学運営に係る事業に関する「5年間の中期的な計画」に変更したうえで策定し、2020(令和2)年3月に理事会に提案し、承認を得た(2020(令和2)年4月～2025(令和7)年3月)。中期的な事業に関する計画は、「Ⅰ 教育」、「Ⅱ 研究」、「Ⅲ 診療」、「Ⅳ 社会貢献」、「Ⅴ 国際」、「Ⅵ 運営」の6つの項目において中期的な目標を掲げ、目標を達成するための中期的な計画を策定している。毎年実施している自己点検・評価を踏まえ、必要に応じて実施計画の見直しを行っている。中期計画についての当期の実施状況を取りまとめ、理事会・評議員会に報告し、ホームページに掲載している。(資料1-19【ウェブ】)

中期計画に基づく収支見通しを策定しており、今後5年間の各種事業計画や設備投資計画を織り込んだ収支状況と共に、必要な財務基盤が構築できているか理事会で審議している。(資料1-20)

(2) 長所・特色

各学部・研究科において、学是「仁」・理念「不断前進」を踏まえた、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が設定されている。学生の人間形成過程を大切にするとともに学生の個性を引き出し自己学習の意欲を喚起する教育が行われ、高い倫理観に基づく独創性・先端性のある研究活動が展開されている。理念・目的は、全学的にホームページ、各種

パンフレット、広報誌等により、継続的に周知している。また、教職員、学生、保護者等、それぞれ対象に応じて、各種オリエンテーション、ワークショップ・FD研修会、シラバス掲載、懇談会等により周知徹底を図っている。(資料1-14【ウェブ】)

2014(平成26)年3月に刊行した「175写真集」を、学生、大学院生、教職員、保護者、その他の関係者に配付しており、本学の創立以来の理念・目的に基づく諸活動への理解が深められている。継続して、入学式、卒業式、新入職員オリエンテーション等で「175写真集」を配付し、学生、大学院生、教職員、保護者に対する本学への理解の深耕を図る。また、本学の支援者にも配付し、本学への理解を深めるツールとして活用していく。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

各学部・研究科において、学是「仁」・理念「不断前進」に基づき、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が設定されている。医学、スポーツ健康科学、看護学、理学療法学、診療放射線学、臨床検査学、臨床工学及び国際教養学の分野における教育・研究に関する指針となっている。前述のように複数の方法により、学内はもとより広く社会一般にも公表されている。また、本学の理念・目的を実現するために、事業に関する中期的な計画を策定し、毎年実施状況を報告するとともに、「中期計画に基づく収支見通し」を策定し、毎年見直しを行っている。更に、毎年の実際の収支が、各学部の教授会において報告されている。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針と手続を明示しているか。

【評価の視点】

1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、『内部質保証に関する方針』に内部質保証のための全学的な方針、体制及び手続きを定め、大学ホームページに公表している。内部質保証に関する基本的な考え方は、以下のとおりである。（資料2-1）

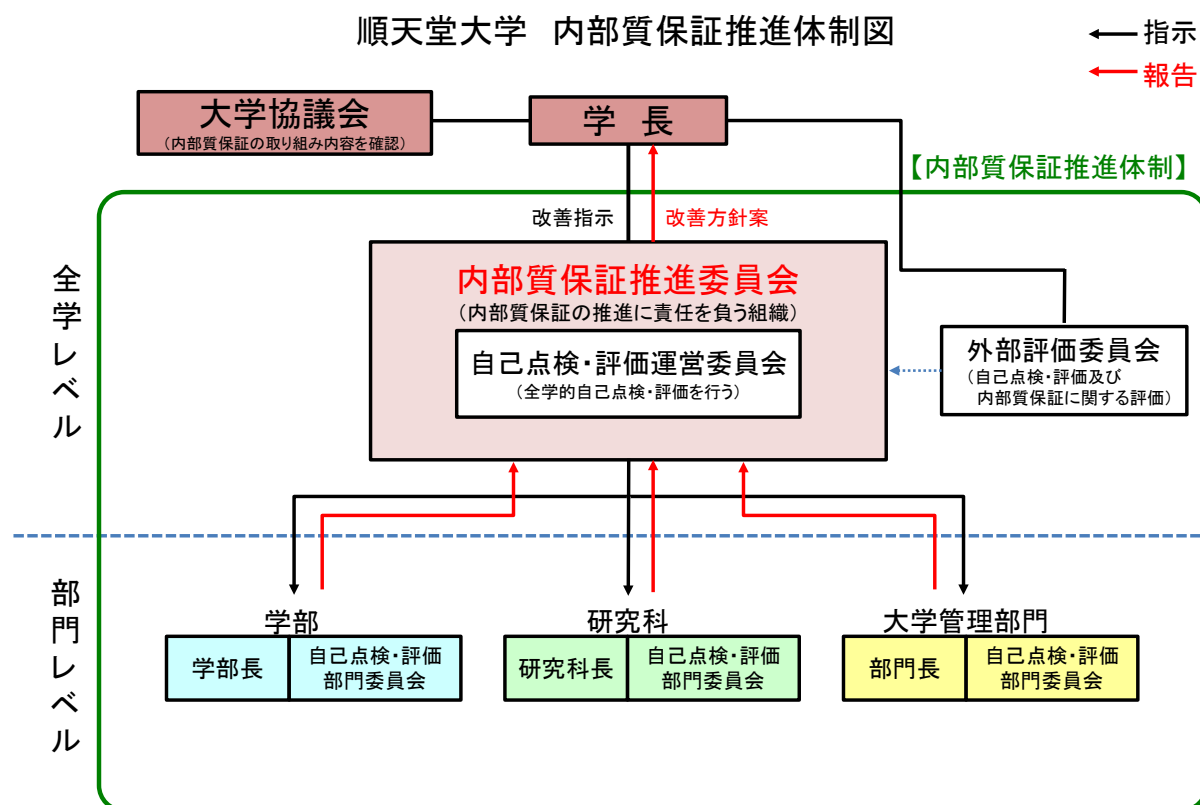
（内部質保証の定義及び方針）

本学における内部質保証とは、教育研究等の状況について、自ら点検・評価を行い、その評価結果をもとに、質の向上を図り、適切な水準にあることを自らの責任で説明し証明していく恒常的・継続のプロセスをいう（以下、「PDCAサイクル」という。）。このPDCAサイクルを円滑に廻すことを通じて、本学の教育研究等の質を保証し、本学に対する社会的信頼をより一層確実なものとする。

『内部質保証に関する方針』では、学長は、内部質保証推進の最高責任者として、全学的な立場から内部質保証システムの推進に責任を負うとし、本学の内部質保証推進に係る実施体制として、組織、内部質保証推進の対象及び手続きを明示している。組織面では、内部質保証のPDCAサイクルを機能させ、客観性を担保するために、「内部質保証推進委員会」、「自己点検・評価運営委員会及び同部門委員会」、並びに「外部評価委員会」を置くことを定めている。これらの各委員会の権限、役割、手続き等については、『順天堂大学内部質保証に関する規程』に具体的に定めている。各委員会に異なる権限、役割を持たせ、それぞれが役割を果たすことにより、学長の下で全学的に質保証に取り組む体制を構築している。内部質保証推進の対象は、(公財)大学基準協会の認証評価における大学基準の主要項目に準拠した内容としている。（資料2-2, 2-3, 2-4, 2-5）

内部質保証を推進する組織の権限と役割、内部質保証に関わる部門（学部・研究科等）との役割分担、PDCAサイクルの運用プロセスは次のとおりである。全学レベルでは、「学長」の下に内部質保証の推進に責任を負う組織として「内部質保証推進委員会」を置き、同委員会に内包する形で全学的な自己点検・評価を行う「自己点検・評価運営委員会」（内部質保証のPDCAサイクルの「C」を担う）を置いている。部門レベル（学部・研究科等）で実施した自己点検・評価の結果は「自己点検・評価運営委員会」及び「内部質保証推進委員会」での審議を経て、「学長」に報告される。「学長」は、その報告を受け、改善を要する事項について当該部門に改善の指示を行う。当該部門では、必要な場合は「内部質保証推進委員会」の支援を受け、改善計画に沿って改善を実施する。改善結果は「内部質保証推進委員会」を通じて、「学長」に報告されるという改善サイクルとなっている。「学長」は、内部質保証の取り組み内容を確認する必要がある場合や教育・研究に関して全学に共通する事項を審議する場合には、学長が主宰する大学協議会で審議した後、各部門へ指示を出している。また、自己点検・評価及び内部質保証についての客観性・妥当性・有効性を第三者の立場から検証

する「外部評価委員会」による評価を受ける仕組みになっている。なお、『内部質保証推進に関する方針』、『体制図』及び『規程』は、大学ホームページ（「大学評価」）に公表し共有していることに加え、2021(令和3)年度から、教職員が日常業務を行う際のツールとして利用する学内ポータルサイトにも掲載している。内部質保証の手続きは、『内部質保証に関する方針』で明示しており、『体制図』とともに、ホームページやポータルサイトを参照することで共有されている。また、本学は全学的な自己点検・評価を毎年度実施し、内部質保証を推進していることから、その手続きは共有されている。（資料2-6【ウェブ】）



以上のことから、本学は、内部質保証のための全学的な方針と手続きを定め、明示しており、内部質保証に関わる組織の役割分担、PDCAサイクルの運用プロセスも明確であると評価する。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

【評価の視点】

- 1：内部質保証推進組織・学内体制の整備
- 2：内部質保証推進組織のメンバー構成

2020(令和2)年度より、『内部質保証に関する方針』及び『順天堂大学内部質保証に関する規程』に基づき、学長の下に、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う「内部質保証推進委員会」を設置している。同委員会では、自己点検・評価の結果に基づく、全学及び学部・研究科等各部門に関わる要改善事項に対する改善方法の検討や学部・研究科等各部門で行われる内部質保証の取り組み支援を行っている。構成員は、①学長特別補佐、②各学部長、③各研究科長、④総務局長、⑤その他、学長が必要と認める者である。（資料2-7）

内部質保証の推進に必要な自己点検・評価については、『順天堂大学自己点検・評価に関する規程』に基づき、「自己点検・評価運営委員会」及び各部門の「自己点検・評価部門委員会」が実施することとしている。「内部質保証推進委員会」が責任を負う内部質保証のPDCAサイクルのうち、「C」は「自己点検・評価運営委員会」が担当するように役割を整理している。

「内部質保証推進委員会」に内包する形で全学的な自己点検・評価を行う「自己点検・評価運営委員会」を置いており、構成員は、①学長が指名する教授、②各学部長が指名する教授1名、③各研究科長が指名する教授1名、④総務局長、⑤その他学長が必要と認める者である。各部門の「自己点検・評価部門委員会」は、各部門で組織するものとし、各部門の長が委員長となり、部門委員会を運営している。(資料2-8)

「内部質保証推進委員会」は、全学的な内部質保証の推進に責任を負うことから、学部長・研究科長からなる部門長で構成し、「自己点検・評価運営委員会」は、大学全体の自己点検・評価を行うことから、教学実務に精通した教授で構成していることが特徴である。

第三者の立場から本学の自己点検・評価及び内部質保証の取り組みを客観性・妥当性・有効性の観点から評価する「外部評価委員会」を設けている。外部評価委員は、学外有識者で構成され、大学運営全般に経験と実績を有する者、医学教育・スポーツ教育に造詣の深い者、高大接続の観点から中学・高等学校の運営責任者及び企業の執行役員を選任している。

「自己点検・評価運営委員会」の審議結果は「内部質保証推進委員会」に報告され、「内部質保証推進委員会」及び「外部評価委員会」の審議結果は、学長に報告される。学長はこれらの報告を踏まえて各部門長に対し、必要な改善指示を行い、各部門長はこれを実行する。このように上述の3つの委員会がそれぞれの役割を果たすことにより、学長の下で全学的な教学マネジメントが有効に機能し、大学全体として必要な改善活動のサイクルが回り、本学の教育・研究等の改善・向上が図られる仕組みになっている。(資料2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5)

内部質保証の取り組みは、教育研究活動等の評価及び改善・向上を図るための管理運営業務と不可分であることから、認証評価、自己点検・評価等に関する事務を含め、教学関係の評価及び改善・向上に係る事務を担当する大学の組織として、大学評価支援室を設置している。(資料2-9)

上記の他、本学の内部質保証を支える仕組みとして、学長が主宰し、教育・研究に関して全学に共通する事項を審議する機関として、「大学協議会」を置いている。学則その他教育・研究に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項や全学的な教育課程の編成方針を協議する他、内部質保証システムの適切性を含め、各学部・研究科での教育・研究の質を高める取り組みを全学的に共有し、必要に応じ学長が指示を行うことにより、更なる改革・改善を促すようになっている。(資料2-10)

また、授業レベルでの内部質保証として、授業がシラバスに基づいて実施されているのかなど、学生による授業評価の結果をもとにして授業改善を図っている。シラバスは毎年度作成しており、カリキュラム委員会等において第三者チェックを行い、その結果を各教員にフィードバックし内容の改善が図られるという体制が整備されている。

以上のことから、本学は、学長の下に内部質保証に責任を負う内部質保証推進委員会を置

き、関連する組織がそれぞれの役割を果たすことにより、内部質保証の取り組みが円滑に進む体制を整備していると評価する。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

【評価の視点】

- 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対する適切な対応
- 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保
- 8：内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学部等を単位としたPDCAサイクルの運営などに関し、内部質保証推進組織等において、COVID-19への対応・対策の措置を講じたか

本学では、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方を次のとおり定め、ホームページに掲載している。この基本的な考え方に基づき、各学部・研究科では、3つのポリシーを策定している。3つのポリシーは、教育内容充実のためのPDCAサイクルの起点となるように制定しており、これらは、カリキュラム改正や教育内容の充実にあわせて、適宜、点検し、見直しを行っている。この点検・見直しの全学的な指示は、学長及び内部質保証推進委員会委員長の下で行われている。

（資料2-11【ウェブ】，2-12）

《3つのポリシー策定の基本方針》

順天堂大学は、開学(1838年)以来、学是「仁」(人在りて我在り、他を思いやり、慈しむ心、これ即ち「仁」と理念「不断前進」(現状に満足せず、常に高い目標を目指して努力し続ける姿勢)に則り、「三無主義」(出身校、国籍、性による差別無く優秀な人材を求め、活躍の機会を与える)の学風を掲げ、7学部3研究科6附属病院からなる「健康総合大学・大学院大学」として教育・研究・医療そしてリベラル・アーツを通じて国際レベルでの社会貢献と人材育成を進めております。

本学に学び、卒業時・修了時に、何を身に付けたか、何ができるようになったかという質保証の観点から、3つのポリシーでは、以下のことを明確にしております。全学の方針を大学全体の視点で策定し、学位プログラム(学部、研究科)単位で詳細を明示しております。

1. ディプロマ・ポリシーで明確にしていること
卒業・修了に際し、当該課程における学位を授与する要件として、学生が身に付けているべき資質・能力の目標を示します。
2. カリキュラム・ポリシーで明確にしていること
ディプロマ・ポリシーに示した資質・能力を学生が効果的に身に付けられるように、どのようにカリキュラムを編成・実施し、学修成果をどのように評価するのかを示します。
3. アドミッション・ポリシーで明確にしていること
カリキュラムを通して、本学の卒業生・修了生となり得る意欲・資質を有する学生を入学者として得るため、求める学生像、入学に際し求められる学力の水準、入学者選抜などの方針を示します。

『内部質保証に関する方針』、『順天堂大学内部質保証に関する規程』及び『順天堂大学自己点検・評価に関する規程』に基づき、内部質保証の推進に必要な自己点検・評価を、毎年度、全学的に実施している。自己点検・評価にあたり、例年2月～3月、「自己点検・評価運営委員会」にて、自己点検・評価報告書の作成方針、作成要領、点検・評価項目について審議し、各部門へ自己点検・評価報告書の作成を依頼している。各部門では、3月～5月、現状把握を行い、長所・特色及び問題点を明らかにする。問題点については、その改善方針も自己点検・評価報告書で説明することになっている。各部門から提出された自己点検・評価報告書は、6月～7月、「自己点検・評価運営委員会」の事務局にて取り纏められる。各部門の自己点検・評価報告書をもとに、8月～9月、「自己点検・評価運営委員会」にて、大学全体の視点で自己点検・評価を行い、全学の自己点検・評価報告書として纏められる。並行して、8月～9月、「外部評価委員会」からの評価を受けている。自己点検・評価の結果、明らかになった問題点とその改善方針、外部評価委員会の評価結果は、10月～11月、学長及び「内部質保証推進委員会」に報告される。学長は改善方針を承認し、その改善と改善状況報告書による報告を指示する。問題点を把握した部門は、改善方針に基づき、問題点の改善に取り組むこととなる。必要な場合は、学長からの指示又は「内部質保証推進委員会」の支援を得て改善に取り組む。事案によっては、規約の制定や改正が必要となるものがある。その際には、学長が主宰する「大学協議会」で、全学的観点から審議が行われる。改善の状況は、3月末までに改善状況報告書に纏め、内部質保証推進委員会委員長に提出される。改善状況報告書は、翌年4月、全学的にとり纏められ、5月、「自己点検・評価運営委員会」及び「内部質保証推進委員会」で協議された後、学長及び「大学協議会」に報告される。学長は更なる改善が必要な場合には、必要な指示を出し、これを受けた部門長は改善策を立案し、学長に報告のうえ実行するという流れで、教育、研究及び大学の諸活動の質を保証する一連のPDCAサイクルが回るようになっている。毎年度の「内部質保証推進委員会」及び「外部評価委員会」における審議内容並びに各部門の対応状況は、「大学協議会」で確認され、内部質保証システム自体の適切性、有効性が検証されている。(資料2-13, 2-14, 2-15, 2-6【ウェブ】)

自己点検・評価の結果、内部質保証活動により改善した主な事例は、以下のとおりである。

(1) 学生の受け入れに係る公正確保

2018(平成30)年12月に文部科学省が公表した「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」を受けて、2019(令和元)年度に大学基準協会より、2018(平成30)年度以前の医学部入試における不適切な取り扱いに関し、①学生の受け入れ、②管理運営、③内部質保証の問題点を指摘され、大学基準適合の判定を取り消された。指摘事項は、2019(令和元)年度の自己点検・評価報告書に明記された。①については、同省の調査時から、医学部で対応し、同省からも問題点は改善されたとの通知を受けていた。合否判定基準の改訂や入試について事後的に検証を行う委員会(入試検討委員会)が設置された。②及び③の事項については、改善方針に基づき改善に取り組んだ。全学的な対応として、2020(令和2)年3月に内部質保証に関する規程等を整備し、同年4月に内部質保証推進委員会を発足させ、同年5月・6月の同委員会にて、全学部・研究科の入試の公正性・適切性の検証を行い、その結果をもとに改善・向上の取り組みを行っていることを確認した。これらの取り組みは、学外有識者から成る外部評価委員

会による評価を受け、指摘事項は全て改善していると確認された。2020(令和2)年7月～10月には同協会の追評価を受審し、2021(令和3)年3月には問題点は改善されたことが認められ、大学基準「適合」の判定を得た。これらの対応状況は改善状況報告書にまとめられ、自己点検・評価運営委員会及び内部質保証推進委員会で協議された後、学長及び大学協議会に報告され、了承されている。なお、上述の医学部の入試検討委員会は、2020(令和2)年10月に、入試検証委員会に名称変更を行い常設の委員会となり、同委員会の機能は、他の学部・研究科においても必要なことから、全学的に入試検証委員会が整備され、毎年度、入試の公正性・適切性が検証されるようになっている。(資料2-6【ウェブ】、2-16, 2-17, 2-18)

(2) COVID-19 感染拡大防止に伴う遠隔授業等の導入

2019(令和元)年度の自己点検・評価報告書では、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の拡大が予想されたことから、対面授業に代えて、遠隔授業等の対応を検討する必要があることが問題点として挙げられ、2020(令和2)年度に改善方針に基づき対応がとられた。全学的な対応としては、学生の通信環境を調査し、希望する学生には、Wi-Fiルーターを貸与し、費用の半額を補助する対応をとった。各学部・研究科では、授業内容により、オンライン双方向型、オンデマンド型、対面授業とオンライン授業を組み合わせたハイブリッド型(一部ハイフレックス型)等で授業が運営された。授業の対応方針の策定や遠隔授業に関するFD活動も行われた。専用サイトを立ち上げ、遠隔授業等のノウハウを共有する取り組みも見られた。これらの対応状況は改善状況報告書にまとめられ、自己点検・評価運営委員会及び内部質保証推進委員会で協議された後、学長及び大学協議会に報告され、了承されている。一連の改善状況は、2021(令和3)年度の外部評価委員会で確認されている。引き続き、感染状況に応じ、柔軟に対応することが求められ、これまでの対応で得られたことを整理し、オンライン授業を含めた教育の質の改善・向上に継続して取り組んでいる。(資料2-18)

(3) 授業評価アンケートの改正

全学的に、授業毎の授業評価アンケート(出席票を兼ねたもの)を実施しているが、授業改善に活かすためには、アンケート内容の充実を図る必要があった。また、質問内容も学部・研究科毎に異なることから、全学的に集計・分析できるように質問項目を共通化する必要があった。本件は、2020(令和2)年度の自己点検・評価報告書で問題点に挙げられ、2021(令和3)年度に改善方針に基づき対応がとられた。2022(令和4)年度より、授業毎の授業評価アンケート項目の設定と対象となる授業を変更し、授業科目終了時アンケートを新規に実施するようにした。授業毎の授業評価アンケートは、設問を精査して全学部・研究科で共通とし、オムニバス形式の授業は必須とするが、それ以外の授業は実施の可否を学部・研究科毎に判断することとした。また、授業科目終了時アンケートは、全授業科目で必須とし、アンケートデータについては情報戦略・IR推進室が全学的に集計・分析して結果を各学部・研究科にフィードバックすることを検討している。これらの対応状況は改善状況報告書にまとめられ、自己点検・評価運営委員会及び内部質保証推進委員会で協議された後、学長及び大学協議会に報告され、了承されている。一連の改善状況は、2022(令和4)年度の外部評価委員会で確認されている。(資料2-19, 2-20, 2-21)

(4) GPAに関する指標（評価・素点・GP）の統一

自己点検・評価報告書では、GPAの活用について説明していたが、指標（評価・素点・GP）の定め方は学部・研究科ごとにばらつきがあることが分かった。最高評価をS評価とする学部もあればA評価にする学部もあった。また、A評価でも素点幅を20点に取る学部もあった。本件は、2021(令和3)年度の自己点検・評価報告書で問題点に挙げられ、改善の対応が進められた。2021(令和3)年11月、内部質保証推進委員会で協議し、大学として評価(S, A, B, C, D)が統一され、2022(令和4)年度より、運用を開始した。更に、2022(令和4)年には、成績評価が各科目の到達目標の達成度評価となるように、各評価(S, A, B, C, D)の達成度の説明文(評価基準)について、内部質保証推進委員会で協議し、全学的に統一されることとなり、2023(令和5)年度から運用が開始される。これらの対応状況は2022(令和4)年度末までに改善状況報告書にまとめられ、2023(令和5)年度に關係する委員会等で確認される。(資料2-22, 2-23)

自己点検・評価では、現状把握はされているものの、問題点としては挙げられなかった事項のうち、内部質保証推進委員会として、更なる教育の質向上に繋がると考えて対応した事項は次のとおりである。取り組みの内容は、適宜、学長に報告され、必要な指示が出されている。大学協議会でもその対応状況を確認している。

(1) 障がいのある学生の支援に関する基本方針制定

自己点検・評価においては、『学生の支援に関する方針』の中で、一部、障がい学生に対する支援方針を明示していることは確認していたが、同方針は、学生全般を対象にしたもので、障がい学生を主な対象としたものではなかったことから、内部質保証推進委員会において『障がいのある学生の支援に関する基本方針』を制定することを発案し、学長が主宰する大学協議会での審議を経て制定した。同方針は、学内広報誌への掲載、教授会・研究科委員会に対する学長からの周知指示、学内LAN利用者のメールマガジン、ホームページ掲載で学内外への周知を図った。(資料2-24)

(2) 経常費補助金[一般補助]教育の質に係る客観的指標調査を用いた教育の質向上の取り組み

自己点検・評価において、同調査で示されている補助要件は、各部門にて現状把握はなされているが、更なる質向上を目指し、同調査の補助要件を活用し、全学的に要件を満たせるように取り組んでいる。内部質保証推進委員会にて、対応が可能と考えられる補助要件について、要点整理と今後の対応・注意点を示し、各部門の対応状況をフォローしている。例えば、2020(令和2)年度には、GPA制度を進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準として用いること、ディプロマ・ポリシーと当該授業科目の関連性をシラバスに明記すること(全科目)、単位認定・学位授与・卒業判定等とは別に学修成果を把握すること、学生による授業評価結果を活用した授業の改善を図るための制度的取り組み(顕彰、改善計画提出、FD等)等について対応した。2021(令和3)年度には、全学的な授業評価アンケート結果の公表、新たなシラバス統一フォーマットの整備による記載もれ対策、学修成果の把握としてアセスメント・テスト整備、コンピテンシー達成度アンケート実施等の進捗が見られた。2022(令和4)年度には、履修系統図の作成等を活用した教育課程編成の改善、入学前教育や初年次教育の実施、全学部複数学年での

学修の成果の把握等について議論した。(資料2-25, 2-26, 2-27, 2-28)

(3) 学修成果の把握・可視化への対応

2020(令和2)年度には、内部質保証推進委員会にて、「教学マネジメント指針」に基づき、単に授業科目ごとの成績評価を示すだけでは学修成果の把握としては不十分で、様々な指標を組み合わせて、ディプロマ・ポリシーに定められた学修目標の達成状況を明らかにすることが必要であることを説明し、全学的に学修成果の把握・可視化に取り組むことを確認している。学修成果の把握・可視化への取り組みを推進するため、内部質保証推進委員会委員長が主導し、ディプロマ・ポリシーと卒業時コンピテンシーの設定、学年進行に沿ってマイルストーン毎に「コンピテンシーの獲得の到達レベル」の明示、コンピテンシーの獲得を測定する評価法の開発及び結果の公表状況について、取り組みが先行する医療看護学部、保健看護学部、保健医療学部と打合せを行い、進捗状況を確認し、今後の対応を協議している。2021(令和3)年度には、内部質保証推進委員会にて、コンピテンシー評価に関する他学事例の共有、各学部・研究科の学修成果の測定方法の情報共有を図った。また、学修成果の可視化の前提として、アセスメントの定義や方法について再確認を行った。2022(令和4)年度には、ルーブリック評価の活用事例を共有し、成績評価基準の統一についても協議を行った。大学全体のアセスメント・プランに基づき、学修成果の検証も行った。(資料2-29, 2-19, 2-30, 2-31, 2-32, 2-33, 2-34)

行政機関への対応として、文部科学省から認可を受けた学部設置及び定員増申請については、アフターケア(AC)期間における設置計画履行状況報告書を提出し、適切に対応している。2017(平成29)年度設置計画履行状況等調査の結果、国際教養学部において改善意見、2018(平成30)年度保健医療学部診療放射線学科設置認可時に遵守事項が付され、それぞれ直ちに対応を行い、翌年度の設置計画履行状況報告書において対応状況の報告を行った。なお、2022(令和4)年度に提出した報告書は以下のとおりである。(資料2-35)

開設年度	AC 期間	学部学科名	設置区分
2018(平成30)年度	2019(平成31)～ 2022(令和4)年度	保健医療学部理学療法学科 " 診療放射線学科	学部設置認可
2018(平成30)年度	2019(平成31)～ 2022(令和4)年度	国際教養学部国際教養学科	収容定員変更認可
2021(令和3)年度	2021(令和3)年～ 2024(令和6)年度	スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科	学部学科設置届出
2022(令和4)年度	2022(令和4)年～ 2026(令和9)年度	医療科学部臨床検査学科 " 臨床工学科	学部設置届出
2022(令和4)年度	2022(令和4)年～ 2027(令和9)年度	医学部医学科	収容定員変更認可
2022(令和4)年度	2022(令和4)年～ 2025(令和7)年度	医療看護学部看護学科	収容定員変更認可
2022(令和4)年度	2022(令和4)年～ 2025(令和7)年度	保健看護学部看護学科	収容定員変更認可

2018(平成30)年12月14日に文部科学省が公表した「医学部医学科の入学選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」を受けて、2020(令和2)年2月、大学基準協会から、2016(平成28)年度に認定を受けた「適合」判定を取り消され、「不適合」に変更された。これを受けて、本学は、指摘事項を真摯に受け止め改善に取り組み、2020(令和2)年7月～10月に追評価を受審し、2021(令和3)年3月、大学基準に「適合」しているとの認定を受けている。同時に、2016(平成28)年度の大学評価で指摘された5つの努力課題についても評価を受け、概ね適切な改善がなされているが、医学部医学科の過去5年間の入学定員に対する入学人数比率の平均が1.01と高いので、引き続き検討が望まれると評価されている。その後、更なる改善に取り組み、2022(令和4)年度までの5年間の同比率は、1.00と改善されている。(資料2-36【ウェブ】，大学基礎データ表2)

分野別評価について、本学医学部は、2016(平成28)年3月に一般社団法人日本医学教育評価機構(JACME)に自己点検評価書を提出し、同年6月に実地調査を受け、世界医学教育連盟(WFME)の国際基準に基づく「医学教育分野別評価基準日本版 Ver. 1.30(2015年4月版)」による評価を受けた。2018(平成30)年12月14日付で文部科学省より「医学部医学科の入学選抜における公正確保等に係る緊急調査」の最終まとめが公表されたことを受け、2019(平成31)年4月、日本医学教育評価機構(JACME)より審議停止が通達された。この結果を真摯に受け入れ、本学医学部は第三者委員会等による社会的説明責任を果たし、入学選抜における公正性の確保等の改善に取り組んだ。その後、2019(令和元)年6月、文部科学省による書面調査及び訪問調査の結果、緊急調査(書面調査及び訪問調査)において指摘された事案は全て改善され、大学設置基準第2条の2の趣旨に反する不適切な事案は確認されなかったとの通知があった。第三者委員会による調査は継続され、2019(令和元)年10月31日に最終調査報告書を受領し、「体制整備及びガバナンスの強化」「透明性・客観性の確保」「入試の公正性確保のための不断の点検・評価及び見直しの実施」についての提言を受けた。最終調査報告書については、翌11月1日にホームページで公表を行った。2020(令和2)年3月に医学教育分野別評価基準日本版 Ver. 2.31を基に、関連する領域4.1(入学方針と入学選抜)、4.2(学生の受け入れ)に関して「医学部入学選抜に関する改善報告書」を提出し、ヒアリングを受けた結果、審議停止されていた評価が再開され、2020(令和2)年4月1日付にて認定された。認定期間は2020(令和2)年4月1日から2024(令和6)年3月31日となった。評価結果は、「基本的水準」では、36項目中、適合29項目、部分的適合7項目、不適合0項目、「質的向上のための水準」では、36項目中、適合29項目、部分的適合6項目、不適合0項目、評価実施せず1項目となり、概ね良好な評価であった。評価報告書の総評では次の点について改善が求められている。

- ・6年間の教育成果を明らかにするために、カリキュラムの連携を明らかにしてカリキュラム評価をさらに推進すべきである。
- ・医学部教学IRは、学生の進歩を知識だけでなく、パフォーマンス等の技能・態度の評価を含めて集積、分析し、教育改善を行うべきである。

上記の改善事項に加え、各評価項目において「部分的適合」とされ、「改善のための示唆」「改善のための助言」が付された評価項目については、カリキュラム委員会、教務委員会、医学教育研究室を中心としたワーキンググループを中心に改善案を策定・実施し、2021(令和

3)年8月に提出した年次報告書により改善状況を報告している。次回の受審予定は、2023(令和5)年3月に自己点検評価報告書を提出し、6月に実地調査を受ける予定である。(資料2-37【ウェブ】)

点検・評価における客観性、妥当性の確保の仕組みは次のとおりである。

- (1)学外有識者からなる外部評価委員会を設置し、本学の自己点検・評価及び内部質保証の取り組みの客観性・妥当性・有効性について、第三者の立場から評価を受け、その結果を公表している。(資料2-6【ウェブ】)
- (2)各部門で行われた自己点検・評価の客観性・妥当性については、自己点検・評価運営委員会において大学全体の視点で確認を行い、自己点検・評価報告書として纏めている。

教職課程に関する点検評価は、2021(令和3)年度を基準に教職課程センターにて実施している。(資料2-38【ウェブ】)

2020(令和2)年4月より、COVID-19感染防止の観点から、対面授業に代えて、遠隔授業で対応する必要が生じたため、同月、その対応について内部質保証推進委員会にて審議し、次のとおり学則を改正した。同時双方向型の遠隔授業やオンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行えること(多様なメディアを高度に利用した授業)を規定し、学部における修得単位は、文科省が定める60単位を超えないものとした。関連して、遠隔授業の過程における資料のインターネット送信に係る著作権については、個別の許諾を要することなく、様々な著作物をより円滑に利用できるように「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」(サートラス)に登録している。(資料2-39)

学長は、COVID-19に関する対応について、法人ホームページに専用サイト「新型コロナウイルス感染症に関連する対応について」を設け、学生・教職員あてに、適宜、学長メッセージや大学としての方針を発信し、周知を図っている。過去に発信したもののうち主なものは、学費延納措置、修学支援制度や奨学金申請手続きの支援、オンライン授業のための通信環境サポート、授業への対応、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応方針についてである。同サイトには、「学長メッセージ」の他、「学生の方へ」、「教職員の方へ」というように対象別に必要な情報がまとめられている。「学生の方へ」の項目では、各学部・研究科の対応をまとめたサイトへのリンクが設定されており、授業・行事、経済的支援、就職支援、課外活動に関する情報等が確認できるようになっている。(資料2-40【ウェブ】、2-41)

以上のことから、本学の内部質保証システムは、方針及び手続きに基づき有効に機能していると評価する。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

【評価の視点】

- | |
|--------------------------------------|
| 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 |
| 2：公表する情報の正確性、信頼性 |

3：公表する情報の適切な更新

本学では、『学校法人順天堂情報公開取扱要領』に基づき、本学の教育研究活動やその他諸活動の状況を公表している。2011(平成23)年4月1日施行の学校教育法施行規則等の一部を改正する省令で示されている公表すべき情報については、ホームページに「情報公開(基本情報)」、「各種方針」という項目を設け、本学の現状を公開している。情報公開が義務付けられた項目以外にも、2019(令和元)年度より、学生の本学に対する満足度や意欲等に関するアンケートの結果を公開している。また、医学部各講座・研究室の研究紹介資料の公開や研究成果の海外メディア向けプレスリリース等、本学の教育研究活動について社会に対し情報発信を行うための有効な施策を検討し実行している。(資料1-14【ウェブ】、2-11【ウェブ】、2-42, 2-43【ウェブ】、2-44【ウェブ】、2-45【ウェブ】)

同省令改正により求められた、教員の教育研究活動状況に関する情報公開については、研究者情報データベースをホームページに掲載することにより実施している。更に、2022(令和4)年度中に「研究者情報データベース」の公開項目やデザイン見直しを予定しており、より効果的な情報公開の方法を検討中である。また、コロナ禍における本学教員によるCOVID-19に関連する研究成果等を纏めたWebサイトを2021(令和3)年4月に公開した。世界の教育・研究の質向上に資することを目的とし、本学教員の教育・研究活動を継続的・主体的に社会に発信している。(資料2-46【ウェブ】、2-47【ウェブ】)

自己点検・評価結果については、毎年度、冊子「自己点検・評価報告書」を刊行するとともにホームページにも公開し、社会に対する説明責任を果たしている。外部評価委員会の評価結果及び認証評価結果に関しても、ホームページに公表している。教職課程に関する点検・評価の結果も同様にホームページに公表している。(資料2-6【ウェブ】、2-38【ウェブ】)

財務情報については、ホームページ「情報公開(基本情報)」の中に項目を設け、各種計算書類を公開している。また、事業報告書も公開しており、同報告書内にて資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表に関する概要を説明している。財務状況の経年推移を示すグラフや図表も掲載されており、閲覧者の理解がより深まるように工夫をしている。(資料1-14【ウェブ】)

本学の諸活動の取り組みについては、法人ホームページに「NEWS」、「EVENT」、「TOPICS」、「プレスリリース」、「メディア掲載」、「順天堂だより」、「SNS」等の項目に分けて掲載し、社会に対する説明責任を果たしている。更に、独自サイト「GOOD HEALTH Journal」を展開し、医療・スポーツに関わる教育・研究・臨床、教職員の活動の紹介等の情報発信を通じ、本学活動へのより深い理解促進を図っている。(資料2-48【ウェブ】、2-49【ウェブ】)

**点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

【評価の視点】

- 1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価
- 2：点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用
- 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的な自己点検・評価は、毎年度実施し、問題点とその改善状況は、自己点検・評価運営委員会及び内部質保証推進委員会で検証された後、学長に報告される。学長は更なる改善

が必要な場合には、必要な指示を出すという流れで、教育・研究及び大学の諸活動の質を保証する一連のPDCAサイクルを回すようになっている。（資料2-50, 2-33）

2020(令和2)年度から、学外有識者で構成される外部評価委員会から、本学の自己点検・評価及び内部質保証の取り組みについて、客観性・妥当性・有効性に関する評価を受けており、学長は、同評価委員会の評価結果のうち必要と考える事項については、当該部門の長に対してその改善の実施を求めることとなっている。2020(令和2)年度は、改善を要する指摘はなかった。2021(令和3)年度は、以下の2点について提言を受けた。学長からの指示に基づき、内部質保証推進委員会を中心にそれらの対応を検討し、改善に取り組んでいる。その内容の適切性の検証については、大学協議会にて行っている。

提言①：委員会諸規程の全体に関係することであるが、委員会等をオンラインにより開催することに関する規程を整備することが望まれる。

提言②：学生からの成績の不服申し立てに関する制度を整備することが望まれる。

提言①については、COVID-19の感染拡大に関連した規約整備となる。本学では、既にCOVID-19の感染対策として会議や委員会をオンラインで開催していたが、提言を受けたような規程は整備されていなかったことから、2021(令和3)年11月1日に内部質保証推進委員会で協議し、規約制定に至る必要な手続きを経て、オンラインによる会議等の運営方法を定めた規則を制定した(2021(令和3)年12月施行)。同規則に基づき、機密情報の漏洩防止等に努めて、会議や委員会を適切に運営していくこととなった。

提言②については、これまで一部の学部で成績評価に係わる異議申し立ての手続きを定めていたが、全学的にこのような制度を定めた規約がなかった。この件に関しても2021(令和3)年11月1日に内部質保証推進委員会で協議したところ、学生の成績評価の確認及び異議申し立ての手続きを定めた要領を制定し、運用していくこととなった。2022(令和4)年度から施行しており、定期的に申請状況をフォローし、適切な成績評価が行われるように運用していきたい。

2022(令和4)年度は、「順天堂大学内部質保証に関する規程」第4条第3項について、各部門長からの報告と学長の承認との対応関係を明確にした方が良いとの指摘を受けた。この提言に対しては、学長の指示に基づき、内部質保証推進委員会を中心に改正案を検討し、必要な手続きを経て同規程を改正する予定である。

上記の他、外部評価委員会では、本学のCOVID-19への対応について、オンライン授業・ハイブリッド授業の運営が適切・妥当であったこと、入試におけるCOVID-19への対応・対策も適切・妥当であったことが評価されている。（資料2-51, 2-52, 2-53, 2-6【ウェブ】）

本学の内部質保証システム（全学的なPDCAサイクル）は、自己点検・評価及び内部質保証の取り組みを基盤とし、それらの客観性・妥当性・有効性について、学外の有識者から成る外部評価委員会からの評価を受けるというように重層的に設計されている。内部質保証システム自体の適切性、有効性の検証については、毎年度の内部質保証推進委員会及び外部評価委員会における審議内容並びに各部門の対応状況を学長が主宰する大学協議会に報告することにより、同協議会において全学的なPDCAサイクルが回り、教育・研究等に関する内部質保証の取り組みの実効性が確保されているかどうかを検証している。（資料2-54, 2-55, 2-14）

以上のことから、本学は、内部質保証システムの適切性について、毎年度、内部質保証推進委員会及び外部評価委員会の審議内容や各部門の対応状況を学長主宰の大学協議会に報告することにより、検証していると評価する。

(2) 長所・特色

《自己点検・評価を通じた内部質保証の推進》

本学では、恒常的・継続的に教育・研究及び諸活動の質を保証し、更なる向上を図るため、自己点検・評価を、毎年度、実施している。学部・研究科等の各部門で点検・評価した内容をもとに、大学全体の視点で自己点検・評価を行い、把握した問題点の改善に取り組む仕組みを構築している。自己点検・評価報告書は冊子に纏め、学内に配布するとともに、ホームページに公表している。

自己点検・評価の結果、明らかになった問題点に対する改善活動の主体は、当該学部・研究科における教授会や研究科委員会及びその下部組織にあたる各種委員会であるが、全学的な対応が必要な場合には、内部質保証推進委員会が改善を支援することとしている。その改善状況については、内部質保証推進委員会委員長が改善状況報告書の提出を求め、自己点検・評価運営委員会及び内部質保証推進委員会にて改善状況の確認を行い、学長に報告される。学長は、更なる改善が必要な場合には、必要な指示を出すという流れで、本学の教育・研究及び諸活動の質を保証する一連の PDCA サイクルを回しており、継続して、全学的な内部質保証の取り組みを推進していく。(資料2-6【ウェブ】)

《全学的な学生の受け入れの公正性・適切性の検証》

内部質保証推進委員会では、学生の受け入れの公正性・適切性について、各学部・研究科の入試検証委員会の検証結果を踏まえた自己点検・評価報告書の内容に基づき、全学的観点からの検証を行い、必要な改善を図っている。これらの学内における入試の適切性の検証プロセスは、外部評価委員会においても適切と評価されている。(資料2-34, 2-28)

《積極的な情報公開と情報活用》

大学の情報公開については『学校法人順天堂情報公開取扱要領』を策定し、個人情報の保護・漏出防止に配慮しながら、ホームページ、広報誌によって適宜、必要な情報を開示している。毎年度、事業報告書を作成しており、財務情報を含めて、広報誌「順天堂だより」において、詳細な解説を付して掲載し、教職員、学生、保護者、卒業生のほか大学関係者にも配布している。また、学校法人基礎調査(日本私立学校振興・共済事業団)における「教育情報調査」のデータを収集し、日本私立学校振興・共済事業団ホームページから「大学ポートレート」として情報公開するとともに、ホームページで公的資金の採択状況や各研究所・研究センターの研究業績等の研究情報、産学官連携活動等についても積極的に情報発信している。

今後は、教育・研究に関する大学の情報を情報戦略・IR推進室で一元的に管理し、社会的説明責任を果たすため、ホームページ内外に散在する情報を情報戦略・IR推進室のページに集約し公開する予定である。情報戦略・IR推進室は、公正かつ透明性の高い法人運営及び法人が設置する学校の教育・研究の質向上に資するように、各種施策を企画・立案していく組織である。現在は学修成果の可視化及び授業評価の改革に取り組んでおり、2022(令和4)年度4月より稼働開始の教務システムで運用を開始した。データ分析結果をもとに教育の質向

上に繋げる PDCA サイクルの確立と学修者本位の教育の実現を目指している。(資料 1-14【ウェブ】，2-11【ウェブ】，2-42，2-56【ウェブ】，2-57【ウェブ】，2-58【ウェブ】，2-59【ウェブ】，2-60，2-61)

(3) 問題点

≪新設学部・研究科における自己点検・評価≫

本学では、2022(令和 4)年度の新キャンパス(浦安・日の出キャンパス)の開校とともに、新学部の開設が続く予定である(第Ⅰ期:医療科学部、第Ⅱ期:健康データサイエンス学部、第Ⅲ期:薬学部(仮称))。また、本郷・お茶の水キャンパスでも、2023(令和 5)年度に大学院保健医療学研究科(修士課程)、2024(令和 6)年度に大学院国際教養学研究科(修士課程)(仮称)の開設を計画している。これらの新設組織においても、既存組織と同様に、自己点検・評価を行い、質保証に取り組んでいく必要がある。それぞれ点検・評価体制を整備し、全学的な内部質保証活動の中に組み込んでいく予定である。

(4) 全体のまとめ

本学では、教育研究等の状況が適切な水準にあることを自らの責任で説明し証明していくため、『内部質保証に関する方針』、『順天堂大学内部質保証に関する規程』、『順天堂大学自己点検・評価に関する規程』を定め、自己点検・評価を基盤とする内部質保証推進体制を整備している。各部門は毎年度、自己点検・評価の結果を基に、自ら改善活動を行い、その改善状況を学長に報告することにより、学長の責任の下で全学的に PDCA サイクルを回す内部質保証システムとなっている。改善の進捗状況は、翌年度末までに改善状況報告書としてまとめられ、全学的に検証される仕組みになっている。

また、第三者の立場から、本学の自己点検・評価及び内部質保証の取り組みについて、その客観性・妥当性・有効性を評価する外部評価委員会を設け、毎年度、評価を受けている。指摘事項については、学長の指示に基づき、内部質保証推進委員会を中心に対応している。

この他、自己点検・評価においては問題点として認識されていないが、本学の教育の質向上に繋がると考えられる事項については、内部質保証推進委員会が中心となって対応し、質向上を図っている。

文部科学省や大学基準協会からの指摘事項については、適切に対応している。文部科学省から認可を受けた学部設置及び定員増申請については、アフターケア(AC)期間における設置計画履行状況報告書を提出しており、意見等には対応済である。また、医学部入試における不適切な取り扱いに関し、2019(令和元)年度に大学基準協会から受けた大学基準「不適合」判定については、2020(令和 2)年度に受けた追評価の結果、問題点は改善されたことが認められ、大学基準「適合」の判定を得ている。

情報公開については、自己点検・評価報告書、大学の基本情報、修学上の情報、財務情報等を始め、本学への理解を深められるように本学の諸活動に関する情報を幅広くホームページに公開し、社会に対する説明責任を果たしている。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附属研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

【評価の視点】

- | |
|--|
| 1：大学の理念・目的と学部(学科又は課程)構成及び大学院研究科(研究科又は専攻)構成との適合性
2：大学の理念・目的と附置研究所・センター等の組織の適合性
3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
4：教員研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取巻く国際的環境等への配慮
5：教育研究組織の観点から、COVID-19への対応・対策として、どのような措置を講じたか |
|--|

《学部・研究科》

本学は、「不断前進」の理念のもとに学是「仁」を大切にしながら、出身校、国籍、性による差別なく優秀な人材を求め活躍の機会を与えるという「三無主義」を学風として掲げ、「健康総合大学・大学院大学」として、「教育」「研究」「診療・実践」を柱に、グローバル社会における医療やスポーツ、人々の健康を支える人材の育成・輩出と国際レベルでの社会貢献に取り組んでいる。現在、7学部と3大学院研究科を設置している。学部として、医学部(入学定員138名)、スポーツ健康科学部(同600名)、医療看護学部(同220名)、保健看護学部(同130名)、国際教養学部(同240名)、保健医療学部(同240名)、医療科学部(同180名)を置き、大学院研究科として、医学研究科(同：修士課程60名、博士課程180名)、スポーツ健康科学研究科(同：博士前期課程61名、博士後期課程10名)、医療看護学研究科(同：博士前期課程29名、博士後期課程12名)を置いている。これらの教育研究組織は、大学の理念・目的を踏まえ、学問の動向、社会的要請、国際的環境に配慮し、「健康総合大学・大学院大学」に必要な教育研究組織として整備されている。(資料3-1, 3-2【ウェブ】, 大学基礎データ表1)

2022(令和4)年4月に、千葉県浦安市に新キャンパス(浦安・日の出キャンパス)を開校した。教育研究組織の適切性の点検・評価を踏まえ、Ⅲ期に分けて新学部を開設していく計画が進行している。質の高い医療が求められる中で必要となる医療人材(臨床検査技師、臨床工学士、薬剤師)や現代社会で不足しているデータサイエンスに係る専門人材を養成していく。第Ⅰ期(2022(令和4)年度)には、第7番目の学部として、医療科学部(臨床検査学科・臨床工学科)を開設した。第Ⅱ期(2023(令和5)年度)には、ITやAIを駆使した医療をはじめとする膨大なデータを扱う専門家を養成する健康データサイエンス学部開設を予定している。本学が得意とする医療、スポーツ、健康領域のビッグデータを利活用し、同領域の技術革新や発展に貢献することも目指している。第Ⅲ期(2024(令和6)年度)には薬学部(仮称)の開設を計画している。

大学院においては、本郷・お茶の水キャンパスに、2023(令和5)年度、保健医療学部を基礎とする大学院保健医療学研究科(修士課程)、2024(令和6)年度、国際教養学部を基礎とする大学院国際教養学研究科(修士課程)(仮称)の開設を計画している。

各学部では、教授会が教育研究に関する運営全般をマネジメントしており、下部組織として、教務委員会、カリキュラム委員会、カリキュラム評価委員会、教員人事委員会等、各種委員会を置いている。(資料3-3)

大学院各研究科では、研究科委員会が教育研究に関する運営全般をマネジメントしており、

医学研究科及びスポーツ健康科学研究科では、下部組織として、検討委員会、教員人事委員会等の各種委員会を置いている。医療看護学研究科では、適宜ワーキンググループ等を編成しながら、研究科委員会で教育研究に関する検討・審議を行っている。(資料3-3)

上記の他、学部・研究科の教育研究を支えるとともに、大学の理念・目的を実現するための組織として、研究センター・研究所、医学部附属病院群を次のとおり設置している。

《研究センター・研究所》

研究分野横断的な共同研究を推進し、その成果を学部・大学院教育及び社会に還元するため、大学院研究科にアトピー疾患研究センター、疾患モデル研究センター、老人性疾患病態・治療研究センター、環境医学研究所、研究基盤センター、スポーツ健康医科学研究所、スポーツロジックセンター、先導的がん医療開発研究センター、ゲノム・再生医療センター、女性スポーツ研究センター、静岡災害医学研究センター、難病の診断と治療研究センター、ジェロントロジー研究センター、脳血管内治療学研究センター、AIインキュベーションファームを設置している。これらの研究組織では、学問の動向、社会的要請、国際的環境に配慮し、特色ある研究活動が展開されている。(資料3-4, 3-5)

《医学部附属病院群》

医学に関する教育・研究の臨床の場であるとともに、その成果に基づく社会貢献の実践の場として、医学部に6つの附属病院(合計病床数3,559床)を置いている。総病床数は、日本最大規模を誇る。高度な最新医療を提供する都会型病院である本院機能を果たす順天堂医院及び高度な最新医療とともに地域医療に関する教育・研究を担当する静岡病院、浦安病院、順天堂越谷病院、順天堂東京江東高齢者医療センター、練馬病院で構成されている。卒前・卒後の学生や研修医等に対して、高度な最新医療から地域医療まで、更に精神医療及び高齢者医療を相互に連携・補完して学修することのできる教育研究病院として整備している。各附属病院の特色は次のとおりである。

- (1) 順天堂医院(東京都文京区、1,051床)は、特定機能病院として最新の高度な医療を患者さんへ提供するとともに、臨床研究中核病院の認証も取得し新薬や新たな医療技術の開発のために臨床研究や治験の実施、先進的医療の開発及び評価を実施している。それらの強みを教育研修機関として活かしつつ、地域がん診療連携拠点病院、東京都周産期母子医療センター、東京都認知症疾患医療センター、東京都災害拠点病院、東京都小児がん診療病院、エイズ診療拠点病院、がんゲノム医療連携病院として機能を整備し、それぞれに専門的領域で臨床教育を実践している。(資料3-6)
- (2) 静岡病院(静岡県伊豆の国市、603床)は、静岡県東部におけるドクターヘリ基地病院、三次救命救急センター、新生児センター、総合周産期母子医療センター、地域がん診療連携拠点病院、静岡県肝疾患診療連携拠点病院、静岡県アレルギー疾患医療拠点病院、災害拠点病院(静岡DMAT指定病院)、地域医療支援病院、臨床研修指定病院、特定行為研修指定研修機関等の医療体制を整備している。これらの特色から救急医療・周産期医療・災害医療・地域医療に関する臨床教育・研究を担当している。(資料3-7)
- (3) 浦安病院(千葉県浦安市、785床)は、千葉県における三次救命救急センター、地域がん診療連携拠点病院、がんゲノム医療連携病院、地域災害拠点病院(DMAT指定医療機関)、エイズ治療拠点病院、全県(複数圏域)対応型脳卒中・急性心筋梗塞連携拠点病院、アレルギー疾患地域基幹病院、地域周産期母子医療センター、臨床研修指定病院、難病医療協力病院、東葛南部地域難病相談・支援センター、特定不妊治療実施医療機関、地域医療支援病院などの診療体制の特色から、高度な医療を提供するとともに地域医療に関する

る臨床教育・研究を担当している。(資料3-8)

- (4) 順天堂越谷病院(埼玉県越谷市、226床)は、埼玉県精神科救急医療事業へ参加し、メンタルクリニック(精神科)を中心に、精神疾患を有する患者の身体合併症の対応及び難病医療のため内科・脳神経内科・皮膚科・整形外科の診療体制を整備している。これらの特色を生かし、精神科領域に関する臨床教育・研修を行っている。(資料3-9)
- (5) 順天堂東京江東高齢者医療センター(東京都江東区、404床[一般275床、精神(認知症)129床])は、小児科及び産科を除いた診療科において、救急医療を含めた急性期医療を実践している。高齢者に多い疾患の診断と治療を研究・実践し、高齢者の健康増進・生活の質の向上を図ることを目的としている。一番の特色として、3つの精神病棟を設置し、地域機関での対応が困難な認知症高齢者への専門的医療を提供するとともに、「リハビリテーション医療」に力を入れている。これらの特色を生かし、内科系及び精神病棟の医療を中心に、高齢者医療に関する臨床教育・研修を行っている。(資料3-10)
- (6) 練馬病院(東京都練馬区、490床)は、練馬区の重点施策である救急、小児・周産期、がん医療を中心とした最先端医療を担う地域医療支援病院である。卒前・卒後教育においては、学生実習と臨床研修を積極的に実施し、教育機会を提供している。従来災害拠点病院、東京都がん診療連携拠点病院、周産期連携病院、エイズ治療拠点病院としての役割に加え、2022(令和4)年度には、東京都地域周産期母子医療センターに認定された。大学病院としての診療機能の向上と高度な専門領域の臨床教育を進めている。(資料3-11)

医学部附属病院群は、医学部以外の学部・研究科においても主たる実習施設としての機能も果たしている。医療看護学部及び保健看護学部では、各種実習が円滑に行われるよう、各附属病院の看護部長をはじめ看護スタッフが教員として参画する実習説明会及び実習指導者研修会を毎年開催し、学部と一体となった指導が行われている。実習委員長が、附属6病院看護部門責任者会に出席し、実習施設と学部との連携を図っている。保健医療学部では、高い資質を持つ理学療法士・診療放射線技師を養成するため、医学部附属病院と連携し1年次より臨床実習科目の設定や病院見学を実施している。各種実習が円滑に進行するよう各附属病院の実習担当者と実習説明会を開催する等、学部・病院が一体となった指導環境を整えている。医療科学部では、臨床検査学科の臨地実習及び臨床工学科の臨床実習は、本学医学部各附属病院を中心に行う予定である。本学部臨地及び臨床実習担当教員は、附属病院臨床実習指導者と連携を密にし、実習学生に対しきめ細かい指導を行う計画である。大学院医学研究科では、医学部附属病院群において、学生の研究目的に沿った臨床研究や、専門医等申請資格要件を満たすための臨床的な指導等が実施されている。

本学の臨床実習は、医療機関として相応しい外部評価を受けた医学部附属病院を中心に行っている。医学部附属病院が受審している外部評価は、(公財)日本医療機能評価機構の病院機能評価であり、この認定に加え、特に本院の順天堂医院では、国際病院認証(JCI: Joint Commission International)による審査を受け、2015(平成27)年12月より継続して国際認証を取得している。(資料3-12)

《教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性》

教職課程は、スポーツ健康科学部及び国際教養学部設置されており、全学的な教職課程運営組織として、「教職課程センター」を設け、教員養成を推進している。(資料3-13)

《教育研究組織の観点から講じたCOVID-19への対応・対策》

教育研究活動の質を維持し、円滑に行うための観点から、COVID-19への対応として、授業については、2020(令和2)年度後期以降、感染状況を見極めながらオンライン授業と対面授

業を併用して実施している。実習についても十分な感染対策のもとで行っている。「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応方針」を策定し、その都度内容の改訂を行い、全学生・教職員に周知徹底し、学生・教職員の安全・健康確保と感染拡大防止に努めている。

COVID-19 拡大に伴う支援措置は、次のとおり実施した。

(1) 学費延納措置

COVID-19 の影響により家計が急変し、今後の修学が経済的理由により困難になった方に対する学費延納・分納措置を講じた。

(2) 各種修学支援制度や奨学金の申請手続きの支援

2020(令和 2)年 4 月に新設された文部科学省「高等教育の修学支援新制度」をはじめとする、各種修学支援制度や奨学金の申請手続きを支援した。

(3) オンライン授業受講のための通信環境のサポート（2022(令和 4)年 3 月末まで）や通信機器の貸与等の必要な措置を講じた。

以上のことから、本学は、理念・目的に則し、学問の動向、社会的要請、国際的環境に配慮して、「健康総合大学・大学院大学」として必要な教育研究組織を整備している。学部・研究科に加えて、研究分野横断的な共同研究を推進する各種研究センター・研究所等を設置している。また、教育・研究の臨床の場として 6 つの医学部附属病院を設置し、学部・研究科と連携した教育研究組織を構築できている。教育研究組織の設置状況は適切であると評価する。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、内部質保証の推進に必要な全学的な自己点検・評価を毎年度実施している。教育研究組織が理念・目的を実現するために適切に整備されているか、定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に向けて取り組んでいる。自己点検・評価運営委員会では、各部門で行った自己点検・評価を踏まえ、全学的な自己点検・評価を行っている。内部質保証推進委員会は、自己点検・評価を通して教育研究組織の適切性を把握し、その結果を学長に報告している。学長は、その報告を受け、改善を要する事項について指示を行うという仕組みが整備されている。（資料 2-50, 2-33）

教育研究組織の適切性は、各学部・研究科における教授会・研究科委員会とその下部組織である各種委員会でも、定期的な検証を行い、その結果を基にそれぞれ改善・向上に向けた取り組みが行われている。（資料 3-14）

教育研究組織の新設・改編の手続きとして、教授会・研究科委員会で審議した結果を受け、大学協議会・大学院委員会にて、全学的な観点からその適切性・必要性について審議しており、その最終的な判断は、理事会にて行っている。

前回の(公財)大学基準協会の大学評価(2016(平成 28)年度)以降、本学では、学問の動向、社会的要請、大学を取巻く国際的環境等へ配慮し、教育研究組織の適切性の点検・評価を踏まえて、次のとおり、学部・研究科の新設、入学定員増、大学院研究科コース整備により、「健康総合大学・大学院大学」として教育研究組織の拡充を図っている(進行中の計画も含む)。

＜教育研究組織の拡充（学部・研究科の新設）＞

2019(令和元)年度には、第6番目の学部「保健医療学部（理学療法学科（120名）、診療放射線学科（120名）」を本郷・お茶の水キャンパスに開設した。更に、2022(令和4)年度より、浦安市日の出地区（約40,000㎡）に保有する校地に5つ目のキャンパス「浦安・日の出キャンパス」を開校するとともに、Ⅲ期に分けて新学部を順次開設していく計画が進行中である。2022(令和4)年度には、第7番目の学部「医療科学部（臨床検査学科（110名）、臨床工学科（70名）」を開設した。2023(令和5)年度には、健康データサイエンス学部、2024(令和6)年度には、薬学部（仮称）を続けて開設する予定である。

年度	学部・研究科	学科・専攻	入学定員
2019(令和元)	保健医療学部	理学療法学科	120名
		診療放射線学科	120名
2022(令和4)	医療科学部	臨床検査学科	110名
		臨床工学科	70名
2023(令和5)	健康データサイエンス学部	健康データサイエンス学科	100名
	保健医療学研究科修士課程	理学療法学専攻 診療放射線学専攻	5名 5名
2024(令和6)	薬学部(仮称)	薬学科(仮称)	180名
	国際教養学研究科修士課程(仮称)	国際教養学専攻(仮称)	5名

＜教育研究組織の拡充（入学定員増）＞

医学部では、政府の「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」等を踏まえた増員計画を文部科学省に申請のうえ認可され、これまで段階的に入学定員の増員を行ったが、2019(令和元)年度に認可された臨時定員による増員(31名分)は2021(令和3)年度で終了となった。政府の「経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)」を踏まえた地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増加について、2021(令和3)年度に文部科学省へ33名の増員申請を行い認可されたことから、2022(令和4)年度の医学部入学定員は138名となった。入学定員増に伴う医学部の入学定員数の推移は次のとおりである。

平成21年度定員 105名→110名	平成28年度定員 127名→130名
平成22年度定員 110名→119名	平成29年度定員 130名→137名
平成23年度定員 119名→120名	平成30年度定員 137名→140名
平成24年度定員 120名→121名	平成31/令和元年度定員 140名
平成25年度定員 121名→124名	令和2年度定員 140名→135名
平成26年度定員 124名	令和3年度定員 135名→136名
平成27年度定員 124名→127名	令和4年度定員 136名→138名

医学部以外の学部・研究科の状況は以下のとおりである。スポーツ健康科学部では、スポーツや健康・体力づくりへの関心が高まり、入学定員を大きく上回る受験生を集めていたことから、本学での学修を生かし、社会貢献を目指す志願者の思いに応えるため、2度の定員増を経て、約2倍の定員規模への拡充を図った。同学部の2021(令和3)年度の定員増では、学科を再編(3学科から1学科6コース制)し、スポーツへの科学的視点を一つの教育課程にまとめ、スポーツの可能性を多角的に学ぶことができるように整備した。国際教養学部でも、入学定員を大きく上回る志願者を確保していたことから、同様に、志願者の思いに応えるため、定員を倍増している。

年度	学部・研究科	入学定員
2017(平成 29)	スポーツ健康科学部	330名→410名
2019(令和元)	国際教養学部	120名→240名
	医学研究科修士課程	20名→30名
	医学研究科博士課程	140名→160名
	医療看護学研究科博士前期課程	15名→20名
	医療看護学研究科博士後期課程	7名→10名
2020(令和 2)	医学研究科修士課程	30名→40名
	医学研究科博士課程	160名→180名
	医療看護学研究科博士前期課程	20名→25名
2021(令和 3)	スポーツ健康科学部	410名→600名
	医学研究科修士課程	40名→60名
2022(令和 4)	医療看護学部	200名→220名
	保健看護学部	120名→130名
	医療看護学研究科博士前期課程	25名→29名
	医療看護学研究科博士後期課程	10名→12名

《教育研究組織の拡充（大学院研究科におけるコース整備）》

既存の研究科でもコース整備の検討が進められてきた。大学院医学研究科（修士課程）では、段階的にコース拡充が行われ、学位プログラム化が進められた。英語による授業・研究指導で学位取得可能なプログラムも整備した。大学院医療看護学研究科（博士前期・後期課程）でも、入学定員増とともに講義は英語のみで行うコースを増設した。留学生を対象とし、秋入学制度を活用している。

（2）長所・特色

《教育研究組織の拡充》

本学は「健康総合大学・大学院大学」として、「教育」「研究」「診療・実践」を柱に、グローバル社会における医療やスポーツ、人々の健康を支える人材の育成・輩出と国際レベルでの社会貢献に取り組み、7学部3研究科6附属病院を運営するまでに発展してきた。現在、「健康総合大学・大学院大学」として、更なる組織の拡充を図る計画が進行している。2022(令和4)年度から、第7番目の学部として、医療科学部（臨床検査学科・臨床工学科）を浦安・日の出キャンパスに開設した。同キャンパスには、2023(令和5)年度に、第8番目として健康データサイエンス学部を予定しており、更に2024(令和6)年度に9番目となる薬学部（仮称）も計画している。大学院においては、本郷・お茶の水キャンパスに、2023(令和5)年度、保健医療学部を基礎とする大学院保健医療学研究科（修士課程）、2024(令和6)年度、国際教養学部を基礎とする大学院国際教養学研究科（修士課程）（仮称）の開設を計画している。

今後の発展方策として、学問の動向、社会的要請、大学を取巻く国際的環境等へ配慮しながら、新たな学部・研究科設置や入学定員増の検討を進め、収容定員1万人を超える「健康総合大学・大学院大学」に発展させることを目標とし、更なる充実を図る。大学の理念・目的を踏まえ、第10番目となる学部の開設についても検討を進めている。

《大学院医学研究科修士課程におけるコース・学位プログラム充実》

大学院医学研究科(修士課程)では、既存の3コース（医科学、公衆衛生学、遺伝カウンセリング）に加え、新たに2コース（データサイエンス、ヘルスコミュニケーション）を開講し、2021(令和3)年度から5コース体制とした。大学院学則を改正して文部科学省に届出を行い、2022(令和4)年度から修士課程で授与する学位に修士（公衆衛生学）を追加した。こ

の大学院学則の変更に併せて、修士課程のカリキュラムを学位プログラム化し、学位プログラム毎に修士（医科学）又は修士（公衆衛生学）の学位を授与することとした。また、2022（令和4）年10月から秋入学の外国人留学生を受け入れ、基本的には英語による授業・研究指導のみで学位取得が可能となるようカリキュラムを整備した。秋入学の実施により、修士課程では新たなプログラム（International Medical Sciences）を開講した。修士課程では同年10月時点において、7つの学位プログラム（展開医科学、International Medical Sciences、臨床遺伝学（遺伝カウンセリング）、データサイエンス、公衆衛生学・グローバルヘルス、クリニカル・トランスレーショナルサイエンス、ヘルスコミュニケーション）を開講し、下表の通り、学位プログラムに応じた学位を授与している。今後も、新設プログラムを含めた全てのプログラムで教育・研究活動が適切に行われるよう安定運用を図る。

修士課程 学位プログラム	授与学位
<ul style="list-style-type: none"> ・ 展開医科学 ・ International Medical Sciences [秋入学] ・ 臨床遺伝学（遺伝カウンセリング） ・ データサイエンス 	修士（医科学）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆衛生学・グローバルヘルス ・ クリニカル・トランスレーショナルサイエンス ・ ヘルスコミュニケーション 	修士（公衆衛生学）

《大学院医療看護学研究科における入学定員増及び英語コース整備》

大学院医療看護学研究科では、段階的に定員増を図っており、2022（令和4）年度の博士前期課程の入学定員は29名（+4名）となった。博士後期課程（博士）も同様に12名（+2名）となった。今回の定員増は、看護界でグローバルに活躍できるリーダーを育成するためのものであり、博士前期課程に「グローバルナーシングコース」、博士後期課程に「グローバルナーシングリーダーシップコース」をJICA（独立行政法人国際協力機構）と連携して開設した。秋入学制度を活用する留学生対象のコースであり、本学の講師陣に加え、海外からも著名な講師を招聘し、講義は英語のみで行う予定である。このことは、国内看護系大学では初の試みとなる。今後の発展方策として、留学生の獲得に注力するとともにコース内容の充実を図っていく。

（3）問題点

なし

（4）全体のまとめ

本学は、大学をとりまく環境変化や社会的要請に応じ、理念・人材養成目的を踏まえ、現在7学部・3研究科を設置している。収容定員1万人を超える「健康総合大学・大学院大学」に発展させることを目標とし、組織の拡充を図っている。2022（令和4）年4月には、5つ目のキャンパスとして、千葉県浦安市に「浦安・日の出キャンパス」を開校した。同キャンパスには、Ⅲ期に分けて学部を開設していく計画が進行中である。第Ⅰ期として、2022（令和4）年度に医療科学部（臨床検査学科、臨床工学科）を開設した。第Ⅱ期として、2023（令和5）年度に健康データサイエンス学部、第Ⅲ期として、2024（令和6）年度に薬学部（仮称）の開設を計画している。大学院では、2023（令和5）年度に保健医療学研究科（修士課程）、2024（令和6）年度には国際教養学研究科（修士課程）（仮称）の開設を計画している。既存の組織についても、自己点検・評価、大学協議会、大学院委員会、教授会、研究科委員会等により定

期的に検証を行い、入学定員増、大学院研究科のコース整備等により組織の充実を図っており、本学の理念・目的を実現するための教育研究組織は適切である。

第4章 教育課程・学修成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では、「3つのポリシー策定の基本方針」に基づき、大学全体、学部、研究科(学位プログラム)単位で学位授与方針（以下、ディプロマ・ポリシー）を策定している。各ディプロマ・ポリシーでは、卒業・修了に際し、学位を授与する要件として、学生が身に付けているべき資質・能力の目標を示している。（資料4-1【ウェブ】，基礎要件確認シート7）

大学全体のディプロマ・ポリシーでは、各学部・大学院研究科は、学是「仁」と理念「不断前進」に則り、それぞれ学部・研究科の求める能力を包含しつつ、より広範囲にわたるものとして人材養成の目的及び教育研究上の目的を設定しており、これらを踏まえて編制された教育課程に基づき、所定の期間に在学した上で、所定の単位を修得した者に対し、課程毎に、学位を授与すると説明している。

大学全体のディプロマ・ポリシー

本学は、各学部・大学院研究科において、学是「仁」（人在りて我在り、他を思いやり、慈しむ心、これ即ち「仁」）と理念「不断前進」（現状に満足せず、常に高い目標を目指して努力し続ける姿勢）に則り、それぞれ学部・研究科の求める能力を包含しつつ、より広範囲にわたるものとして人材養成の目的及び教育研究上の目的を設定しております。これらを踏まえて編制された教育課程に基づき、所定の期間に在学した上で、所定の単位を修得した者に対し、課程毎に次のとおり学位を授与します。

<学士課程>

学士課程においては、学則における各学部規程に定める基準を満たすとともに、次の資質・能力を身に付けた者に対し、卒業資格の認定を行い、学士の学位を授与します。

1. 社会で指導的な役割を果たすために必要な多様な専門知識や論理的な思考力、確かな技能及びそれらの活用能力
2. 人間的成長を目指した幅広い教養に裏付けられた高い倫理観と市民としての社会的責任感
3. 国際社会において活躍するために必要な外国語運用能力に基づく異文化理解能力及び的確なコミュニケーション能力
4. 社会や環境の変化に際し、自主的・積極的に対応できる能力

<大学院課程>

大学院においては、課程毎に定める基準を満たし、次の資質・能力を身に付けるとともに、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、その課程に応じ所定の学位を授与します。

[修士課程・博士前期課程]

1. 幅広い学識と高度な専門知識・技能を備え、専攻分野の研究を遂行する能力や高度の専門性をもつ職業等に必要能力
2. 物事の本質を見極める判断力、強い責任感と高い倫理観
3. 国際的視野を持ち、研究成果を国際的に発信できる能力や高度の専門性をもつ職業に活かす能力

[博士課程・博士後期課程]

1. 豊かで深い学識と高度な専門知識・技能を備え、専攻分野において自立して研究活動を行う能力や高度の専門性をもつ職業に必要な卓越した能力
2. 物事の本質を見極める判断力、真理の探究に向かう真摯な姿勢、独創的な発想、強い責任感と高い倫理観

3. 国際的視野を持ち、研究成果を国際的に発信し当該分野の研究の発展に貢献できる能力や高度の専門性をもつ職業等に活かし指導的役割を果たす能力

各学部・大学院研究科では、大学全体のディプロマ・ポリシーとの整合を図り、それぞれ授与する学位毎にディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーは、教育に関する内部質保証のための PDCA サイクルの起点としても機能するように策定している。例えば、保健看護学部では、学是「仁」を基盤に、学部の教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修して所定の単位を修得するとともに、次の資質・能力を身に付けた者に対し学位を授与すると説明している。このように、大学全体のポリシーと関連し、一貫性を保つようになっている。

保健看護学部のディプロマ・ポリシー

保健看護学部に4年以上在学し、学是である「仁」の精神を基盤に、「心身を癒す看護実践能力を修得する」という学部の教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修して所定の単位を修得するとともに、次の資質・能力を身に付けた者に対し、学士（看護学）の学位を授与します。

1. 他への思いやり、慈しむ心、豊かな教養、高い倫理観を備え、良好な人間関係を築くことができる能力
2. 看護を必要としている人々に対して、科学的根拠に基づき看護を実践できる能力
3. 保健医療福祉における看護職者の専門性を自覚し、多職種と連携、協働できる能力
4. 進歩・変化の著しい保健医療福祉分野を総合的に理解し、創意工夫して課題解決するために、情報通信技術（ICT）を用いて情報を利活用する能力
5. グローバル化する看護職者の活動の場で役割を担うために、国際的視野を持ち、異文化を理解する能力
6. 看護への関心を深め、探究心を持って研究に取り組むことができる能力
7. 自らの健康維持増進に留意して能動的に学び続けることができる能力

ディプロマ・ポリシーの公表については、情報が得やすいように、法人ホームページの「各種方針」や「情報公開（基本情報）の修学上の情報」に掲載している。また、各学部・研究科のホームページや教育要項（シラバス）・履修要項等にも掲載している。大学ポータルでは、法人ホームページ又は各学部・研究科のホームページへのリンクにより容易に閲覧が可能となるようにしている。

以上のことから、各学部・研究科では、大学全体のディプロマ・ポリシーとの整合を図り、授与する学位毎に、当該学位にふさわしい学修成果を示したディプロマ・ポリシーを適切に設定し、公表していると評価する。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

- 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
 - ・教育課程の体系、教育内容
 - ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
- 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

「3つのポリシー策定の基本方針」に基づき、大学全体、学部、研究科(学位プログラム)単位で教育課程の編成・実施方針（以下、カリキュラム・ポリシー）を策定している。各カ

リキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーに示した資質・能力を学生が効果的に身に付けられるように、どのようにカリキュラムを編成・実施し、学修成果をどのように評価するのかを示している。(資料4-2【ウェブ】，基礎要件確認シート7)

大学全体のカリキュラム・ポリシーでは、学是「仁」と理念「不断前進」に則り、教員と学生間の距離が近いという伝統を背景にきめ細かな指導を行い、人間的成長を促す教育を実施するという教育方針に沿って、ディプロマ・ポリシーに示す資質・能力を身に付けるために必要な教育課程を編成・実施するとともに学修成果を適切に評価することを説明している。

大学全体のカリキュラム・ポリシー

学是「仁」と理念「不断前進」の精神に則り、教員と学生間の距離が近いという伝統を背景にきめ細かな指導を行い、人間的成長を促す教育を実施するという教育方針に沿って、ディプロマ・ポリシーに示す資質・能力を身に付けるために必要な教育課程を編成・実施するとともに学修成果を適切に評価します。

<学士課程>

学士課程においては、人間的成長を促し着実に学修成果を積み重ねられるように、以下のとおり教育課程を編成・実施します。学修成果の評価は、授業における小テスト・定期試験・レポート、実習評価等を含め、予め明示した評価基準に基づき、総合的評価を行います。その結果の活用を通じて、教育方法の改善につなげます。

1. 高等学校教育からの連続性に留意し、多様で調和のとれた教養教育（リベラルアーツ教育）と専門教育を有機的に関連させた体系的なカリキュラムを提供します。
2. 専門知識や論理的な思考力及び確かな技能を身に付けられるように、各学部学科の特色を生かして、講義・演習・実習等を適切に組み合わせた授業を展開します。加えて、大学院で行われる高度な専門教育と学術研究へとつながるカリキュラムを提供します。
3. 外国語運用能力の向上を図るとともに、異文化理解能力及び外国語による的確なコミュニケーション能力を身に付けるため、留学・海外研修等を支援します。
4. 教育方法の開発と教育システムの整備を推進し、授業内外において学生の主体的・能動的学習を促進します。

<大学院課程>

大学院においては、高度な研究能力・実務能力を身に付けられるよう、課程毎に以下のとおり教育課程を編成・実施します。

[修士課程・博士前期課程]

1. 学際的な内容を含む多様な専門科目を提供するとともに論文作成等に係る研究指導体制を整備し、研究遂行能力の向上と専攻分野の専門知識・技能の獲得を促します。
2. 研究者や高度専門職業人に求められる強い責任感と高い倫理観を育む機会を提供します。
3. 研究計画書に基づいた指導を行ったうえ、予め明示した評価基準に基づき、厳格な評価を行い、修士論文又は特定の課題に基づいて研究成果の審査及び試験を適切に実施します。それらの活用を通じて、教育方法の改善につなげます。

[博士課程・博士後期課程]

1. 各専攻分野における先進的かつ国際的に評価される研究成果の獲得を目指した論文作成等に係る研究指導体制を整備し、豊かで深い学識と専攻分野の高度な専門知識・技能、自立して独創的な研究を遂行できる能力の獲得を促します。
2. 研究者や高度専門職業人に求められる強い責任感やリーダーシップ、高い倫理観を育む機会及び国内外で最先端の研究成果に学ぶ場を提供します。
3. 研究計画書に基づいた指導を行ったうえ、予め明示した評価基準に基づき、厳格な評価を行い、博士論文に基づいて研究成果の審査及び試験を適切に実施します。それらの活用を通じて、教育方法の改善につなげます。

各学部・大学院研究科においては、大学全体のカリキュラム・ポリシーとの整合を図り、それぞれ授与する学位毎にカリキュラム・ポリシーを定めている。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一体性・整合性に配慮して策定している。例えば、保健看護学部では、ディプロマ・ポリシーに示した項目毎の対応関係まで明示している。

保健看護学部のカリキュラム・ポリシー

保健看護学部の教育課程は、「人間と教養」「人間の健康」「看護の理論と方法」「保健看護の統合と発展」の4つの科目群により構成され、段階的に理解力が深められるように工夫しています。

1. 他への思いやり、慈しむ心、豊かな教養、高い倫理観を備え、良好な人間関係を築くことができる能力を涵養するためにリベラルアーツ関連科目を全学年にわたりバランスよく配置し、そこで培った仁の精神や倫理観を1～4年次に配置している看護専門科目及び看護学実習を通してさらに深めています。(本学部ディプロマ・ポリシー「1」に対応する)
2. 看護実践に必要な知識・技術及び態度を修得する「生活援助技術」を初年次より配置し、エビデンスに基づく看護技術の習得を目指します。「各領域看護方法論」では人々の保健医療福祉に関連した諸学問を総合的に活用し、看護の対象となる人々の成長発達、身体的、心理社会的、地域特性を捉え、「形態機能学」や「臨床医学」の科目で学んだ知識を活用しながら健康課題及び生活支援のアセスメントができるようにします。さらに臨地実習を通して段階的に看護実践能力の向上を図るように編成します。(本学部ディプロマ・ポリシー「2」に対応する)
3. 保健医療福祉における看護職者の専門性を自覚し、多職種での連携、協働できる能力を育成するために、1年次より早期に「地域包括ケア探索実習」や「多職種連携医療体験実習」を開始します。各学部、医学部附属病院、地域の保健医療福祉機関と連携し、「地域包括ケア実践統合実習」などを通して多職種での連携について学修できるよう工夫します。(本学部ディプロマ・ポリシー「3」に対応する)
4. 進歩・変化の著しい保健医療福祉分野を総合的に理解し、創意工夫して課題解決するために、演習や実習科目を中心に集団での課題解決学習を取り入れます。また、情報通信技術（ICT）を用いて情報を利活用する能力、情報リテラシーの獲得ができるように初年次から「情報処理」「ICTと看護」の科目を配置します。学生個々が所有するパソコンやマルチメディア教室を活用しながらオンラインを活用した授業・実習を提供します。(本学部ディプロマ・ポリシー「4」に対応する)
5. グローバル化する看護職者の活動の場で役割を担うために必要な外国語運用能力を高める英語科目を必修とし、国際的視野を持ち、異文化を理解する能力を高めるために2年次に「グローバル社会と看護」、4年次に「グローバルヘルス」を配置します。また、海外研修や国際オンライン研修を提供し、国際的視野を獲得できるようにします。(本学部ディプロマ・ポリシー「5」に対応する)
6. 看護への関心を深め、探究心を持って研究に取り組むことができる能力を育成するために、看護職者に必要な生涯学習・自己研鑽能力及び研究的態度を、初年度の「教養ゼミナール」や3・4年次に「卒業研究」を配置します。そしてリサーチマインドを持った臨床家、研究者、次世代を育成する教育者等、大学院進学等を含めたキャリア設計を描けるよう丁寧な個別指導を行います。(本学部ディプロマ・ポリシー「6」に対応する)
7. 1年次よりスポーツ及び健康に関する科目を配置し、静岡県東部地域に位置する地域性を生かした「野外スポーツ実習」を行い、他学部との交流を通して、自らの健康維持増進に留意して能動的に学び続けることができるようにします。(本学部ディプロマ・ポリシー「7」に対応する)

学修成果は、授業科目の修得状況による客観的評価、コンピテンスの項目群を学生が参照し、定期的に自己のパフォーマンスを評価する主観的評価によって包括的に評価します。評価結果の活用を通じて、教育方法の改善につなげていきます。

カリキュラム・ポリシーの公表については、ディプロマ・ポリシーと同様に、情報が得やすいように、法人ホームページ、各学部・研究科のホームページへ掲載するとともに、教

育要項（シラバス）・履修要項等にも掲載している。大学ポートレートでも、同様に本学ホームページへのリンク設定により容易に閲覧が可能となるようにしている。

以上のことから、各学部・研究科では、大学全体のカリキュラム・ポリシーとの整合も図り、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシーを適切に設定し、公表していると評価する。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点】

1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

（＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等、＜修士課程・博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等）

- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

3：通常の教育課程や教育方法に加え、COVID-19 への対応・対策として、教育内容においてどのような工夫を講じたか

《各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置》

各学部・研究科は、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に教育課程を編成している。教育要項（シラバス）や履修要項等には、当該年度に開講する科目の一覧を掲載するとともに、各授業科目の配当年次を明記して、順次性が明確になるようにしている。必修、選択必修、選択科目に区分し、単位制度の趣旨に沿った単位の設定が行われている。本学は2学期制であり、各年度各学期に開講する授業科目については、授業時間割表にて明示している。（資料4-3【ウェブ】，4-4【ウェブ】，4-5【ウェブ】，4-6【ウェブ】，4-7【ウェブ】，4-8【ウェブ】，4-9【ウェブ】，4-10【ウェブ】，4-11【ウェブ】，4-12【ウェブ】，4-13【ウェブ】，4-14【ウェブ】，4-15，4-16，4-17【ウェブ】，4-18，4-19，4-20【ウェブ】，4-21，4-22【ウェブ】）

各学部では、カリキュラム・ポリシーに基づき、一般教育科目から、専門教育科目に至るまで、学年進行とともに段階的に専門性を高められるように教育課程が編成されている。例えば、医学部では、1年次は一般教育科目、1年次の2月以降に開始される専門教育科目は臓器別・病態別の統合型カリキュラム、3年次前期までは基礎医学、3年次後期から4年次前期までは臨床医学、4年次後期から臨床実習前トレーニング、4年次10月から6年次6月までは、診療参加型臨床実習、6年次7月から医師国家試験の必修問題に対応することを想定した必修コース講義、8月から卒業試験・Post-CC OSCE となっており、入学後、ストレートで

卒業し、医師国家試験に合格できるように編成されている。また、医療看護学部では、授業科目を4つの科目群(「人間と教養」、「人間の健康」、「看護の理論と方法」、「医療看護の統合と発展」)に編成し、それぞれを学年進行とともに、段階的に着実に実力が身に付けられるようにカリキュラムを編成している。保健看護学部も同様に、4つの科目群に編成している。国際教養学部では、「基盤科目」、「展開科目」、「キャリア支援プログラム」、「関連科目(教職課程)」の4群を体系的に編成し、グローバル市民を養成する教育内容となっている。

教育課程を体系的に編成し、学習内容の順次性と科目間の関連性を俯瞰できるように、各学部において、カリキュラムマップ、ナンバリングを教育要項(シラバス)や履修要項等に掲載している。例えば、医療看護学部では、カリキュラムマップ、ナンバリングに加え、2018(平成30)年度から、カリキュラムロードマップも掲載し、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果を獲得するまでの道程をより分かりやすく明示している。(資料4-23)

授業科目に対する単位数については、単位制度の趣旨に則り1単位の履修時間を学則に明記している。例えば、スポーツ健康科学部では、1単位の履修時間を45時間とし、講義及び演習については15時間から30時間の授業をもって1単位、実験実習及び実技については30時間から45時間までの授業をもって1単位としている。各科目のシラバスにも授業内容・授業時間に加えて準備学習(予習・復習)の内容・必要時間を記載しており、学生の学修時間の実質的な増加・確保に努めている。(基礎要件確認シート10)

また、各学部では、それぞれの学問分野の特性を踏まえ、高大接続・初年次教育として、入学前後に次のような配慮を行っている。

- (1) 入学前には、入学予定者に講義受講や課題等を課している。例えば、スポーツ健康科学部では、総合型選抜入試(トップアスリート方式(I)(II))による入学予定者に対し、入学直前の2月に専任教員の指導の下、大学教育の理解を深める講義やグループディスカッション等をZoomで実施し、入学までに身に付けるべき基礎学力を涵養するとともに、リーダーシップやコミュニケーション能力を高める機会を設けている。総合型選抜入試(I)(II)のその他の方式での合格者及び学校推薦型選抜の合格者には、通信教育を義務付けている。医療看護学部では、入学前に「英語」、「生物」、「化学」の3科目に関して、入学予定者全員に課題を課し、入学時に試験にて学力を把握し、必要に応じて個別指導を行っている。保健看護学部でも推薦・特別選抜入試合格者に対し、入学までに課題を課し、入学後の学習環境・習慣へスムーズに移行できるようにしている。国際教養学部では総合型選抜入試、学校推薦型選抜入試の入学予定者に対し、「英語」の学習・コミュニケーションの基礎となる語彙力とリスニング力を身に付ける課題を課している。
- (2) 入学後には、高校在学時に未履修の理科科目の履修を促している。例えば、医学部では未履修の理科科目は必修としており、医療看護学部及び保健看護学部では「生物」、「化学」は選択科目であるが積極的に履修するように指導している。
- (3) 初年次教育は、各学位課程に相応しい内容となっている。例えば、医学部では「医療プロフェッショナルリズム入門」、「医療入門」、「PBL(Problem Based Learning)」が挙げられる。「医療プロフェッショナルリズム入門」では、豊かな人間性を持ったプロフェッショナルを目指す医学生として、他者に対する温かい想像力を持ち、仕事の現場で自ら課題を発見し、患者さんのために、仲間たちと気持ちよく仕事をする事ができる医師・研

研究者となる素養を育てることを目標としている。講義に加え、3つの早期体験実習（病院見学、高齢者施設実習、看護実習）を実施している。「医療入門」では、国際社会の概念と将来医療の場で実践する知識「Science」ところ「Arts」、医療者のコミュニケーション、医学生・医療者であるという自覚と健康、緊急事態に対応するための知識、地域医療とチーム医療を学ぶ内容となっている。PBL(Problem Based Learning)では、科学的根拠に基づいた医学・医療・研究を行うための体系的な知識と確実な技術を身に付けることを目標とし、特定の課題に対して少人数による議論を行い、全学生のモチベーション及び課題探求力・分析的評価能力の向上を図っている。スポーツ健康科学部では、「スポーツ健康科学総論」を開講し、大学生としてのあるべき姿・考え方、キャリア教育、文書表現力のほか、スポーツ・健康に関する基礎学力を学べるようにしている。保健看護学部では、アカデミック・スキルを早期に学べるように「教養ゼミナール」を1年生の入学当初から開始している。国際教養学部では、初年次の導入科目として計6科目を必修科目として開講している。その中でも「国際教養概論～グローバル市民を目指して～」では学部の概要や方向性を理解し、「基礎演習」でプレゼンテーションやファシリテーションについて学ぶことで学問の基礎を築き、同時に、学生と教員、学生同士のコミュニケーションを活性化させることを目的としている。

学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、それらを適切に理解し、活用する基礎的な能力を育成する体系的な教育を行うことが求められていることから、2022(令和4)年4月に、数理・データ科学教育センターを設置して、全学を挙げて数理・データ科学教育(数学・統計学、その応用として諸科学を数理的に研究する数理科学に関する教育)の充実及び質向上を推進することとしている。同センターの下で、数理科学教育管理委員会を開催し、数理・データ科学教育の実施に必要な事項の検討を開始する等、同教育の実現に向けた取り組みを推進する。(資料4-24, 4-25)

健康総合大学として、医療系5学部(医学部、医療看護学部、保健看護学部、保健医療学部、医療科学部)6職種(医師、看護師、理学療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士)の医療人が、医療現場で協力し、最良の医療・ケアを提供するため、各職種が専門能力を発揮し、「チーム」として医療を提供する必要がある。多職種連携・多職種協働やチーム医療の必要性は、医学教育及び看護学教育モデル・コア・カリキュラムで明記され、医学部附属病院を実践の場に多職種連携教育を実践している。保健医療学部(2019(平成31)年4月開設)、医療科学部(2022(令和4)年4月開設)と医療系学部の開設に伴い、多職種連携教育を機関教育として位置付け、学長のリーダーシップのもとに5学部6職種の学生による多職種連携教育の実現に向けた取り組みを展開する。

大学院(修士課程・博士課程)では、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせで教育課程を編成している。コースワークは、学術研究の進歩や科学技術の高度化、国際化等の動向に配慮し、論文作成にあたり必要な知識の修得のために各科目を体系的に編成している。論文作成は、各自のテーマにあわせ、研究指導教員を中心に指導を受けられるようになっている。中間報告会やポスターセッションにより、論文の進捗状況を把握するとともに研究指導教員以外からも助言が得られる仕組みが整備されている。例えば、大学院医学研究

科博士課程では、研究者に必要な基礎的能力を養う「コアプログラム」と、それを応用する方法を学ぶ「専門プログラム」からなる教育課程を編成している。コアプログラムは、研究手法の原理・科学的思考法などの医学者に必要とされる基礎知識を身に付ける「基礎教育 (Unit1)」、基礎医学・臨床医学融合型のコースワークを行う「実践教育 (Unit2)」、豊かな教養の涵養と国際的通用性を身に付ける「レクチャーシリーズ (Unit3)」で構成している。一方、専門プログラムは、所属する教育研究分野の研究室における個人指導によって自ら研究プロジェクトを遂行できる能力を修得する「専門教育 (Unit4)」及び論文指導の「専門研究 (Unit5)」で構成している。大学院医学研究科修士課程では、「基礎教育科目」、「専門教育科目」、「研究指導科目」の3つの教育科目で体系的に編成されている。「基礎教育科目」では、研究に必要な基礎医科学知識に関する授業科目を必修科目として集中的に履修し、「専門教育科目」は専門性を高めるために大学院生自身の学習に必要な科目を選択科目として幅広く履修できる科目設定としている。「研究指導科目」では、関心のある分野を探究し、修士論文として研究成果とするために、研究指導教員による研究論文指導を受けることとしている。

教育課程の編成における全学的な取り組みとして、学長が主宰する大学協議会では、カリキュラム・ポリシーを踏まえ、次年度の全学的な教育課程の編成方針を策定している。次年度にその方針に基づいて取り組んだ内容について、検証を行い、教育課程の充実を図っている。これら一連の取り組みは、2019(平成31)年度の内部質保証推進委員会発足前(2015(平成27)年度)より行っており、現在も、大学協議会にて、継続して実施している。内部質保証推進委員会は、カリキュラム・ポリシー改正等の管理面で関与し、定期的に教育内容の充実に合わせて、改正の検討を指示している。(資料2-54)

《学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施》

卒業時に国家試験受験資格を与える学部（医学部、医療看護学部、保健看護学部、保健医療学部、医療科学部）では、各学年に配置された各種実習を通して、実践的な知識や態度が培われ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力が育成されている。例えば、医学部では入学後の早い時期から実施している早期体験実習（病院見学、看護実習、施設実習）、2～3年次での体験実習（医療体験実習、医療面接実習、診察技法実習、基本手技実習等）を通じて、多様な職種の専門家との連携や共同作業を行えるパートナーシップ能力を涵養している。3年次には、科学的思考能力を高め、生涯にわたってアクティブに自学自習する態度・習慣を涵養する小グループ制の基礎ゼミナールを開講している。学生は希望する基礎医学・社会医学系の講座・研究室、研究センターに所属し、教員から研究指導を受けることによって、医学研究者としての職業的自立に必要な能力が適切に育成されている。4年次の共用試験医学系 CBT と Pre-CC OSCE に合格した学生は、Student Doctor として臨床実習への参加を許可され、本学医学部附属病院群での臨床実習カリキュラムに参加する。4年次10月から6年次6月までの72週間の診療参加型臨床実習においては、患者さんを受け持ち、実際に医療チーム（大学教員、大学院生、初期臨床研修医、看護師等のコメディカルスタッフ、医学科学生）に加わることによって、医学知識・臨床能力のみならず、医師を志す医学科学生としての社会的・職業的自立を図るために必要な能力が適切に育成されている。(資料4-26)

その他の学部（スポーツ健康科学部、国際教養学部）では、低学年からのキャリア教育を

通して、各分野で必要な能力が育成されている。スポーツ健康科学部では、2年次に、3つの分野（スポーツ科学分野、スポーツ健康・教育分野、マネジメント科学分野）より1分野を選択し、自身の専門性や進路を見据えたキャリア意識を形成することを目標としている。3年次以降においては、6つのコース（競技スポーツコース、スポーツコーチング科学コース、スポーツ医科学コース、スポーツ教育コース、健康科学コース、スポーツマネジメントコース）のいずれかに所属し、各コースの専門科目を中心に履修し、自身の課題意識や卒業後の希望進路などのキャリアプランに応じて専門的な学びを主体的に深め、ゼミナール活動を通じて自身の興味や関心がある分野に関する専門知識と研究手法を学び、卒業論文を完成させることを目標としている。国際教養学部では「キャリア支援プログラム」を正規の教育課程に組み込み、国内外の多様な分野で活躍する経験豊かな企業人等、実務家を招き、その体験談を聞き、議論を通してキャリア目標の明確化を図っている。（資料4-27, 4-28）

《COVID-19 への対応・対策として、教育内容において講じた工夫》

COVID-19 の感染拡大に伴い、同時双方向型の遠隔授業（オンライン授業）、オンライン教材を用いたオンデマンド型授業、対面授業とオンライン授業を組み合わせたハイブリッド型授業に合わせた対応を行っている。実習開始時期の変更、オンライン授業の録画対応、動画配信サービスの活用等の対応もとった。例えば、医学部では、講義においては対面授業とオンライン授業（リアルタイム配信、オンデマンド動画配信）をバランスよく実施することにより、オンライン授業においても教室での対面授業と変わらない学修効果を維持することができている。座学の授業が中心の学年では、オンライン授業（特にオンデマンド配信）を望む声が多く、臨床実習が中心の学年では、対面授業を望む声が多いことがカリキュラム委員会で報告されている。保健看護学部では、視聴覚教材ビジュランクラウド（映像教材を利用した動画配信サービス）を更新した。学生が Zoom を用いて事例に沿った看護展開を行うことができ、臨地実習が不可能となった場合の学習を補う準備を整えた。国際教養学部の国際教養特別講義（特別外部講師9名、計14回）は、コロナ禍を意識したテーマで行われた。「コロナの世界をどう生きる」「不確実性を増す世界の中でどう生きるか」「コロナ禍で学ぶこと」「ポストコロナの新しい時代における知性の役割」「国際医療援助活動における人道主義」等である。

大学院研究科でも、オンライン授業の対策をとるとともに、研究指導においても遠隔研究指導を取り入れた。例えば、スポーツ健康科学研究科では、COVID-19 の影響により研究内容の変更、実験方法の変更等が生じた場合には、個別に指導教員と学生で相談し、オンラインと対面のハイブリッド型での指導を行った。

以上のことから、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると評価する。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【評価の視点】

1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
--

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・国際化に対応した教育方法（学部・大学院）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

＜学士課程＞

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

＜修士課程・博士課程＞

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

2：通常の教育課程や教育方法に加え、COVID-19への対応・対策として、教育方法においてどのような工夫を講じたか

＜授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置＞

各学部では、学問の本質的な理解を前提とし、国家試験等への対応を含め、卒業後も見据えた知識・教養・技術を修得させるため、講義・演習・実習を組み合わせ、少人数授業等で教育効果が上がるよう授業を展開している。

単位の実質化を図るため、全学部において、CAP制を導入して、学部の特性に応じて、登録単位数の上限を設定している。例えば、医学部では、1年次の一般教育科目は年間33科目とする上限設定を行っており、2年次から6年次は、全員が同じ授業科目を履修することとなっている。スポーツ健康科学部では、各学年で2020(令和2)年度以前の入学生は44単位まで、2021(令和3)年度以降の入学生は49単位までとしている。医療看護学部では45単位と設定している。保健看護学部・国際教養学部・保健医療学部・医療科学部では、学年により単位数を変えて設定している。(基礎要件確認シート9)

各学部でアドバイザー制又は担任制を導入し、履修相談や成績不良者への指導をきめ細かに実施している他、オフィスアワーを設定し、複数の窓口で学修相談・指導を行える体制が整備されている。

各学部・研究科においては、シラバスに基づき授業が展開されている。シラバスには、全体内容、授業の位置づけ、ディプロマ・ポリシーやコンピテンシーとの関連、到達目標、成績評価方法・基準、試験・課題に対するフィードバック方法、授業計画・授業内容、予習・復習・レポート課題と学習時間等が明示されている。例えば、医学部の各授業科目の概要ページでは、学習内容・概要、学習目標、自己学習(準備学習)、学習上の注意、成績評価方法・

基準、指定教科書・参考教科書・参考書等が記載されている。授業コマ毎の説明内容には、実施期日・時限、担当教員、授業タイトル、サブ・タイトル、キーワード、準備学習、到達目標、注意点、授業形式が記載されている。シラバスは電子シラバスとして公開されており、学外からも閲覧可能としている。授業の内容や方法等を変更する場合には、電子シラバスの情報を更新し、教務システム(JUNTENDO PASSPORT)の掲示機能を用いて学生に周知している。

シラバスは、毎年度作成しており、第三者チェックを行う体制が整備されている。ホームページ等へ掲載し、学生・教職員の他、第三者が確認できるようにしている。

各学部では、学生の主体的な学びを促すため、毎年度4月に履修ガイダンスを開催している。例えば、スポーツ健康科学部では、学則や履修方法を纏めた「学修要覧」及び「年間授業時間割」を全員に配布して、計画的な学修について指導している。担任制により、学生は個別に教員と履修相談を行うこともできるようにしている。また、e-learning コンテンツを準備することで、学生の主体的な学びを促している。例えば、医学部及び保健看護学部では、e-learning システムとして「manaba」を導入している。課題の配信・提出、オンデマンド動画の配信、授業評価アンケートの実施等に活用されている。「manaba」をプレテスト、ポストテスト、小テスト管理に用いる事で、学生の理解度確認、学習の進捗確認等が可能となっている。(資料4-15, 4-16, 4-29)

能動的な学習を目的として、グループに分かれて実習・発表・討論を行うグループワークや、クリッカーを用いたTBL(Team Based Learning)形式の講義等のアクティブラーニングを導入している。特に、ゼミナール、演習科目、実習科目は、教育効果を考慮し、10名程度の小グループで行われている。例えば、医学部では、2年次～3年次の基礎医学カリキュラムが終了した後、学生は希望する基礎医学・社会医学系の講座・研究室、研究センターに所属し、教員から研究指導を受けることができる基礎ゼミナールを5週間に亘り開講している。ゼミナールに参加することによって、科学的思考能力を高め、生涯にわたってアクティブに自学自習する態度・習慣を涵養することを目的としたうえで、教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会を確保している。ゼミナール終了後には、研究成果をグループ毎で発表し、質疑応答などを通じた更なるコミュニケーションの機会を確保している。国際教養学部では、1年次の「基礎演習」、3・4年次の「グローバル市民演習(基礎)Ⅰ」、「グローバル市民演習(基礎)Ⅱ」、「グローバル市民演習(発展)Ⅰ」、「グローバル市民演習(発展)Ⅱ」は、少人数で運営されている。学生が教員や他の学生とのコミュニケーションを通して「自ら主張し、発表し、批判し合い、記述し、まとめ上げる力」、「自ら計画し、実践する力」を養っていくとともに、ディスカッションを通して他の学生の得た成果を共有することによって、一層深い学習効果が上がるようにしている。

学生の自己学習(授業外学習)については、シラバスに取り組むべき内容や必要な時間を示している。授業によってはプレテストなどでフィードバックを行っている他、自己学習によって生じた質問等を教員に問合せができるようオフィスアワーを公開している。

スポーツ健康科学部では、1年次の寮生活を通して、対人調整力とコミュニケーション力を高めている。また、リーダー(室長)を務める2年生と一緒に生活しながら、後輩の相談に対応している。寮生活は大学への帰属意識の向上や、ピアサポート体制を構築するためにも重要な機能を果たしている。COVID-19の影響により、2020(令和2)年～2022(令和4)年度は、全寮制は叶わなかったが、2人部屋を1室1名の運用とする等の工夫により、定員の約

半数の学生が、寮生活を行うことができた。

国際基準を踏まえた教育については、医学部では、日本医学教育評価機構 (Japan Accreditation Council for Medical Education: JACME) による医学教育分野別評価を受審し、世界医学教育連盟 (WFME) の国際基準に基づく「医学教育分野別評価基準日本版 Ver. 1.30」に適合していることが認定されている。この認定により、卒業生は USMLE (米国医師国家試験) の受験資格が得られる。認定期間は、2020(令和2)年4月1日から2024(令和6)年3月31日である。(資料2-37【ウェブ】)

国際化への全学的な対応として、実践的な英語教育を強化している。全学部で TOEFL を導入し、1年次の春期と秋期のスコアを比較し、教育効果を把握している。TOEFL 対策に特化した授業科目を設置し、成績優秀者に対する表彰制度も設け、スコアアップに取り組むとともに、英語コミュニケーション能力の修得、学部の特色に応じた専門用語の英語表現修得を目的とした教育も行っている。例えば、医学部の英語教育は、単に一般教養としての語学教育ではなく、1年次から4年次まで国際化に対応できる体系的な英語教育が実施されている。1年次では、語学系選択科目に Academic English for TOEFL、TOEFL 特別演習、Introduction to ECFMG を開設し、5・6年次での海外留学、将来的には ECFMG certificate (米国での臨床研修資格) の取得を見据えた学生のニーズにも対応できるカリキュラムとしている。また、TOEFL ITP 475 点以上を取得することを1年次の進級要件としている。2・3年次では、医学用語に関する知識を高め、外国人模擬患者とのコミュニケーションを行う English for Medicine、4年次では、英語による診察技法の修得を目指した Clinical Skills for International Medicine を開講している。また、各種海外研修制度も整備している。例えば、医学部では6年次のインターンシップ実習において海外留学を選択することを可能とし、スポーツ健康科学部ではコロラド大学での英語研修プログラム、国際教養学部では短期海外研修プログラム等を整備している。医療看護学部及び保健看護学部でも海外研修制度を整備している。(資料4-30)

医学部・医学研究科では、正課外のカリキュラムとして「順天堂国際医学教育塾」を開講している。英語総合コース (Academic English 個別指導、Clinical Skills Workshop、Academic Writing Course、Pronunciation Clinic Course、Occupational English Test 対策) と TOEFL iBT・IELTS 対策コースを設けている。TOEFL・IELTS 等の国際基準の英語テストで高得点を獲得するための教育、ハイレベルな英語でのプレゼンテーションや医療面接の指導を行っている。また、国内で医学教育を受け、医師免許を取得した医師が米国で医療行為を行うためには、USMLE (United States Medical Licensing Examination: 米国医師国家試験) を受験し、「ECFMG certificate」を取得する必要があるため、ECFMG certificate の取得を目指す学生に対する教育支援も行っている。2022(令和4)年度からは USMLE 対策コースを増設した。

大学院各研究科では、社会人学生のため、土曜開講・昼夜開講を実施し、e-learning、オンライン授業 (補講) (COVID-19 感染拡大以前より整備) 等、学生の学びやすい教育環境を整備している。

大学院各研究科における論文作成は、「研究計画書・研究指導計画書」等に基づき、研究指導が行われている。中間報告会、研究進捗状況報告会、ポスターセッションでは、研究指導教員以外からも助言を受け、学位申請準備に繋がられるようにしている。例えば、大学院医学研究科博士課程では、1年次の8月に「研究計画書・研究指導計画書」を提出することを

必須としている。ここでは、大学院生が自らの研究計画及び研究方法の概要を記述するとともに、研究指導教員が研究指導計画を記述し、これらを主任教授が確認している。また、2年次の3月には「研究進捗状況報告書」及び「研究指導報告書」を提出することを必須としている。「研究進捗状況報告書」には、大学院生がこれまでの研究内容と成果、3年次以降の研究計画及び成果発表の予定について記述し、「研究指導報告書」には、研究指導教員が2年次の研究指導内容、3年次以降の指導計画及び今後の学会発表及び論文完成の見通しについて記述し、これらを主任教授が確認している。更に、3年次の3月には研究中間発表（ポスターセッション）を実施している。ここでは、それまでの研究成果及び学位論文準備状況に対する評価を研究指導教員以外から受け、その後の学位申請準備につなげている。大学院生と研究指導教員及び主任教授の三者が常に研究計画及び研究進捗を共有し、計画的に研究を進められる体制を整えている。（資料4-31, 4-32, 4-22【ウェブ】 , 4-33, 4-34）

教育の実施にあたっての全学的な取り組みとして、内部質保証推進委員会が、経常費補助金[一般補助]教育の質に係る客観的指標調査の補助要件を活用し、GPA 制度を進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準として用いること、ディプロマ・ポリシーと当該授業科目の関連性をシラバスに明記すること（全科目）、準備学修に必要な時間等のシラバスへの明記すること（全科目）等について、対応方針を示し、その後の対応状況をフォローしている。

（資料2-25, 2-27, 2-28）

上記の他、効果的な教育を行うための全学的な取り組みとして、2013(平成25)年度より、学長が「学長教育改善プロジェクト」を募集し、予算補助を行っている。教育(授業等)の質的向上を目指す取り組みや新たな教育プログラムの開発について支援することによって、教育(授業等)の改善・改革を進める学長裁量プロジェクトである。得られた成果は当該部門で共有し、発展的に活用するとともに、全学的な発展によって、本学の社会的評価が高められることを期待するものである。毎年度1件30万円を限度に5~10件程度を選考している。2022(令和4)年度の主な採択テーマは、「VR活用による医学教育の「見学型」から「体験型」へのパラダイムシフトへの挑戦(医学部産婦人科学)」、「順大生の学びとキャリアの基盤を形成する初年次教育「スポーツ健康科学総論」の改善(スポーツ健康科学部)」、「看護実践能力の育成を促進する専門基礎教育でのバーチャル教材システムの構築(医療看護学部)」、「周術期看護実習に向けた教育用電子カルテによる情報収集トレーニングの効果(保健看護学部)」、「フィリピン ESG 現地調査を基盤としたグローバル英語科目(EGC)の発展と研修立案(国際教養学部)」、「学習ポートフォリオを活用した科目横断的な学習およびグループ学習による学力の向上(保健医療学部)」等である。（資料4-35, 4-36）

≪COVID-19 への対応・対策として、教育方法において講じた工夫≫

通常の教育方法に加え、COVID-19 への対応・対策として、同時双方向型の遠隔授業（オンライン授業）、オンライン教材を用いたオンデマンド型授業、対面授業とオンライン授業を組み合わせたハイブリッド型授業を導入し、教室等以外の場所でも学生が授業を履修できるように環境を整備した。実習については、コロナ禍であるからこそ、現場の状況を学生に学ばせたいという思いから、十分な感染対策をとった上で、対面での実施を基本とした。一方、感染拡大の状況や実習先の事情により、対面での実施が叶わない場合には、柔軟に学内実習

等への切り替え対応も行った。学生にとって極力学業への影響が出ないように授業運営及び研究指導が行われるとともに、教育の質を維持するように努めている。例えば、医学部では、講義はオンラインと対面を併用し、実習は感染対策に配慮しながら主に対面で実施した。具体的には、同時に実習室に入る学生数を半分にして、同じ実習を二回行うなど、「密を避ける」努力を行った。また、1年生はさくらキャンパスでの入寮を中止し、本郷・お茶の水キャンパスで授業を行った。7号館講堂などの大規模空間を利用し、感染対策に留意しながら人的交流を図り、教育効果が減じないように配慮した。スポーツ健康科学では、2022(令和4)年度の授業について、感染対策を施しながら、運動実技、実験実習及び演習科目(ゼミナールを含む)、講義科目のうち各教室の収容上限の半数で全履修者を収容可能な授業は対面形式、それ以外はオンライン授業とする方針で運営している。医療看護学部では、密集を避けるため、複数教室でのキャンパス内LIVE配信を併用して実施した。構内の学生数を一定に保つため、同時双方向型・オンデマンド型の遠隔授業も一部継続し、ハイブリッド型の時間割を設定した。実習については、学生の体調管理を徹底して実施し、感染状況に応じて、同時双方向型遠隔演習や学内演習の形式への切り替えを行った。国際教養学部でも、対面授業とオンライン授業を併用し、コロナ禍の感染状況の変化に柔軟に対応した。2021(令和3)年度は対面授業が50%以上になるように、曜日毎に対面授業日とオンライン授業日を設定した。2022(令和4)年度は、教室内の換気量を確保する対策を施し原則すべて対面授業(ハイフレックス型)としている。また、オンラインツールを使用して、担任面談、担任クラス会を行い、担当学生の学修状況、学生生活面の状況把握にも努めた。保健医療学部でも、学生の密集状態を回避するため、教室の利用人数を席数の半数以下とし、学科・学年毎に登校日を分散させ、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式の授業も行った。大学院医療看護学研究科では、研究計画発表会(博士前期課程)・研究経過発表会(博士後期課程)・修士論文発表会・博士論文発表会は、対面とオンライン併用のハイブリッド型により開催した。

以上のことから、本学は、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を適切に講じていると評価する。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点】

- | |
|--|
| <p>1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置(評価方法・評価基準の明示) ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり ・卒業・修了要件の明示 <p>2：学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 |
|--|

- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

3：通常の教育課程や教育方法に加え、COVID-19 への対応・対策として、成績評価においてどのような工夫を講じたか

〈成績評価及び単位認定を適切に行うための措置〉

本学は、単位制度の趣旨に沿った授業時間を確保するとともに、予習・復習・レポート課題や学習時間等をシラバスで明示している。このことを前提とした成績評価を行い、教授会、研究科委員会の審議を経て、単位認定を行っている。

学部においては、他学部又は他学における単位認定について、教授会の議を経て 30 単位を超えない範囲で認定する旨、学則（第 70 条、第 94 条、第 118 条、第 124 条、第 130 条、第 138 条、第 144 条）に規定している。2019(平成 31)年度から、外国の大学に留学した場合の単位認定として、上記 30 単位と合わせて 60 単位を超えない範囲で認定するように改正した。また、大学院においては、2022(令和 4)年度から、他学大学院における単位認定及び入学前の既修得単位の認定について、それぞれ 15 単位を限度として認定するが、合わせて 20 単位を超えないものとするように大学院学則（第 8 条）を改正した。（資料 1-7【ウェブ】、1-9【ウェブ】）

2020(令和 2)年 4 月より、COVID-19 感染防止の観点から、対面授業に代えて、遠隔授業で対応する必要が生じたため、同月、内部質保証推進委員会にて発議し、次のとおり学則を改正した。同時双方向型の遠隔授業やオンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行えること（多様なメディアを高度に利用した授業）を規定し、学部における修得単位は、文科省が定める 60 単位を超えないものとした。

学部・大学院ともに、成績評価方法・評価基準は、科目毎にシラバスに明示し、オリエンテーションを通して学生に説明している。成績評価は、出席状況、小テスト、筆記試験、口頭試験、実技試験、レポート課題、提出物の内容、授業態度等により総合的に行っている。例えば、医学部では、授業科目毎の成績評価方法・基準は、教育要項（シラバス）に掲載して、予め学生に周知することで客観性が保たれている。各授業科目の責任者が、この成績評価方法・基準を適切に運用することで厳格性を担保している。試験の受験資格は、授業科目を構成する講義数の 2/3 以上出席すること、実習は全出席することを要件としている。講義がオンライン実施（リアルタイム配信、オンデマンド配信）であっても、授業評価アンケートの提出を含めた視聴履歴を確認することで、適正な成績評価に繋がる出席管理を実施している。（資料 4-37）

成績評価について、これまでスポーツ健康科学部で成績評価に係わる異議申し立ての手続きを定めていたが、全学的に同手続きについて定めた規程はなかった。2021(令和 3)年 9 月、学外有識者で構成される外部評価委員会から、学生からの成績の不服申し立てに関する制度整備について提言を受けた。2021(令和 3)年 11 月、内部質保証推進委員会で協議を行った結果、学生の成績評価の確認及び異議申し立ての手続きを定めた要領を制定し、2022(令和 4)年度より運用している。（資料 2-51）

全学部で GPA 制度を導入しているが、自己点検・評価において、学部・研究科の間で成績評価の評価・素点・GP 等の指標の定め方にばらつきがあることが分かった。内部質保証推進

委員会で協議を行った結果、全学で統一指標を用いることとなり、2022(令和4)年度入学生より適用している。S(90点以上)、A(90点未満～80点以上)、B(80点未満～70点以上)、C(70点未満～60点以上)、C(再試験合格者60点)、D(60点未満)で、S～Cは単位修得認定、Dは単位修得不可とした。評価方法及び評価基準については、履修要項等において明示しているほか、学生オリエンテーションにおいて周知している。GPAは、留学・海外研修の選考基準、進級判定・卒業判定における総合判定データの一つとして活用している。(資料2-27)

成績評価及び単位認定に関連して、医学部、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部及び保健医療学部では、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果を達成するために必要な能力として、コンピテンシーを定めている。例えば、医学部のコンピテンシーは9項目(1. 診療技能・患者ケア、2. 医学的知識、3. 医療安全、4. チーム医療、5. コミュニケーション、6. 医療の社会性、7. 倫理とプロフェッショナリズム、8. 自律的学習能力、9. 順天堂大学医学部で学んだ者としての誇りと責任)で構成している。スポーツ健康科学部では、ディプロマ・ポリシーに準拠し、企業等が大学生に期待する能力を含む社会ニーズを反映した10項目のコンピテンシーを設定している。医療看護学部では、学生が卒業時に身に付ける能力をディプロマ・ポリシーに5つ掲げ、それらを達成するために必要な能力として10分類、48項目のコンピテンシーを設定している。保健看護学部では、11項目のコンピテンシーを定め、それぞれの項目に併せ各学年修了時、卒業時のレベルコンピテンシーを定めている。国際教養学部では、ディプロマ・ポリシーを具体化した6つのコンピテンシーを設定している。保健医療学部では、理学療法学科は25項目、診療放射線学科は20項目、それぞれコンピテンシーを定めている。2022(令和4)年開設の医療科学部でも、実習計画の策定とあわせてコンピテンシーを検討していく予定である。本件に対する全学内部質保証推進組織の関わりとして、内部質保証推進委員会では、学修成果の把握に関連するコンピテンシー評価について、先行する他学の事例紹介を行い、学部の特性に合わせた評価を行うことを指示している。(資料4-38, 4-39, 4-40, 4-41, 4-42, 4-43, 2-19)

各学部の卒業要件は、学則に定めており、履修要項やシラバスで明示するとともにオリエンテーションを通じて学生へ周知している。例えば、医学部では、卒業資格の認定を適正に運用するために、教育要項には、各学年の進級判定基準(進級ならびに卒業判定の基本)を記載している。(基礎要件確認シート12, 資料4-44)

学則
第76条 学長は、医学部に6年以上在学し、第70条の規定による単位及び時間を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。
教育要項 各学年の進級判定基準
1. 進級ならびに卒業判定の基本
進級ならびに卒業判定は、各学年における総合試験・個別試験・再試験の結果、体験実習・実験実習・臨床実習・共用試験(OSCE, CBT)など(以下「試験等」という)の評価、GPA、医学生としての態度・モチベーション、健康状況等を総合的に評価して、進級(卒業)判定会議・教授会等において審議し、学長が決定する。

大学院各研究科の課程修了要件は、大学院学則で定めており、シラバス等でも明示するとともに、オリエンテーションを通じて学生へ周知している。研究科委員会の審議を経て、学長が修了認定を行い、学位授与を決定している。大学院医学研究科修士課程・博士課程、ス

スポーツ健康科学研究科博士前期課程・後期課程では、優れた研究成果を上げた学生については、修了を1年早める早期修了制度を設けている。医学研究科博士課程は3年修了・修士課程は1年修了、スポーツ健康科学研究科博士後期課程は2年修了・博士前期課程は1年修了である。(基礎要件確認シート12)

《学位授与を適切に行うための措置》

学位授与に関わる全学的なルールについては、「順天堂大学学位規程」に定めている。本学が授与する学位の種類、各学位の授与要件、学位論文審査及び試験の方法その他学位に関する必要な事項が明記されている。学部においては、教授会の審議を経て、学長が卒業資格の認定を行い、学位授与を決定している。(資料4-45)

大学院研究科の修了にあたっては、学位論文審査を行っている。学位授与プロセスや学位論文審査基準は、大学院各研究科の学位申請要項又は教育要項に明示している。例えば、大学院医学研究科の修士論文審査は、「研究の価値・独創性」、「研究方法の適切性」、「知見の新しさ」、「考察・結論の妥当性」、「論文の記述の適切性、論理構成の妥当性」、「質疑に対する応答の適切性」を総合的に判断して評価を行っている。博士課程においては、独創的研究に基づく著作(原著論文)を対象とし、3月度医学研究科委員会までにレビュー付の学術誌に掲載受理されていることを学位記授与の条件とし、論文の質を担保している。(資料4-46, 4-47, 4-12【ウェブ】、4-13【ウェブ】、4-48, 4-49, 4-33, 4-50, 基礎要件確認シート13)

大学院各研究科の論文審査は、学位論文審査委員を決めて審査を行い、透明性・客観性を確保している。例えば、医学研究科の学位審査は公開制で傍聴資格を定めている。学位審査委員(主査・副査)について、指導教員、論文共著者及び学位申請者の所属する講座・研究室の教員は対象外とするほか、学外審査委員の登用を行う等、学位審査における透明性・客観性を高めている。複数筆頭著者(equally contributed author)により作成された論文による学位申請に関して、2017(平成29)年度から学位申請者を除くもう一人の複数筆頭著者は、学位申請者の所属する講座・研究室以外の者としており、学位審査における客観性・厳格性を高めている。

論文審査の結果は、大学院各研究科の研究科委員会において報告され、学位授与可否の審議が行われる。審議に際しては、委員の3分の2以上の出席(海外出張中及び休職中の者を除く)を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成で学位授与の議決となる。この際、投票は無記名投票により行われる。議決結果は研究科長より学長に報告され、最終的には学長が学位授与を決定する。これら一連の手続きは学位規程に明記されている。

《COVID-19への対応・対策として、成績評価において講じた工夫》

成績評価におけるCOVID-19への対応・対策として、学士課程では、授業内小テスト、オンライン口頭試験、教科書参照を前提としたオンライン試験、課題レポートの提出等により、成績評価を行った。大学院では、オンライン口頭試験や課題レポート等で成績評価を行った。学位論文審査はZoom等を活用し、オンラインで実施する措置を講じた。

以上のことから、本学は、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると評価する。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

【評価の視点】

- 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの）
- 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
 <<学習成果の測定方法例>>
- ・ アセスメント・テスト（GBT、OSCE、TOEFL、自前の学力テスト、実習評価等）
 - ・ ルーブリックを活用した測定
 - ・ 学修ポートフォリオ
 - ・ 卒業試験、卒業論文
 - ・ ポスターセッション
 - ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
 - ・ 卒業生、就職先への意見聴取
- 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学は、各学位課程の分野の特性に応じて、様々な方法を用いて、学生の学修成果の把握・評価に努めている。ディプロマ・ポリシーで示した資質・能力を評価する指標として、全学的に「アセスメント・プラン（アセスメント・ポリシー）」を定めている。大学全体のアセスメント・プランは、「大学レベル」、「教育プログラムレベル」、「授業レベル」で定め、各学部・研究科は、「教育プログラムレベル」、「授業レベル」で定めている。内部質保証推進委員会は、アセスメント・プラン改正等の管理面で関与し、定期的に教育内容の充実に合わせて、改正の検討を指示している。（資料4-51【ウェブ】）

<<学士課程>>

アセスメント・プランにおいて、学士課程、教育プログラムレベルでの在学中の評価指標は、コンピテンシーによる評価、GPA、進級率、休学率、退学率、OSCE、CBT、mini-CEX、実習評価（ルーブリック）、TOEFL 成績、学修履歴（ポートフォリオ）、授業評価アンケート、カリキュラム評価アンケートとしている。

学士課程、教育プログラムレベルでの卒業時の評価指標は、卒業試験・卒業論文、国家試験合格率、教員採用試験受験者数・合格者数、就職率・進学率、コンピテンシーによる評価、TOEFL 成績としている。大学としては、国家試験合格率、教員採用試験受験者数・合格者数、就職率・進学率を重視している。（資料4-52【ウェブ】，3-2【ウェブ】）

本学では、シラバスに、各授業科目とディプロマ・ポリシーに示した学修成果又はコンピテンシーとの関連を明示している。学生の学修成果の把握・評価は、科目毎にシラバスに明示した成績評価基準に基づく厳格な成績評価（各授業科目における到達目標の達成状況）が前提となっている。成績評価は、評価基準を踏まえた筆記試験、口頭試験、実技試験、レポート課題、講義毎の小テストや授業外課題の学修成果確認、授業態度等により総合的に判断している。

学士課程における学修成果の把握・評価は、各科目の厳格な成績評価を前提とし、以下に示す評価指標を複数組み合わせで行っている。

(1) コンピテンシーを用いた評価

各学部では、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果を達成するために必要な能力として、コンピテンシーを定め、学部の特性にあわせて、コンピテンシーの達成度を評価している。例えば、医学部では、各年次のカリキュラムを履修して、授業科目毎に定められた成績評価方法・基準を満たして合格することで成績評価・単位認定が行われ、ディプロマ・ポリシーに記載しているコンピテンシーを身に付けていることが評価される。コンピテンシーと各授業科目の関連性を明確にして学修成果を測定するため、コンピテンシー達成レベル表、達成レベルの説明を作成している。学生は、科目終了時のカリキュラム評価アンケートにおいて、各科目に関連するコンピテンシーの達成度を自己評価している。その結果は、各科目責任者（オーガナイザー）による報告書の中で、学生によるカリキュラム評価として、まとめられる。カリキュラム評価委員会では、同報告書の内容とカリキュラムを経験した学生ヒアリングとをあわせて、カリキュラムがコンピテンシーを達成するためのものとなっているか検証している。その検証結果に基づき、カリキュラム評価委員会はカリキュラム委員会へカリキュラム改善の提言を行っている。カリキュラム委員会では、提言を受けてカリキュラム改善に取り組んでいる。同様に、医療看護学部でも、各授業科目とディプロマ・ポリシー及びコンピテンシーの対応表を策定している。ディプロマ・ポリシー及びコンピテンシーにおいて求められる知識・能力を網羅的に取得することができるよう体系的なプログラムが構築されていることから、当該教育課程の修了により学位授与に値する学修成果を得られたと評価している。また、毎年度、カリキュラム評価委員会により、全学生を対象として全48の各コンピテンシーの自己評価を実施し、その達成状況を把握している。自己評価は、学年進行に合わせて段階的に上昇していることが確認されている。保健看護学部でも、カリキュラム評価委員会によるコンピテンシー調査を全学年に対し実施している。ディプロマ・ポリシー6項目におけるコンピテンシー全46項目の達成状況の自己評価を調査し、ディプロマ・ポリシー6項目の平均点として比較を行っている。1年次より段階的に平均点が高くなり、特に2年次から3年次での学生の自己評価が高く、成長が促されていることを確認できている。また、直近の卒業生・卒業生勤務先にも調査を行っている。保健医療学部も同様にカリキュラム評価委員会によるコンピテンシー調査を在学生に対し行い、その結果を分析し、教育改善につながるようにしている。国際教養学部では、6つのコンピテンシーに3つのレベル設定を行い、その達成度について学生の自己評価を行っている。コンピテンシー別の学修成果・教育効果を把握・可視化し、教育プログラムの改善に活用することを検討している。スポーツ健康科学部では、2022(令和4)年度より、10項目のコンピテンシーを設定し、学生による自己評価をトライアルとして実施している。(資料4-53, 4-54, 4-39, 4-55, 4-56, 4-57, 4-58, 4-59, 4-60, 4-61, 4-62)

(2) GPA

学修到達度を修得単位数以外の指標で把握するため、学修の到達度レベルを数値で示すGPA制度を全学部で導入している。例えば、保健看護学部では、学生に対する学習指導、奨学生の推薦、海外研修参加者の選考、進級判定における総合判定データの一つとして利用している。

(3) アセスメント・テスト (CBT、OSCE 等)

医学部では、各授業科目のアセスメント・テスト（個別試験、判定試験、総合試験、実習評価等）を実施している。4年次においては、共用試験医学系 CBT と臨床実習開始前 OSCE (Pre-CC OSCE) により、臨床実習開始までに到達すべき知識・技能・態度を測定し、これに合格することを臨床実習参加要件としている。各授業科目のアセスメント・テストに加え、6年次においては、卒業試験、臨床実習後 OSCE (Post-CC OSCE) を実施している。このように知識・技能・態度を複数の方法を用いて把握している。保健看護学部では、各学年の基礎学力テストにて、看護実践力に関する学修成果を把握している。保健医療学部でも、臨床実習開始前後に OSCE を実施し、実践力に係る学修成果を把握している。

(4) 技術経験に係る評価

医療看護学部では、実習評価に加えて、実習における技術経験項目を 97 項目設定し、達成度を 3 段階、経験の段階を 4 段階で評価し、4年次に「ナーシング・スキルアップ」の科目を配置し、就職に向けたより実践的な看護技術修得をサポートしている。保健看護学部でも、実習評価に加えて、4年次の看護総合実習終了時に、厚生労働省医政局看護課が提案する「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」の看護技術経験項目に基づき、実習における技術経験項目として 142 項目を設定し、達成度を 4 段階、経験を 3 段階で調査し、学修成果を把握している。(資料 4-63, 4-64)

(5) ルーブリック

ペーパーテストでは評価できない課題解決能力や主体的に学習に取り組む態度を評価する方法として、実習科目を中心に、ルーブリックを導入している。例えば、保健看護学部では、臨地実習では全臨地実習領域、看護総合実習においてルーブリックを用いて学生自己評価、教員評価を行っている。相互評価を行うことで、習得している項目の確認及び課題を見出すことができおり、自己評価が低い学生への自己効力感を高める支援へ繋げることもできている。保健医療学部でも臨床実習科目や学内実習科目においてルーブリックを導入している。(資料 4-65, 4-66)

(6) ポートフォリオ

国際教養学部では、学修成果の把握とキャリアを連動させるため、キャリア教育科目においてポートフォリオの作成を指導している。1年次に学ぶ姿勢を身に付けて視野を広げ、2年次に目標を定めて学びを深め経験を広げ、3、4年次に学びと未来を結びつけるという、学生自身の学生生活と学修成果の把握、そして自らを成長させ希望する進路の実現へというキャリアデザイン作成に活用している。(資料 4-28)

(7) 卒業試験、卒業論文

医学部、医療看護学部及び保健看護学部では、卒業試験を実施している。国家試験を意識した内容で、求められる専門知識に対する学修成果を把握している。成績不良者に対しては補講を行い、教育の質保証に努めている。また、スポーツ健康科学部、国際教養学部及び保健医療学部では、各カリキュラムが提供する教育の集大成のとして卒業論文又は卒業研究を課している。例えば、スポーツ健康科学部では、ゼミナール活動の集大成として、卒業論文の発表やプレゼンテーションを通じて、身に付けるべき資質・能力の水準への到達度を総合的に判断している。国際教養学部では、原則、ゼミナールにお

いて卒業論文を課し、学修成果を把握している。その進捗状況確認のため、3年次にはゼミナール毎の成果発表会を行っている。保健医療学部では、卒業研究発表を行い、卒業論文としてまとめる卒業研究を課している。

(8) TOEFL

本学の英語教育はTOEFLを中心とした実践的な教育を行っており、各学部におけるTOEFL教育の成果は、1年次の春期と秋期のスコアを比較し把握している。(資料4-30)

上記の他、補助的ではあるが、システムティックに学修成果を把握・評価する仕組みも検討している。教務システム(J-PASS)の新機能では学修成果を可視化できるようになっており、今後の活用が期待できる。当該新機能では、ディプロマ・ポリシーに示される各学修成果と対応関係にある科目の成績(GP)を「学修度」として集計し、これをレーダーチャートで表示することで、学修成果の達成状況を個々の学生に示し、学生自らが学修成果の目標に向かって履修できるようになっている。また、ポートフォリオ機能として、語学試験スコア、取得資格、社会活動、キャリア関係イベント参加状況等の日々の活動を記録することで、学生の成長の過程を可視化し、成績証明書だけでは表すことのできない卒業までの足取りを振り返ることを可能にする機能を搭載している。情報戦略・IR推進室では、学修度のデータとコンピテンシー達成に関する自己評価データや、授業評価アンケート結果、その他学生の属性データ等を組み合わせ、その関連性や傾向の調査を検討したい。(資料2-60)

情報戦略・IR推進室において、2019(令和元)年度から、全学部の卒業前の学生を対象とする「最終学年アンケート」を実施している。当該アンケートでは、本学で学んで成長できた点や、身についたと実感した力(汎用能力)を確認している。更に、学生の学修成果をより適切に把握し、評価の向上に資するよう、2021(令和3)年度最終学年アンケートより、汎用能力が身についたかどうかを確認する設問から、ディプロマ・ポリシーで示す資質・能力が身についたかどうかを確認する設問へと改善を行った。(資料2-43【ウェブ】)

《大学院》

アセスメント・プランにおいて、大学院修士課程及び博士課程、教育プログラムレベルでの在学中の評価指標は、単位認定、定期試験、レポート評価、研究計画書・研究指導計画書、研究指導進捗状況報告書、ポスターセッション(研究中間発表)、休学率、退学率としている。

大学院博士課程、教育プログラムレベルでの修了時の評価指標は、学位授与数、学位論文のインパクト・ファクター、就職率としている。修士課程の評価指標は、学位授与数、就職率・進学率である。大学としては、学位授与数、学位論文の質を重視している。(資料3-2【ウェブ】)

大学院における学修成果の把握・評価も、各科目の厳格な成績評価を前提とし、論文発表に至るまでの各過程で把握している。研究計画書・研究指導計画書、研究進捗状況報告書、中間報告会、ポスターセッション、論文審査におけるプレゼンテーション・口頭発表、口頭試問等により把握している。例えば、大学院医学研究科博士課程では、1年次に研究計画書・研究指導計画書の提出を義務付け、倫理委員会等への申請・審査状況を含めて、研究科委員会で確認している。2年次においては、1年次の研究計画作成後の進捗について研究進捗状

況報告書を提出し、研究科委員会で確認を行っている。3年次ではポスターセッションへの参加を必須としており、各大学院生は自身の研究についてポスターを用いた口頭発表（英語を原則）を行い、論文申請前に研究進捗状況と研究成果を確認・評価している。博士論文審査においては、プレゼンテーションと口頭発表を行い、ディプロマ・ポリシーで定める資質・能力について、最終確認と評価を行っている。大学院医療看護学研究科では、研究計画書を研究科委員会に提出し、審査することで研究計画段階・研究途中段階での成果を確認・評価している。博士前期課程では研究計画発表会と修士論文発表会、博士後期課程では研究経過発表会と博士論文発表会を公開で行い、研究指導教員以外の第三者がディプロマ・ポリシーに基づく学修成果としての論文内容を把握・評価することが可能となっている。博士前期課程で専門看護師（CNS）コースを修了した学生は、修了後に専門看護師認定試験を受験した場合、研究指導教員経由で可否の通知を受けている。2021（令和3）年度までに累計で67名が専門看護師に認定されており、ディプロマ・ポリシーに定める知識・能力を高度に達成できていると言える。

学修成果の把握・可視化にあたり、内部質保証推進委員会では、「教学マネジメント指針」に基づき、単に授業科目ごとの成績評価を示すだけでは学修成果の把握としては不十分で、様々な指標を組み合わせて、ディプロマ・ポリシーに定められた学修目標の達成状況を明らかにすることが必要であることを説明し、全学的に学修成果の把握・可視化に取り組むことを確認している。コンピテンシー評価に関する他学事例の共有、各学部・研究科の学修成果の測定方法の情報共有を図っている。学修成果の可視化の前提として、アセスメントの定義や方法についても再確認を行った。ルーブリック評価の活用事例も共有し、成績評価基準の統一についても協議を行った。大学全体のアセスメント・プランに基づき、学修成果の検証も行った。（資料2-19, 2-30, 2-31, 2-32, 2-33, 2-34）

以上のことから、本学は、学位授与方針に明示した学修成果について、様々な指標・方法を用いて、適切に把握・評価するように取り組んでいると評価する。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- | |
|---|
| <p>1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
・学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p> |
|---|

本学は、毎年度、大学・各学部・研究科・管理部門等の単位で、（公財）大学基準協会の大学基準に準拠し、内部質保証の推進に必要な自己点検・評価を行っている。教育課程及びその内容、方法の適切性は、各学部・研究科において、それぞれ根拠資料に基づく点検・評価を行っている。点検・評価の結果、認識された問題点については、当該部署を中心に改善に取り組み、次年度末までに内部質保証推進委員会委員長宛に改善状況報告書を提出することとしている。問題点及び改善状況は一覧表にまとめられ、毎年度、自己点検・評価運営委員

会及び内部質保証推進委員会で検証された後、学長に報告される。学長は更なる改善が必要な場合には、必要な指示を出すという仕組みになっている。近年、改善した事例のうち主なものは次の通りである。

全学的な取り組みとして、教務システム（J-PASS）の更新にあわせ、ディプロマ・ポリシーの各学修成果と対応関係にある科目の成績（GP）を「学修度」として集計しレーダーチャートで表示することや日々の活動を記録するポートフォリオ機能を整備した。また、授業評価アンケートの改善の検討を行い、2022(令和4)年度4月より、授業毎の授業評価アンケートに加え、授業科目終了時のアンケートを新たに実施することとした。

学部・研究科の取り組みとして、例えば、医学部では、ディプロマ・ポリシーとコンピテンシ、コンピテンシーの間に若干の不整合があったが、検討の結果、整合が図られた。スポーツ健康科学部では、2019(令和元)年度よりカリキュラム評価委員会を中心にカリキュラムの点検が行われ、2021(令和3)年度から学科再編（3学科から1学科へ）とともに、カリキュラム改正が行われた。医療看護学部では、カリキュラムの適切性の検証を推進するにあたり、カリキュラム評価委員会が卒業生、在学生、教員へのカリキュラム評価アンケートを実施するようになっている。保健看護学部では、臨地実習において、学修成果の可視化を図り、学生・教員間の実習評価（知識・技能・態度の評価）に乖離が発生しないようにするため、ルーブリック（実習評価表）が導入され、集計結果は、実習委員会にて検証し各看護領域へフィードバックするようになっている。また、カリキュラムの適切性の検証を推進するにあたり、カリキュラム評価委員会が、卒業生、在学生へのコンピテンシーの達成度アンケートを実施した。ディプロマ・ポリシー、コンピテンシーの見直しも行い、年次到達レベルマトリクスが作成された。国際教養学部では、カリキュラムの適切性の検証にあたり、専任教員が教育活動の自己点検を行い、その集計結果に基づくプログラム評価が行われた。また、卒業生が在学中のカリキュラムを振り返り、学修成果を自己評価する座談会が開催された。学修成果の可視化については、学生による、コンピテンシーセルフチェックを全学年で実施し、カリキュラム委員会、教授会で検証するようになった。（資料2-14, 2-18, 2-50, 2-33）

学長が主宰する大学協議会でも、毎年度、教育課程の編成に係る全学的な方針について協議している。前年度に策定した全学的な教育課程の編成方針に基づき、当該年度の教育課程に対し、取り組んだことの検証やIR情報（国家試験成績、就職率、学位授与率等）をもとにした検証を行うことで、教育過程及びその内容、方法が適切であったかについて、点検・評価を行っている。授業科目の新設・統合、内容重複の調整、新カリキュラムの検討等の改善が図られている。（資料2-54）

2016(平成28)年度より、各学部・研究科において、教務委員会やカリキュラム委員会とは別の組織で第三者的な立場から、学生の授業評価等をもとにカリキュラム評価を行う委員会（カリキュラム評価委員会）を設置し、活動している。カリキュラム評価委員会での取り組み内容は、毎年度、学長の主宰する大学協議会にて検証を行っている。（資料2-54）

各学部では、学修成果を教務委員会、カリキュラム評価委員会、教授会、FDワークショップ等で定期的に把握し、その結果を教育課程や教育方法の改善に反映させている。大学院各研究科では、大学院検討委員会、教育・研究委員会、カリキュラム評価委員会、研究科委員会で学修成果を定期的に把握し、その結果を教育改善や研究指導に反映させている。例えば、医療看護学部では、カリキュラム評価委員会が学生・教職員合同カリキュラム検討会を開催

し、教育課程及びその内容、方法の適切性について学生から意見を聴取し、改善を図っている。医学部では、カリキュラム評価委員会、医学教育・卒後教育ワークショップ（成田ワークショップ）における教育課程の点検・評価結果は、カリキュラム委員会にフィードバックされ、教育課程の改善・向上のための更なる検討が行われている。フィードバックにより、2021(令和3)年度に改善した点は次のとおりである。(資料4-67, 4-68, 4-69)

- ・講義の順序についての提言内容を踏まえ、Group講義の内容、順序の精査（Group講義改革）について、医学教育研究室を中心に進めている。
- ・English講義について、教員の仕草や喋っている様子を確認できるよう、半分の学生は対面、半分はオンラインという形態で授業予定を計画した。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアセスメント・プランは教育内容の充実に伴い改正されるべきものであり、内部質保証推進委員会は、これらのポリシー等改正等の管理面で関与し、定期的に改正の検討を指示している。ポリシー等の改正は、教授会・研究科委員会の下部組織である各種委員会での検討を踏まえ、教授会・研究科委員会での審議を経た後、学長を議長とする大学協議会にて大学全体の視点から定期的に検証を行い、改正を行った。2018(平成30)年度には、2学部で改正を行うとともに、2019(平成31)年度開学の保健医療学部の同ポリシー等を策定した。2020(令和2)年度には、2学部・1研究科で改正した。2021(令和3)年度には、5学部・2研究科で改正を行うとともに、2022(令和4)年度開学の医療科学部の同ポリシー等を策定した。(資料2-12)

情報戦略・IR推進室において、2019(令和元)年度から、全学年の学生を対象とするアンケートを行っている。経年でデータを蓄積し、学部学生がどのような意欲や目標とする将来像を持って本学に入学したか、在学中から卒業時まで意欲や目標とする将来像がどのように変化するか、そしてどのような成長を実感しているかを明らかにしていく予定である。また、アンケートの都度、各学部の結果をフィードバックし、学部内での教育や学生への対応に活かすよう促している。更に、2020(令和2)年度から、授業評価アンケートの改善の検討を開始した。従前より、授業毎に出席票を兼ねた授業評価アンケートを実施していたが、授業改善に活かすには質問項目数が少なく、質問内容も学部・研究科毎に異なっていたことから、全学的に集計・分析できるように質問項目を充実させ共通化する必要があった。そこで、全学的に授業毎の授業評価アンケート項目を見直し、全学部・研究科で共通で、教材の充実度や進むスピード、熱意等、基本的な項目を聞く内容とした。また、授業改善に繋がる授業科目終了時のアンケートを新設し、2022(令和4)年度4月より導入の教務システムを活用してデータを収集する。(資料2-43【ウェブ】，2-61, 4-70, 4-71)

(2) 長所・特色

《シラバスに基づいた授業展開》

本学では、シラバスに基づいた授業を展開している。シラバスには、全体内容、授業の位置づけ、ディプロマ・ポリシーやコンピテンシーとの関連、到達目標、成績評価方法・基準、試験・課題に対するフィードバック方法、授業計画・授業内容、予習・復習・レポート課題と学習時間等を明記し、高い学修効果を得られるよう工夫している。シラバスは、毎年度更

新し、第三者チェックを行う体制が整備されている。ホームページ等へ掲載し、学生・教職員の他、第三者が確認できるようにしている。

今後も、内容の充実を図るとともにシラバスに基づく授業展開を継続して、アクティブラーニングへの転換を図っていく。

《実践的な英語教育》

英語教育は全学的に TOEFL を中心とした教育を展開しており、実践的な英語教育にすることで、国際的に活躍できる学生を育成している。1年次の春期と秋期の TOEFL スコアを比較すると各学部とも確実にスコアアップしていることが確認できている。成績優秀者に対する表彰制度も整備しており、学生の英語学習意欲が向上し、スコアアップに繋がっている。この他、医学部・医学研究科では、正課外のカリキュラムとして「順天堂国際医学教育塾」を開講し、英語総合コースと TOEFL iBT・IELTS 対策コースを設けている。TOEFL・IELTS 等の国際基準の英語テストで高得点を獲得するための教育、ハイレベルな英語でのプレゼンテーションや医療面接の指導、ECFMG certificate (米国での臨床研修資格) の取得を目指す学生に対する教育支援も行っている。国際教養学部では、正課外に「短期海外研修プログラム」を用意し、初年次より希望に応じて渡航が可能な実践的異文化体験及び学びの環境を与えている。スポーツ健康科学部、医療看護学部及び保健看護学部においては各種海外研修制度を整備している。今後も、TOEFL を中心とした英語教育を継続し、大学を挙げて英語力を強化する取り組みを行い、国際化に対応していきたい。(資料4-30)

《継続的なカリキュラム改善～カリキュラム評価委員会》

本学では、カリキュラム改善の PDCA サイクルを回していくために、現行カリキュラムを評価し、改善の提言を行うカリキュラム評価委員会を各学部・研究科に設置している。カリキュラム評価委員会の評価結果が、カリキュラム委員会や教務委員会へ答申され、カリキュラムに反映されるという教育の質向上に繋がるサイクルを確立している。具体的には、授業科目の新設・統合、内容重複の調整、新カリキュラムの検討等が行われた。カリキュラム評価委員会の成果については、定期的に大学協議会にて全学的な検証を行っていくこととしている。(資料2-54)

《卒業時の学修成果～国家試験合格率》

卒業時に国家試験受験資格を与える学部(医学部、医療看護学部、保健看護学部)では、各国家試験において、常に全国平均より高い合格率を維持している。学生には在学期間を通じて充実した教育が提供され、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果が身につけていると言える。医学部では、医師国家試験において、国公立大学81校中、過去5年間平均・過去10年間平均ともに第2位である。4年次に行われる共用試験(OSCE、CBT)において、臨床実習における必要知識・技能の確認を行い、合格しない場合、実習を認めないこととしており、学修成果の水準を確保している。医療看護学部及び保健看護学部でも、看護師・保健師・助産師国家試験について、常に全国平均を上回る高い合格率である(保健看護学部は看護師・保健師国家試験)。今後も、学問の本質的な理解を前提としながら、継続して授業の質を高めるとともに、学生の学修成果を適切に把握し、国家試験対策講義やガイダンス等も行い、きめ細かな指導を行っていく。(資料4-52【ウェブ】)

《卒業時の学修成果～企業就職内定率、教員採用試験合格者数》

企業、官庁等の就職が主となる学部(スポーツ健康科学部、国際教養学部)では、企業就

職内定率や教員採用試験で全国平均を上回る良好な成績を残している。学生には在学期間を通じて充実した教育が提供され、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果が身につけていると言える。入学後の早い段階からキャリア教育を実践していることも成果に繋がっている。スポーツ健康科学部の企業就職内定率は、2021(令和3)年度も99.5%と高い水準を維持できている。教員採用試験は、現役生の中から毎年30名以上の教員採用試験(国公立)合格者の輩出を続け、2021(令和3)年度は過去最高水準に近い49名の合格者を送り出している。国際教養学部の就職率は98.0%前後で推移している。教員就職者については、3年連続教員就職希望者は全員学校に就職しており、2021(令和3)年度は、公立学校教員採用試験合格者2名(他に臨時的任用1名)、私立学校就職者2名の5名であった。

企業就職内定率は、現状の高水準を維持するため、正課内外で実施する就職支援セミナーや対策講座の実施内容や実施方法について、対面とリモートの最適な組み合わせを探りながら今後も柔軟に対処していく。また、現役教員採用試験合格者数を維持・向上させるため、教員志望あるいは興味・関心のある学生に対し、教職の魅力を高めつつ、側面から支援プログラムの一層の充実を図っていく。

《質の高い学位論文》

大学院各研究科では、科目履修と学位論文作成に至るまでのプログラムをバランス良く配置し、研究者又は高度専門職業人に必要な教育内容を提供しており、質の高い学位論文が発表されている。研究計画書・研究指導計画書、研究進捗状況報告書、中間報告会、ポスターセッション等を通じて、学修成果を把握し、適切な研究指導が行われている。特に、大学院医学研究科博士課程では、2018～2021(平成30～令和3)年度の学位(甲)論文のうち98.8%が英語論文であり、国際的評価の高い学術誌に掲載されている。学位取得率及び学位(甲)取得者の学位論文発表雑誌の平均インパクト・ファクター(IF)は高く(2018～2021(平成30～令和3)年度平均≒3.625)、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に則した様々な取り組みが有効に機能していると言える。今後も継続して、きめ細かい研究指導を行い、研究計画書・研究指導計画書、研究進捗状況報告書、ポスターセッション等により研究進捗状況を把握しつつ、より国際性の高い医師・研究者の育成を図っていく。(資料4-72)

《大学院における看護教育の充実》

大学院医療看護学研究科博士前期課程では、専門看護師(CNS)教育課程が充実している。日本看護系大学協議会の認可を受け、慢性看護、がん看護、感染看護、小児看護、老年看護、精神看護、母性看護、在宅看護、クリティカルケア看護の計9分野・38単位の教育課程を開講している。また、看護界でグローバルに活躍できるリーダーを育成するため、2022(令和4)年度から入学定員増を行い、博士前期課程に「グローバルナーシングコース」、博士前期課程に「グローバルナーシングリーダーシップコース」をJICA(独立行政法人国際協力機構)と連携して開設した。秋入学制度を活用した留学生対象のコースである。本学の講師陣に加え、海外からも著名な講師を招聘し、講義は英語のみで行うこととしており、国内看護系大学では初の試みとなる。

(3) 問題点

《コンピテンシー評価の推進》

本学では、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果を把握・可視化するために、医療系学

部を中心にコンピテンシーの設定が進められた。ディプロマ・ポリシーやコンピテンシーと授業科目の関連はシラバスに明示するようになっており、先行する学部では、コンピテンシーのレベル設定や授業科目との対応表も準備されている。2022(令和4)年度の外部評価委員会では、全学部でコンピテンシーを設定することが望まれるとの意見があった。この意見も踏まえ、全学部でコンピテンシーを用いた評価を推進していく必要がある。第3章で説明した通り、本学では学部の新設が続くが、新設学部においても、コンピテンシーを設定し、学修成果の把握・可視化に取り組んでいくこととしたい。

《学生からの成績の不服申し立てに関する制度整備とその運用》

本学は、2021(令和3)年9月30日開催の外部評価委員会において、「学生からの成績の不服申し立てに関する制度を整備することが望まれる」との提言を受けた。この提言に対して、学長の指示に基づき、内部質保証推進委員会にて全学的な対応を協議し、「成績評価の確認及び成績に対する異議申し立て要領」を制定し、2022(令和4)年度から施行している。実際に本制度を用いた申請がどの程度あるのかを把握し、適切な成績評価が行われるように運用していきたい。

(4) 全体のまとめ

本学は学是「仁」、理念「不断前進」を掲げて、各学部・大学院研究科において、人材養成目的・教育目標を定めている。これらに基づき、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページに公表している。内部質保証推進委員会は、これらのポリシー等改正等の管理面で関与し、定期的に改正の検討を指示している。各ポリシーの内容は、大学協議会、教授会、研究科委員会、各種委員会で定期的に検証が行われている。

各学部・研究科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、順次性・体系的に配慮して、各カリキュラムを編成している。シラバスには、授業概要、学習目標(到達目標)、学習内容、評価方法、準備学習(予習・復習等)に必要な時間又はそれに準じた具体的な学習内容を明記し、高い学修効果を得られるよう工夫している。授業は、講義・演習・実習を組み合わせ、各学部・研究科の特色に応じ適切な授業形態を採用している。また、カリキュラムマップ、ナンバリングをシラバスや履修要項等に掲載して、カリキュラムの体系的な理解ができるようにしている。大学院教育では、科目履修と学位論文作成に至るまでのプログラムをバランス良く配置し、研究者又は高度専門職業人に必要な教育内容を提供している。

効果的な教育を行うための措置として、学部では、アドバイザー制・担任制・オフィスアワーの設定により、学習指導をきめ細かに実施している。また、学生の主体的な学びを促すため、医学部、医療看護学部及び保健看護学部ではe-learningコンテンツも導入している。大学院では、社会人学生のために、土曜日開講、昼夜開講、e-learning、オンライン授業(補講)等、教育環境を整備している。また、学生の授業評価アンケートを実施することにより、教育内容・方法及び教育上の効果を定期的に検証し、その結果を改善に結びつけている。

成績評価・単位認定については、GPA、CAP制を導入し、単位の実質化を図るとともに、学則・大学院学則、各学部・各研究科の規程に基づき、厳格に運用されている。

学位授与については、授与する学位の種類、各学位の授与要件、学位論文審査及び試験の方法その他学位に関する必要な事項を学位規程に明示しており、教授会、研究科委員会において厳格な運用がなされている。大学院研究科では、学位論文審査を行っており、学位授与

プロセスや学位論文審査基準は、大学院各研究科の学位申請要項又は教育要項に明示している。学位審査は、学位論文審査委員による審査を行い、透明性・客観性を確保している。優れた研究業績をあげた学生については、早期修了制度を設けている。

ディプロマ・ポリシーで示した資質・能力を評価する指標として、全学的にアセスメント・プランを制定している。大学全体のポリシーは、「大学レベル」、「教育プログラムレベル」、「授業レベル」で定め、各学部・研究科は、「教育プログラムレベル」、「授業レベル」で定めている。シラバスには、各授業科目とディプロマ・ポリシーに示した学修成果又はコンピテンシーとの関連を明示している。

学士課程における学修成果の把握・評価は、各科目の厳格な成績評価を前提とし、次のような評価指標を複数組み合わせで行っている。コンピテンシーを用いた評価、GPA、アセスメント・テスト(CBT、OSCE等)、技術経験に係る評価(看護)、ルーブリック、ポートフォリオ、卒業試験、卒業論文、TOEFL等である。

大学院における学修成果の把握・評価も、各科目の厳格な成績評価を前提とし、論文発表に至るまでの各過程で把握している。具体的には、研究計画書・研究指導計画書、研究進捗状況報告書、中間報告会、ポスターセッション、論文審査におけるプレゼンテーション・口頭発表、口頭試問等である。

大学全体の視点での学修成果の把握として、学士課程は、国家試験合格率、教員採用試験受験者数・合格者数、就職率・進学率、大学院は、学位授与数、学位論文の質を重視している。各学部の国家試験合格率、教員採用試験受験者数・合格者数、就職率は、毎年全国平均を大幅に上回っている。大学院医学研究科では、インパクト・ファクター(IF)の高い学術誌へ学位論文が数多く発表されている。各学部では、学修成果を教務委員会、カリキュラム委員会、カリキュラム評価委員会、教授会、FDワークショップ等で定期的に把握し、その結果を教育課程や教育方法の改善に反映させている。大学院各研究科では、大学院検討委員会、教育・研究委員会、研究科委員会で学修成果を定期的に把握し、その結果を教育改善や研究指導に反映させている。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

- 1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
- 2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
- ・入学前の学習歴・学力水準・能力等の求める学生像
 - ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、「3つのポリシー策定の基本方針」に基づき、大学全体、学部、研究科(学位プログラム)単位で学生の受け入れ方針(以下、アドミッション・ポリシー)を策定している。各アドミッション・ポリシーでは、カリキュラムを通して、本学の卒業生・修了生となり得る意欲・資質を有する学生を入学者として得るため、求める学生像、入学に際し求められる学力の水準、入学者選抜などの方針を示している。(資料5-1【ウェブ】、基礎要件確認シート15)

大学全体のアドミッション・ポリシーでは、本学は、学是「仁」と理念「不断前進」に則り、学風(三無主義)を掲げ、自己研鑽・競争原理及び相互信頼のもとに高い倫理観に基づく教育、研究、臨床を実践していることを説明し、求める学生像、多様な入試制度を準備して評価を行うことを明示している。

大学全体のアドミッション・ポリシー

順天堂大学は、1838年、学祖佐藤泰然が江戸薬研堀に開設した西洋医学塾に端を発し、今に繋がる日本最古の医育機関です。学是「仁」(人在りて我在り、他を思いやり、慈しむ心、これ即ち「仁」と理念「不断前進」(現状に満足せず、常に高い目標を目指して努力し続ける姿勢)に則り、「出身校、国籍、性による差別無く優秀な人材を求め、活躍の機会を与える」という学風(三無主義)を掲げ、自己研鑽・競争原理及び相互信頼のもとに高い倫理観に基づく教育、研究、臨床を実践しています。

本学は、医学、スポーツ健康科学、看護学、理学療法学、診療放射線学、臨床検査学、臨床工学及び国際教養学の理論と実際を教授・研究することにより、国際的な広い視野を持ち、高度の専門知識とスキルを基盤に科学及び技術の水準を高め文化の進展に寄与し、地域社会や国際社会の発展と人類福祉の向上に貢献できる人材の養成を目指しています。

学士課程では、上記のような人材養成目的を実現するため、次のような意欲と資質を有した学生を国内外より求めています。そのために多様な入試制度を用意して適切かつ公正に評価します。

1. 本学の学是「仁」及び理念「不断前進」を理解し、自らの持つ感性と倫理観を絶えず磨いていく意欲の高い者
2. 自ら主体的に学び、自ら積極的に取組み、解決の道を切り拓くことにより人間的成長を強く志向する熱意がある者
3. 専門知識を高め、論理的思考力と確かな技能を身につけるための基盤として、高等学校等までにおける教育課程で修得した基礎的な学力を有している者
4. ボランティア活動、課外活動などこれまでの特徴的な活動を通じて思いやり、奉仕の心、協調性を有している者
5. 幅広い人間性と柔軟性を備え、外国語を含むコミュニケーション能力を身に付けていく強い意志と意欲をもつ者

大学院では、次のような意欲と資質を有した学生を国内外より求めています。そのために、各研究科各課程において求める学生像に基づき、多様な背景を持つ志願者に対応する入試制度を用意して

います。研究計画を含む出願書類の内容、学力試験、面接試験などによって、入学段階で備えているべき資質や能力、専門性を適切かつ公正に評価します。

1. 本学の学是「仁」及び理念「不断前進」を理解し、自らの持つ感性と倫理観を絶えず磨いていく意欲の高い者
2. 研究者として、自ら課題を設定し、独創的な学術研究に意欲的に取り組み、学術の進展に貢献しようとする志のある者
3. 高度の専門性を発揮する職業人として、社会の発展に貢献しようとする志のある者
4. 学問に対する知的好奇心、専攻分野の基盤となる知識・技能、柔軟な思考力とを兼ね備え、新たなことに挑戦しようとする強い目的意識を持っている者

各学部・研究科においては、大学全体のアドミッション・ポリシーとの整合を図るとともに、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、それぞれアドミッション・ポリシーを定めている。例えば、医学部では、「求める学生像」、「大学入学までに身に付けておくべき教科・科目等」、「入学者選抜の基本方針」を具体的に明示している。

医学部のアドミッション・ポリシー

求める学生像

医学部では、医学・医療の知識・技能のみならず豊かな感性と教養を持ち、国際社会や地域医療に貢献し、未来を拓く人間性溢れる医師・医学者を養成するため、次のような学生を求めます。

1. 一人の人間として、人間と自然を愛し、相手の立場に立つ思いやりと高い倫理観を有する人
2. 幅広い人間性、柔軟性と協調性を備えた基本的なコミュニケーション能力を有する人
3. 自ら課題を発掘し、知的好奇心を持って、課題解決に取り組む主体性を有する人
4. 国際的な視点から医学・医療の進歩に貢献しようとする熱意を有する人
5. 入学後も、自己啓発・自己学習・自己の健康増進を継続する意欲を有する人

大学入学までに身に付けておくべき教科・科目等

医学部では、大学入学までに高等学校等において、次の教科・科目等を身に付けておくことが望まれます。

1. 理科：物理、化学、生物についての十分な知識と科学的な思考力・探究心
2. 数学：数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、数学Bについての十分な知識と論理的思考力
3. 英語：国際社会で活躍するための基礎的なコミュニケーション能力、十分な読解力、表現力、思考力、会話能力、言語や文化についての理解、TOEFL-iBT 68点程度／IELTS 6.0程度、もしくは同等水準の英語能力
4. 国語：十分な文章読解力、文章構成力、論理的表現力
5. 地理歴史・公民：世界史B、日本史B、地理B、現代社会、倫理、政治・経済についての基礎的な知識
6. 特別活動及び課外活動等を通じた主体性、協調性、思いやり、奉仕の心

入学者選抜の基本方針

医学部では、医師・医学者になろうと努力する学生に対し、6年間で卒業し、ストレートで医師国家試験に合格させるよう教育しますが、単に医師国家試験合格だけを目指すのではなく、国家試験をものもしない、知性と教養と感性溢れる医師・医学者を養成するため、入学者選抜方法として、学力試験のみならず、受験生の感性や医師・医学者となるべき人物・識見・教養を見極めるために、小論文試験・面接試験を課し、また、小中高に至る活動を知る資料の提出により、総合的な判定に基づき、入学者を選抜します。

アドミッション・ポリシーの公表については、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと同様に、情報が得やすいように、法人ホームページ、各学部・研究科のホームページへ掲載するとともに、学生募集要項に掲載している。大学ポートレートでも、同様に本

学ホームページへのリンク設定により容易に閲覧が可能となるようにしている。

以上のことから、学生の受け入れ方針を適切に定め、公表していると評価する。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【評価の視点】

- 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 4：公正な入学者選抜の実施
 - ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施
- 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施
 - ・障がいのある学生の受け入れ
 - ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）
- 6：入試において、COVID-19 への対応・対策としてどのような措置を講じたか

《学生募集方法及び入学者選抜制度》

本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、各学部・研究科において学生募集及び入学者選抜を行っている。入学者については、学部・研究科にて入試方式毎に、「入学者選抜委員会」を設置し、適切かつ公正な選考を行い、教授会・研究科委員会の審議を経て学長が許可・決定している。また、入学者の選抜方法の改善及び入学者選抜の円滑な実施に資することを目的として、大学の組織として、アドミッションセンターを置いており、各学部・研究科と連携し、入試業務にあたっている。同センターは、全学的な立場で、入学者選抜方法の調査・研究及び企画・立案、入学者選抜結果の分析及び評価、学生募集に係る広報等に関する業務を担当している。（資料5-2【ウェブ】，5-3【ウェブ】，5-4【ウェブ】，5-5【ウェブ】，5-6【ウェブ】，5-7【ウェブ】，5-8【ウェブ】，5-9【ウェブ】，5-10【ウェブ】，5-11【ウェブ】，5-12【ウェブ】，5-13）

学生募集の方策として、ホームページや各種広報媒体に記事を掲載するだけでなく、高校や予備校等が主催する進学説明会への参加、高校訪問、遠隔地出身学生の夏季休暇等を利用した母校訪問や、オープンキャンパスを年に複数回実施する等の取り組みを行っている。2021(令和3)年度に行ったオープンキャンパスは、COVID-19の影響により、オンライン開催・対面開催の双方で実施した。学部長挨拶・説明、在学生による学部紹介動画の配信、オンライン進学相談や模擬面接の実施等、遠方の受験生のニーズにも応えられるよう配慮し、受験生に対し、本学のアドミッション・ポリシー等を伝える機会を作っている。また、一部の学部では春にオープンキャンパスを実施することで、受験生への早期情報提供を図っている。（資料5-14, 5-15）

ホームページでは、「大学の入試総合サイト」と「学部サイト」を分けることにより、興味の段階に応じて、必要な情報を取得できるように努めている。例えば、大学で検索した人は「大学の入試総合サイト」で大学全体の最新ニュースなどを幅広く情報収集でき、そこから

興味をもった学部を知りたい場合は、「学部サイト」を確認してもらうといった導線としている。

各学部では多様な学生を受け入れるため、その特性に応じた入学試験を実施している。例えば、医学部では、一般選抜、大学入学共通テスト・一般独自併用選抜、大学入学共通テスト利用選抜の他に、地域枠選抜、研究医特別選抜（総合型選抜）、国際バカロレア選抜（総合型選抜）、帰国生選抜、外国人選抜を実施している。また、医学部では全ての選抜方式で、医療看護学部及び保健看護学部でも多くの選抜方式で面接試験を課しており、学力試験だけでは測ることのできない意欲・資質・能力をアドミッション・ポリシーに基づき評価している。面接時には、各自の特徴を示すもの（TOEFL、IELTS、TOEIC、英検、漢検、各種段位、免許書、表彰状等の証明書、記念品、広報紙等）があれば、それらを持参させ、説明を求めている。また、医学部以外の学部でも同様に、様々な選抜方式を設定しており、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な学生の受け入れを行っているとともに、一般選抜を複数回用意しており、本学を希望する学生へ、多くの受験機会を提供している。

大学院医学研究科医科学専攻（修士課程）及び医学専攻（博士課程）では、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試、外国在住外国人留学生入試の4種類を実施している。外国在住外国人留学生入試は、国際化を目指す上で積極的に外国人留学生を受け入れる目的で行っており、受験のためだけに来日することなく、書類選考やWeb会議システムを活用した面談等による特別入学試験制度であり、推薦書、小論文、業績目録等に基づく書面審査、Web会議システム等による口述試験を行い、大学院医学研究科入学選抜委員会、医学研究科委員会による審議を受け、入学の可否を決定している。更に2022(令和4)年10月からは、カリキュラムの整備を行い、英語による授業・研究指導のみで学位取得を可能とすることで、秋入学の入試を開始するなど、国外の受験者への受験機会の提供に努めている。

大学院スポーツ健康科学研究科博士前期課程では、出願書類のうち課題小論文（本学大学院で研究したいこと）の内容をもとに面接試験を実施し、評価している。出願区分は、「一般」の他、「社会人」「トップアスリート（スポーツ）」「外国人（留学生）」を設け、多様な背景を持つ者を受け入れている。博士後期課程では、語学試験及び面接試験を総合して評価している。博士後期課程においては、予め希望指導教員と面談を行い、研究計画をよく確認したうえで出願することを求めている。

大学院医療看護学研究科では、博士前期課程は、専門科目及び英語（一般）又は小論文（社会人）並びに面接を実施している。専門科目は、研究指導可能な専門領域の中から、自らが進学を希望する科目とそれ以外の科目の2科目を選択して受験することとしている。博士後期課程は、筆記試験（英語）と口述試験を実施している。2022(令和4)年度入試から、秋入学のグローバルナーシングコース（博士前期課程）、グローバルナーシングリーダーコース（博士後期課程）を設置し、国外の受験者へ受験機会を提供するため、オンライン上で小論文及び面接を実施している。

◀授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供▶

各学部・研究科の学生募集要項・ホームページに、学費（授業料、施設設備費、実験実習費、教育充実費等）、学費減免制度、各種奨学金制度について掲載し、受験生に情報提供している。適宜、制度改定を行い、受験生にとってより分かり易い制度を目指している。例えば、医学部では2022(令和4)年度入試より、特待生制度を一般選抜A方式合格者の成績上位10

名を対象とするように改定した。また、外国人選抜の入学者を対象とした国際臨床医・研究医養成外国人学生奨学金、基礎医学研究者を目指す学生を支援する基礎医学研究者養成奨学金、地域枠選抜の入学者を対象とした奨学金等があり、入学後の学生生活を支援する奨学金制度を設けている。(資料5-16)

《入学者選抜実施のための体制整備》

学生受け入れに係る委員会は、下表のとおり整備している。各委員会の責任の所在と役割を明確にし、公正な入学者選抜の実施とその適切性の検証を行い、改善・向上を図る体制となっている。全学的組織としては、学長を委員長とする「全学入試委員会(学部)」及び「大学院入試委員会」を置き、入学者選抜の基本事項等を審議している。各学部・研究科には、入学者選抜方法や学生募集に関すること等を審議する「入試委員会」、公正に入学候補者を選抜し合格者(案)を作成する「入学者選抜委員会」を置いている。また、選抜方法・選考プロセスを含む学生受入れの公正性・適切性を検証する委員会として、「入試検証委員会」を置いている。「入試検証委員会」は、他学部・研究科の教員1名以上を含み、「入学者選抜委員会」に参与しない者で構成し、検証チェックリストに基づき、学生受け入れの公正性・適切性を検証している。「入試検証委員会」の検証結果は、「入試委員会」に報告され、その検証結果を踏まえて、次年度の学生受け入れの戦略・立案を行っている。「全学入試委員会(学部)」及び「大学院入試委員会」では、各学部・研究科の「入試検証委員会」の検証結果を全学的視点で検証している。(資料5-17, 5-19, 5-19, 5-20, 5-21)

委員会	所管	責任者	審議事項
全学入試委員会	アドミッションセンター	学長	全学(学部)の入試に係る基本的事項・部門入試検証委員会の結果
大学院入試委員会	アドミッションセンター	学長	大学院の入試に係る基本的事項・部門入試検証委員会の結果
入試委員会 (部門)	各学部・研究科	各学部長・研究科長	前年度の〔学生受入れ全体〕に関する入試検証委員会の検証結果を踏まえて、次年度の〔学生受入れ全体〕の戦略・立案
入学者選抜委員会 (部門)	各学部・研究科	各学部長・研究科長	属性を考慮せず、公正な選抜実施を確認 入学候補者を選抜、合格者(案)を作成
入試検証委員会 (部門)	各学部・研究科	各学部長・研究科長が指名する者	検証事項チェックリストをもとに選抜方法・選考プロセスを含む〔学生受入れ全体〕の公正性・適切性を検証 ※入学者選抜委員以外の者で構成

《公正な入学者選抜の実施》

公正な入学者選抜を行うため、合否判定で使用される選考資料には、選考に関係しない受験者の属性(氏名、性別、年齢、現役・浪人、出身高校等)を記載せず、受験者の成績から合否判定基準に従って合否判定が行われている。「入学者選抜委員会」において、合否判定案が審議され、教授会・研究科委員会を経ることによって選考の透明性を確保しており、公正かつ適切に入学者選抜を実施している。

オンライン試験の公正な実施については、事前に注意事項・実施手順に従い、不正行為の防止・円滑な実施に努めている。例えば、オンラインによる小論文試験においては、他受験生と同タイミングで試験を開始し、カメラ・音声を常にONの状態とさせることで、不正行為

の監視を行い、他受験生と同条件での実施に努めた。

《入学を希望する者への合理的な配慮》

身体の障がい・疾病等により受験及び修学、学生生活に特別な配慮を必要とする場合は、出願前に相談を受け付けており、障がいのある学生の権利利益を侵害することとならないよう、受験上又は修学上の必要かつ合理的な配慮に努めている。具体的には、受験時の座席変更や車椅子での受験が必要な学生に対しては、高さを変更できる机を準備する等の対応を行っている。

オンラインで試験を行う場合の公平な受験機会確保については、事前に通信テストを行うことで、各受験生の通信状況を把握し、問題ないことを確認した上で実施した。また、試験中に途切れてしまうなど、不測の事態が起こった場合も、電話・E-mail・チャット等で連絡を取り、対応を検討することとしていたが、実際に不測の事態が発生することはなかった。

《入試における COVID-19 への対応・対策》

入試において、COVID-19 の対応・対策は次のとおり行った。

① 追試験・振替試験の設定

- ・全学部で、追試験又は振替試験を設定し、学生募集要項・ホームページ等で周知した。
- ・COVID-19 罹患者だけでなく、濃厚接触者等についても、追試験・振替試験の受験を認めることとした。
- ・予め用意した追試験・振替試験の受験が出来なかった者に対して、更なる追加措置を行い、COVID-19 の影響により一人の受験生も入学者選抜の受験機会を失うことのないように努めた。例えば、医療看護学部では当該受験生に対し同学部の学校推薦型選抜（小論文・総合問題、面接、書類）と同様の試験を用意し、試験を行った。

② オンライン試験、出願要件における配慮

- ・医学部国際臨床医・研究医選抜の外国人選抜及び帰国生選抜では、外国人選抜及び帰国生選抜において、試験日までに入国できない受験者に対しては小論文試験、面接試験をオンラインで実施した。（資料5-22）
- ・スポーツ健康科学部では、総合型選抜（Ⅰ）（Ⅲ）、一部の一般選抜（一般選抜[C 日程]）において、オンライン面接試験を実施した。学校推薦型選抜において、大会が中止・延期等となったことや資格・検定試験等に参加できず、結果を記載できないことで不利益を被ることがないように、成果獲得に向けた努力のプロセスを具体的に記入する様式を準備した。
- ・国際教養学部でも、総合型選抜において試験日までに入国できない受験生向けにオンライン面接試験を設定した。

③ 試験当日の対応

- ・受験者、試験監督者及び各スタッフに対し、手指消毒、マスク着用を徹底し、受験生の座席は、通常より前後左右との間隔を空けて配置した。また、予備室を例年よりも多く設置した。受験者の体調確認を行い、入退出時の混雑を防ぐための誘導等も行った。
- ・無症状の濃厚接触者（指定の条件を満たす者）については別室受験を認めることとした。
- ・面接時には、飛沫防止用のパーティションを置き、ドアの開放及びサーキュレーターの設置により換気を行った。

④大学院入試における対応

- ・試験当日の対応は、学部と同様に感染対策を徹底した。スポーツ健康科学研究科博士後期では、日本国外に在住していて COVID-19 の影響により日本に入国ができない受験者に対しては、語学試験・面接試験をオンラインで実施した。医療看護学研究科では、COVID-19 感染拡大の職務への影響等により、受験機会を得られなかった看護職者等のため、試験日を追加した。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると評価する。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき、適正に管理しているか。

【評価の視点】

1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

設定している入学定員を遵守すべく、正確な定着予測に努めており、全学的に適正な管理が出来ている。2022(令和4)年度における、入学定員に対する入学者数比率(5年間平均)及び収容定員に対する在籍学生数比率(過去3年分)は、下記のとおりである。収容定員に対する在籍学生数の極端な過剰又は未充足は生じていない。学部・研究科ともに、第3章で説明したとおり、志願者数の増加に応じて、適切に入学定員増を行い、在籍学生数が過剰とならないように対応をしている。入学定員増をしたことで未充足とならないよう、ホームページ等により適切に入試広報を行っている。(大学基礎データ表2)

	入学定員に対する入学者数比率 (5年間平均：2022年度)	収容定員に対する在籍学生数比率		
		2020年度	2021年度	2022年度
学士課程 計	1.01	1.01	1.00	1.00
医学部	1.00	1.01	1.01	1.00
スポーツ健康科学部	1.01	1.00	1.00	1.01
医療看護学部	1.00	1.00	1.00	0.99
保健看護学部	1.03	1.02	1.03	1.03
国際教養学部	1.01	1.01	1.00	0.98
保健医療学部	1.01	1.01	1.01	1.00
医療科学部	1.01	—	—	1.01
修士課程 計	1.20	1.16	1.16	1.24
医学研究科	1.56	1.51	1.41	1.47
スポーツ健康科学研究科	1.01	0.96	1.02	1.04
医療看護学研究科	1.19	1.13	1.02	1.17

博士課程 計	1.10	1.10	1.06	1.03
医学研究科	1.08	1.06	1.01	1.01
スポーツ健康科学研究科	1.46	1.73	1.87	1.57
医療看護学研究科	1.04	1.30	1.27	1.06

以上のことから、本学の定員設定、学生の受け入れ及び在籍学生数の管理は、適正であると評価する。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- | |
|-------------------------|
| 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 |
| 2：点検・評価結果に基づく改善・向上 |

本学は、毎年度、大学・各学部・研究科・管理部門等の単位で、(公財)大学基準協会の大学基準に準拠し、内部質保証の推進に必要な自己点検・評価を行っている。学生の受け入れの適切性は、アドミッションセンター、各学部・研究科において、それぞれ根拠資料に基づく点検・評価を行っている。点検・評価の結果、認識された問題点については、当該部署を中心に改善に取り組み、次年度末までに内部質保証推進委員会委員長宛に改善状況報告書を提出することとしている。問題点及び改善状況は一覧表にまとめられ、毎年度、自己点検・評価運営委員会及び内部質保証推進委員会で検証された後、学長に報告される。学長は更なる改善が必要な場合には、必要な指示を出すという仕組みになっている。近年、改善した実例のうち主なものは次の通りである。

学部入試において、他学との入試日程重複の対策として、一般選抜の受験日程の増設や新たな選抜方式の追加が行われた。外国人留学生獲得のための方策として、留学生向け進学説明会参加、進学情報サイト・進学情報誌への出稿等の広報活動が展開されるようになった。国際教養学部では、9月卒業の外国人留学生や海外帰国生を対象に、帰国生選抜・外国人選抜入試を5月にも実施する対応がとられた。COVID-19感染状況を踏まえ、スポーツ健康科学では、冊子や動画作成、卒業生メッセージ掲載等によるホームページの充実が図られた。オンライン個別相談、オンライン説明会の開催も積極的に行われるようになった。大学院スポーツ健康科学研究科では、オンラインによる面接試験が導入された。(資料2-14, 2-18, 2-50, 2-33)

入試の公正確保の観点からは、各学部・研究科では、「入試検証委員会」にて、募集要項及びアドミッション・ポリシーに基づき、前年度に行った学生の受け入れ全体（入学者選抜のプロセス（学生募集、出願手続、個別学力検査、小論文、面接、合否判定、合格発表））の公正性・適切性の検証を行い、その結果をもとに、各学部・研究科の「入試委員会」にて、募集日程・選抜方式・募集人員の検討及びCOVID-19の対応等、改善・向上に向けた取り組みが行われている。全学的観点からは、「全学入試委員会(学部)」及び「大学院入試委員会」で「入試検証委員会」の結果を検証している。その検証、改善・向上の取り組み内容は、自己点検・評価報告書に纏めている。更に、「内部質保証推進委員会」では、各学部・研究科の「入試検証委員会」の検証結果を踏まえた自己点検・評価報告書の内容に基づき、全学的な視点での

検証を行っている。本学が実施した2022(令和4)年度の学生の受け入れは、公正かつ適切に行われたことを確認している。検証結果に基づく改善事例として、次のことが挙げられる。

「希望する受験生本人への成績開示」の対応として、2022(令和4)年度入試(2021(令和3)年度実施)より、「希望する受験生本人への成績開示」を行うこととして準備が進められ、2022(令和4)年5月に、全学部で成績開示が行われた。また、入試検証委員会で使用するチェックリストについて、様式の改善が図られた。具体的には、各検証項目に「適切」と「要改善」のチェック欄しかなかったため、本当に改善すべき項目と改善の余地がある項目が混同していたが、検証項目をあらかじめ「必須項目」と「努力項目」に分け、チェック欄に「対応済」「未対応」「改善余地有」の三列を設けることにした。これにより、すべての「必須項目」が「対応済」となることを最低限の目標として、対応済みだが改善の余地のある場合には「改善余地有」にチェックを入れられるようにした。(資料5-23, 2-17, 5-24, 2-34, 2-21, 2-27)

アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとともに一体的に改正されるべきものであり、内部質保証推進委員会は、これらのポリシー改正等の管理面で関与し、定期的に改正の検討を指示している。3つのポリシーの改正は、教授会・研究科委員会の下部組織である各種委員会での検討を踏まえ、教授会・研究科委員会での審議を経た後、学長を議長とする大学協議会にて大学全体の視点から定期的に検証を行い、改正を行っている。(資料2-12)

(2) 長所・特色

《アドミッション・ポリシーに基づいた学生募集》

各学部・研究科において、アドミッション・ポリシーを学生募集要項やホームページに明示し、多彩な方式で入学試験を行っており、特徴として、多くの入試方式において面接試験を課していることが挙げられる。志望理由と学修意欲等を聞き、本学へ入学する目的意識を確認するとともに、学部では面接試験に受験生の特徴を示すもの(TOEFL、IELTS、TOEIC、英検、漢検、各種段位、免許書、表彰状等の証明書、記念品、広報紙等)を用いる事で、感性・教養を兼ね備えた入学者の選考を実施している。入学後の留年者や退学者が少なく、ほとんどの学生が修業年限で卒業しており、各国家試験の合格率・就職率も非常に高いことから、高い学習意欲と目的意識を持った学生を獲得できており、本学の選考方法が適切に運用されているといえる。

更なる発展方策として、アドミッション・ポリシーに基づいた入試広報の充実・入学者選抜の実施に努め、今まで以上に年内入試(総合型選抜・学校推薦型選抜)にも力を入れ、学力だけでなく人物・意欲・資質等を見極める選抜を行っていく。

《多様な選抜方式》

本学が求める意欲と資質を有した学生を国内外から選抜できるように、学部では大学入学共通テストを利用した選抜方式、TOEFL・IELTS・国際バカロレア等の外部英語資格・検定試験結果を活用した選抜方式、外国人留学生選抜や帰国生選抜の実施等、受験方式の多様化を図っている。医学部以外の学部では一般選抜を複数回実施するなど、本学への受験を希望する受験生に対し、多くの受験機会を提供している。国際教養学部では、外国人留学生、海外帰国生を多く受け入れるための方策として、国外在住者で2022(令和4)年9月に外国におい

て学校教育における12年の課程を修了した者、及び2022(令和4)年9月30日までに修了見込みの者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者等に対し、2023(令和5)年度入試(2022(令和4)年度実施)として、2023(令和5)年4月の本学入学希望者に対する「外国人選抜」「帰国生選抜」を2022(令和4)年5月に実施した。大学院では、医学研究科において、英語による授業・研究指導のみで学位取得を可能とするべく、カリキュラムの整備を行い、2022(令和4)年10月から秋入学による外国人留学生の受け入れを開始している。医療看護学研究科においても同様に、カリキュラムを整備の上、2022(令和4)年10月から秋入学による学生の受け入れを開始している。

更なる発展方策として、アドミッション・ポリシーに則して、先進的な選抜方式を取り入れ、入試制度改革を継続し、本学の求める学生像に合致した学生を確保していく。

(3) 問題点

《多様な受験生の獲得》

多様な受験生の獲得として、「留学生・帰国生」の獲得が重要となるが、本学の留学生・帰国生比率は、在学生比率でそれぞれ数%程度となっており、低い値である。日本における18歳人口減少及びグローバル社会への対応に伴い、本学においても留学生・帰国生の獲得に向けて力を入れていく必要がある。

留学生・帰国生獲得に向けて必要な制度を検討するとともに、留学生、日本語学校の教員や帰国子女(保護者含む)に向けても、引き続き適切な広報を行っていく。

《全国からの受験生の獲得》

現在、学部の志願者の地域別割合は70%以上が関東からの出願者となっている。

全国から優秀な学生を獲得するべく、他地域での積極的な広報の実施とともに、試験場の設定などを行い、受験しやすい環境を整えていく必要があり、2023(令和5)年度入試(2022(令和4)年度実施)より、一部の学部・選抜方式で、地方試験会場を設定する方向で検討している。

(4) 全体のまとめ

アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ策定しており、求める学生像、大学入学までに身に付けておくべき教科・科目、入学者選抜の基本方針等が示されている。

入学定員、収容定員、入試方式、授業料その他の費用や経済的支援に関する情報等は、大学のホームページや学生募集要項に掲載し、受験生・保護者をはじめ社会に広く公表している。学部においては、オープンキャンパスや進学説明会にて教育内容、キャンパスライフ等の説明を行い、個別相談にも応じている。各学部では多様な学生を受け入れるため、その特性に応じた入学試験を実施している。大学院研究科においては、希望する研究指導教員との研究内容の確認を行う等、入学後のミスマッチが起きないように取り組んでいる。

入学者数については、入学定員を遵守すべく、正確な定着予測に努めており、全学的に適正な管理が出来ている。収容定員に対する在籍学生数についても、極端な過剰又は未充足は生じていない。

2019(令和元)年度に大学基準協会から指摘された、医学部の学生の受け入れに係る問題点

については、2020(令和2)年7月～10月に追評価を受け、大学基準適合の判定を得ている。

学生の受け入れの適切性の点検・評価については、各学部・研究科では、「入試検証委員会」にて、検証チェックリストを用いて定期的に検証を行っている。その結果は、全学的観点から「全学入試委員会」及び「大学院入試委員会」で検証している。また、各学部・研究科の「入試検証委員会」の検証結果は自己点検・評価報告書に纏められ、「内部質保証推進委員会」にて、自己点検・評価報告書の内容に基づき、学生の受け入れが公正かつ適切に行われたことを確認し、必要な改善を図っている。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

【評価の視点】

1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

大学として、「求める教員像および教員組織の編制方針」を定め、ホームページに明示している。「求める教員像」、「教員組織の編制方針」、「教員の募集・採用・昇格方針」、「教員の資質向上に関する方針」の項目でそれぞれ纏めている。「求める教員像」では、教員に学是「仁」・理念「不断前進」を尊び、各学部・研究科における教育目標を十分理解することや、常に学生に寄り添い、個々の学生の豊かな個性を伸ばすという人材育成の使命感と教育に対する情熱を持つことを求めている。「教員組織の編制方針」では、教育目標の達成に向けた責任ある教育・研究を行うため、大学設置基準・大学院設置基準等の法令要件を満たす専任教員の配置を基盤とすることに加え、大学及び各学部・研究科の目的やディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、学生支援の方針等に沿った教育・研究の質を保証することができる、持続的な教育・研究体制を整備することとしている。「教員の募集・採用・昇格方針」では、透明性、適切性を担保しつつ、各学部・研究科の定める選考基準に則って、公正な審査・選考を行うとしている。「教員の資質向上に関する方針」では、ファカルティ・ディベロップメント（FD）について、組織的かつ継続的に取り組み、教育方法・授業内容等の改善を常に図るように定めている。

各学部・研究科においても、大学の方針を踏まえ整合するように、それぞれ同方針を定め、同様にホームページに掲載している。例えば、医学部の「求める教員像」では、学是「仁」と理念「不断前進」を尊び、医学部の人材養成の目的および教育目標を十分理解したうえで、学部の特性から教員に求められる資質・能力を具体的に説明している。「教員組織の編制方針」では、卒前・卒後一貫教育を目指したカリキュラムの実施、健康管理や奨学金規程等に基づく学生支援を実践するために十分な専任教員を配置するとともに、各種委員会の組織的な運営・連携・機能強化を図ることを示している。（資料6-1【ウェブ】）

〔医学部〕

＜求める教員像＞

本学の学是「仁」、理念「不断前進」を尊び、医学部の人材養成の目的および教育目標を十分理解したうえで、教員の資質・能力について以下を求めています。

1. 科学的根拠に基づいた医学・医療を行うための体系的な知識と確実な技術を身につけた人
2. 不断前進する医学・医療を生涯にわたってアクティブに自学自習する態度・習慣を学生に教育するとともに自らも教育・研究・診療活動能力を向上できる人
3. 常に相手の立場に立って物事を考え、高い倫理観を持ち、人間として、医師・医学者として他を思いやり慈しむ心、即ち学是「仁」の心をもった人
4. チーム医療・研究を円滑に遂行できる能力と習慣を身につけた人
5. 国際社会に役立ち、未来を切り開く人間性溢れる豊かな教養を身につけた人

＜教員組織の編制方針＞

医学部の人材養成目的・教育目標を達成するため、医学部長を中心にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく卒前・卒後一貫教育を目指したカリキュラムの実施、健康管理や奨学金規程等に基づく学生支援を実践するために十分な専任教員を配置します。教育・研究の実施にあたっては、教務委員会、カリキュラム委員会、カリキュラム評価委員会、研究委員会、教員人事委員会、学生部委員会等の各委員会を設置し、組織的な運営・連携・機能強化を図ります。

＜教員の募集・採用・昇格方針＞

教員に求められる資質・能力は「順天堂大学教員選考基準」のほか、各選考内規に則って教員の選考を行います。全職制に任期制を採用し、教授は全国公募を実施する等、透明性・適切性を担保します。教育・研究活動における評価は、学生による授業評価・実習評価、ファカルティ・ディベロップメント（FD）参加状況、各種アンケート、発表論文数、筆頭論文数、認定医・専門医・指導医取得状況、臨床実績・評価、外部資金取得状況等の客観的指標に基づき行います。

＜教員の資質向上に関する方針＞

医学部 FD 推進委員会運営規則に則り、医学部の教育理念・目標・教育内容・方法等に関する FD ワークショップ（医学教育ワークショップ・医学教育ミニワークショップ）や共用試験 OSCE 評価者 FD を定期的に開催します。加えて、学生による授業評価・実習評価、各種アンケートを実施・検証する等、教員の資質向上のための組織的且つ継続的な取組みを実施します。

また、「順天堂大学教員選考基準」を定め、役職別に教員に求める能力・資質を明示している。基礎資格としての教育歴、研究歴の期間は、教員資格毎に各学部・研究科にて定めている。研究論文は、担当学科目に合致し、かつ教員資格にふさわしいものを十分持っていることを求めている。（資料6-2）

教育研究に係る重要事項の審議機関として、学部では教授会、大学院では研究科委員会がその役割を果たしている。教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在は、学部においては教授会で明確化されており、学部長が統括している。研究科においては、研究科委員会で明確化されており、研究科長が統括している。教育研究について、学部、研究科においては、学部長、研究科長がそれぞれの運営・管理について責任を負い、最終的な意思決定は学長が行っている。（資料6-3, 1-9【ウェブ】）

以上のことから、本学は、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を適切に明示していると評価する。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点】

- 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
- 2：適切な教員組織編制のための措置
 - ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
 - ・各学位課程の目的に即した教員配置
 - ・国際性、男女比
 - ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

3：教養教育の運営体制

教員組織の編制方針に基づき、各学部・研究科において、適切に教員組織を編制している。各学部・研究科の専任教員は、大学設置基準及び大学院設置基準に定める必要教員数を上回る人員で構成されている。それぞれの教育・研究上の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、学生支援の方針等に示した内容を実現できるよう、教員組織を整備している。全学的には、年齢構成も年度による極端な偏りは見られない。（大学基礎データ表1、表5）

大学設置基準に定められた学部の教員数は、医学部 160 名、スポーツ健康科学部 27 名、医療看護学部 16 名、保健看護学部 13 名、国際教養学部 16 名、保健医療学部 20 名、医療科学部 9 名である。これに対し、医学部 981 名、スポーツ健康科学部 77 名、医療看護学部 68 名、保健看護学部 35 名、国際教養学部 35 名、保健医療学部 40 名、医療科学部 17 名と、基準を大きく上回る十分な教員体制を整備している。（大学基礎データ表1）

学士課程の専門教育（必修科目）における大学全体の専兼比率は 86.9% であり、主要授業科目には専任教員が適切に配置されている。（大学基礎データ表4）

教員組織の編制において、男女比率は特別には設定していない。このため、学部・研究科によっては分野の特性から教員・学生ともに女性比率が高くなる所もある。例えば、医療看護学部は学生の多くが女子であるが、男子学生も入学することから、専任教員 68 名のうち男性教員を 6 名配置してバランスを確保している。

大学院の教員の資格についても「順天堂大学教員選考基準」により明確化されており、採用・昇任等の人事選考は各研究科の選考基準に基づき行い、学位論文研究指導を含む大学院教育課程に必要な教員の適正配置を図っている。大部分の教員は、学部と研究科を併任している。例えば、大学院医学研究科の教員人事選考は医学部の各選考内規に準じて行っている。2022(令和4)年度、医学研究科修士課程においては、大学院生 176 名に対して教員が 228 名（研究指導教員 54 名、研究指導補助教員 174 名、教員一人当たり学生数：0.77）、博士課程においては、大学院生 707 名に対して教員が 535 名（研究指導教員 166 名、研究指導補助教員 369 名、教員一人当たり学生数：1.32）である。スポーツ健康科学研究科博士前期課程においては、大学院生 127 名に対して教員が 65 名（研究指導教員 61 名、研究指導補助教員 4 名、教員一人当たり学生数：1.95）、博士後期課程においては、大学院生 47 名に対して教員が 40 名（研究指導教員 21 名、研究指導補助教員 19 名、教員一人当たり学生数：1.17）である。医療看護学研究科博士前期課程においては、大学院生 63 名に対して教員が 63 名（研究指導教員 44 名、研究指導補助教員 19 名、教員一人当たり学生数：1.00）、博士後期課程においては大学院生 34 名に対して教員が 27 名（研究指導教員 20 名、研究指導補助教員 7 名、教員一人当たり学生数：1.25）である。

教員の授業担当負担への配慮として、助手やティーチング・アシスタント（TA）を配置している。例えば、スポーツ健康科学では、実験・実習、実技科目に、助手（非常勤も含む）、TA を配置している。（大学基礎データ表1）

教養教育の運営体制として、各学部には学部の特性に応じて必要な一般教育担当教員を配

置している。本学における一般教育に関することを検討・審議する組織としては、一般教育担当者会議があり、定期的に会議を開催している。人文社会科目と外国語科目の一部は非常勤教員が主体となって授業を担当している。(資料6-4)

以上のことから、本学は、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制していると評価する。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

【評価の視点】

- | |
|--|
| <p>1：教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集・採用・昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備</p> <p>2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施</p> |
|--|

教員の募集・採用・昇任については、「順天堂大学教員選考基準」及び各学部・研究科における基準に基づき適切に行われている。大部分の教員は、学部と研究科を併任しており、募集・採用・昇任・評価等は一体運用している。教員の募集は、ホームページの他、JREC-IN(研究者人材データベース)等で公募している。教授職については、教授選考を対象とした人事委員会の審議を経て、学長が理事会に発議し、その承認を得ている。前任准教授以下の人事は、教員人事委員会、教授会等における審議を経て、学長が決裁している。例えば、医学部では、「順天堂大学医学部一般教育担当教授選考内規」、「順天堂大学医学部講座主任教授選考内規」、「順天堂大学医学部研究室担当教授選考内規」、「順天堂大学医学部前任准教授(臨床)選考内規」、「順天堂大学医学部講座内教授選考内規」を定めて運用している。教授職の募集は、医学部長が教授人事委員会を招集し、投票にて教授選考委員(基礎系2名、臨床系2名)を選出することから始まる。教授選考委員会(前記4名、医学部長、順天堂医院長)は、①他大学・研究所・病院等と②教授人事委員会委員に候補者の推薦を依頼し、③教授選考委員会の独自の調査に基づく候補者を加え、選考を進め、必要に応じて理事長・学長・医学部長による面接と投票権を有する教授全員を対象とした公聴会(現職務内容、教育・研究実績、就任後の抱負等)を開催している。医学部長は、教授選考委員会の報告から2週間以内に教授人事委員会を開催し、公聴会結果等を報告した上で推薦投票を行い、有効投票の過半数を得た者を教授候補者としている。医学部長は、教授候補者の選考経緯及び教授人事委員会の推薦投票結果を学長に報告し、学長は理事会に発議し、その承認を得ている。また、医学部長は選考結果を教授会(医学研究科委員会)に報告している。前任准教授については、教授会での発議が承認された後、審査を医学部教員人事委員会に付託している。同委員会にて審議し、教授会の承認を得て学長が決裁している。前任准教授の昇任プロモーションの発議は、当該講座主任教授が行っている。准教授・講師については、医学部教員人事委員会にて審議し、教授会の承認を得て学長が決裁している。選考過程についても、教授会にて、履歴書、授業評価、論文目録、臨床業績等を具体的に説明し審議していることから、基準の透明性が保たれている。手続きや基準等のあり方については、医学部教員人事委員会で随時検討している。助教・助手については、「医学部助教及び助手に関する内規」に則り、教授会の承認を得て学長が決裁している。スポーツ健康科学部では、「順天堂大学教員選考基準」に基づき、「スポーツ健康科学部教育職員選考内規」により選考している。昇任・昇格は、研究業績、

教育実績、指導実績、業務経験等をポイント化し、「スポーツ健康科学部教員昇任基準」により行われている。大学院スポーツ健康科学研究科では、教員は学部と研究科を併任することから、採用は「スポーツ健康科学部教育職員選考内規」及び「大学院研究指導教員等人事基準」に基づいて行われており、手続きの明確化が図られている。教員選考にあたっては、選考会において履歴書、教育研究業績等を具体的に説明して審議を行い、学長が決裁していることから、基準の透明性が保たれている。昇任は、「大学院研究指導教員等人事基準」に基づいて行われている。医療看護学部では、「医療看護学部専任教員昇格・任用基準」が定められており、採用は原則として公募している。教授職の採用及び昇任については、教授選考委員会を設置し、候補者を選考の上、学部長及び学長の面接を行い、理事会に答申している。任用にあたっては、書類選考を経て、学部長及び関係分野責任者による面接を行い、教員人事委員会に諮っている。昇格については、前述の基準に従い教員人事委員会に諮っている。いずれの場合も教授会で審議し、学長が決裁している。(資料6-2, 6-5, 6-6, 6-7, 6-8, 6-9, 6-10, 6-11, 6-12, 6-13, 6-14, 6-15, 6-16)

本学では、教員に任期制を導入している。教育研究活動の活性化にとって、多様な知識又は経験を有する教員相互の学問的交流が不断に行われる状況を創出することが重要であることに鑑み、任期を定めて雇用する教員の任期について、再任の可否や業績審査等の必要な事項を「順天堂大学教員の任期に関する規則」に定め、2016(平成28)年4月から運用している。任期付教員の再任の可否を決定する場合には、各学部・研究科において当該教員の任期中の業績審査を行っている。(資料6-17)

以上のことから、本学は、人事手続に関する規程を整備し、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると評価する。

点検・評価項目④: ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

【評価の視点】

- | |
|--|
| <p>1 : ファカルティ・ディベロップメント (FD) の組織的な実施</p> <p>2 : 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用</p> <p>3 : FD において、COVID-19 への対応・対策を行ったか</p> |
|--|

ファカルティ・ディベロップメント (FD) に関する考え方は、大学の「求める教員像および教員組織の編制方針」の「教員の資質向上に関する方針」の項目に明記している。質の高い教育を実践し、優れた研究成果を生むため、ファカルティ・ディベロップメント (FD) について組織的かつ継続的に取り組むこと、各学部・研究科における FD 推進委員会が中心となり、FD ワークショップの定期的開催と学生による授業評価アンケート等を行うことにより、教育方法・授業内容等の改善を常に図ることと定めている。

基本的には、各学部・研究科単位で毎年度 FD ワークショップや FD 研修を開催している。教職員に加え、臨床指導者、学生も参加し、教育成果の検証を行い、教育課程や教育内容・方法の改善に反映させている。例えば、医学教育ワークショップは、教員の FD の機能と、医学教育に関する方針、目的等を協議する場となっている。1975(昭和 50)年度から開始され、2022(令和 4)年度で 48 回目を迎えている。COVID-19 流行により、2020(令和 2)年度からは宿

泊を伴う開催形式ではなく、大学内での開催に変更している。教員以外に、学生や臨床研修医、大学院生、事務職員等、テーマに応じた参加者に参集願ひ、多面的な視点から本学における医学教育のあり方等について研究している。スポーツ健康科学部では、毎年度、授業内容や教育方法を改善するためにFDワークショップを開催している。2021(令和3)年度第1回目は、学外講師を招き「遠隔授業の更なる充実に向けて」をテーマにワークショップを実施した。第2回目は、「著作権に関する研修を踏まえた授業運営について」をテーマにワークショップを行った。2022(令和4)年度に開設した医療科学部でも、FD推進委員会が中心となり、FD研修会を開催し、教員の資質向上に努めている。(資料6-18, 6-19, 6-20, 6-21, 6-22, 6-23, 6-24, 6-25, 6-26)

学部・研究科単位で実施するFDに加え、対象者を絞った小規模のFDも開催している。例えば、医学部では、医学教育ミニワークショップ、卒業試験問題作成のためのFD、OSCE評価教員のためのFD(説明会)を開催している。国際教養学部でも、個別テーマに基づくFD研修会を実施している。

実習教育を重視する医療看護学部及び保健看護学部では、臨地実習施設の指導者及び本学教員を対象とした臨地実習指導者研修会を毎年度開催し、実習指導の質の向上に努めている。例えば、医療看護学部では、医療看護学部FD委員会(臨地実習指導者研修部会)・実習委員会及び6附属病院との共催により、3日間のコースワーク形式で開催している。(資料6-27)

全学部・研究科で学生による授業毎に授業評価アンケートを実施している。評価結果を担当教員にフィードバックし、授業の質の改善を促している。例えば、医学部では、学生による授業評価を全ての講義・実習において実施している。集計した評価結果は、教授会にて報告後、当該担当教員にフィードバックし、教員個々による授業方法・内容の改善に反映されている。評価が著しく低い場合には、医学部長から個々の教員に注意を行っている。また、評価結果は事務室内に保管され、教員・学生は自由に閲覧可能である。なお、2021(令和3)年度の教務委員会にて「医学部授業評価取り扱いに関する内規」を策定し、授業評価の平均値が3.0(得点率にすると60%)未満の教員に対しては、改善計画書の提出を義務付けることとし、2022(令和4)年度から運用している。スポーツ健康科学部では、学生による授業評価アンケートを全科目で毎時間実施しており、その結果を教務システム(JUNTENDO PASSPORT)上に公表している。教員は個別意見を含むアンケート結果をいつでも閲覧でき、評価に対する見解と今後の改善目標を示したリフレクションペーパー(年2回)を作成し、学部長へ提出している。改善点は、次年度の授業計画に反映させている。医療看護学部では、講義・演習・実習において、学生による授業評価アンケートを行っている。その結果は、教員にフィードバックされ、科目群毎に学内専用ホームページに公開しており、授業方法・内容の改善に資するものとなっている。授業評価の高かった教員について、その功績を讃えるとともに、学部における教育活動の更なる発展と活性化を目指して、「教育活動奨励賞」として顕彰している。(資料4-70, 4-71, 6-28)

2022(令和4)年度より、授業毎の授業評価アンケートに加え、授業科目終了時にもアンケートを新規に実施している。授業科目終了時アンケートは、全授業科目で必須とし、アンケートデータについては情報戦略・IR推進室が全学的に集計・分析して結果を各学部・研究科にフィードバックすることを想定している。(資料2-61)

各学部・研究科における教育改善・改革を進めるために、公募制の「教育改善プロジェクト」を設けている。本制度により、教育（授業等）の質的向上を目指す取り組みや新たな教育プログラムの開発について予算補助を行っている。採択者は、実績報告の内容を学長が指定する次年度各学部FD研修会等（ワークショップ等）にて報告を行っている。（資料4-35）

教育の質向上を図るため、「ベストチューター賞」、「ベストプロフェッサー賞」に関する実施要領により、各学部からの申請に基づき、大学として顕彰している。（資料6-29）

教員の研究力向上を図るため、全学を対象とする「学長プロジェクト研究費」、各学部（含む研究科）におけるプロジェクト研究費、大学院附属の研究センター（アトピー疾患研究センター、老人性疾患病態・治療研究センター、環境医学研究所等）における各テーマに基づいたプロジェクト研究費を整備し、公募により採択者に研究費を交付している。

科学研究費助成事業については、7月に科学研究費助成事業公募要領等説明会を開催し、申請手順、研究計画調書作成のポイント、記入ガイド、URAの活用方法等、科学研究費獲得のための方策を講じている。この結果、科学研究費助成事業の採択件数は、2021(令和3)年度、私立大学約619校中、第5位、獲得研究費総額は第4位となった。毎年6月には、公的研究費の採択者を中心に公的研究費の適正な使用と管理に関する説明会を開催し管理運営面での資質の向上を図っている。

教員の業績評価は、昇任や任期更新の際、各学部・研究科の基準に基づき、教育活動、研究活動、指導実績、社会活動、授業評価等によって行われている。例えば、医学部・医学研究科では、臨床実績、教育実績、研究活動、FDへの参加状況、社会への貢献等から評価される。教育活動は授業評価アンケートにより、研究活動は発表論文が掲載された雑誌のサイテーション・インデックス(CI)、インパクト・ファクター(IF)、責任著者論文数、科学研究費補助金等の外部資金獲得状況から評価される。スポーツ健康科学部では、研究業績、教育実績、指導実績、業務経験等をポイント化して評価が行われている。当該年度の研究・社会的活動等の実績は「順天堂スポーツ健康科学研究」のSupplementに纏め、学内外に公表している。医療看護学部では、教員個人調書及び教育研究業績書を提出させ、教育・研究活動等を評価している。保健看護学部では、教育研究活動実績の他、授業評価、数値化されていないが社会貢献、学部行事貢献度合いも含めて評価される。（資料6-30, 6-10, 6-31, 6-13）

また、教員の教育・研究活動は「研究者情報データベース」に蓄積し、定期的な更新を行い、ホームページに掲載している。教育・研究活動の状況を主体的に社会に発信し、教員の資質向上を図っている。（資料2-46【ウェブ】）

COVID-19への対応に関して、2020(令和2)年度から、各学部・研究科にてオンライン授業の実施方法についてのFDを行っている。例えば、スポーツ健康科学部では、2020(令和2)年度には、新たに開始したオンライン授業の活用事例をもとに「スポーツ健康科学部とスポーツ健康科学研究科におけるオンライン授業の現状と課題」をテーマにワークショップを実施した。2021(令和3)年度には、「遠隔授業の更なる充実に向けて」をテーマに実施した。大学院医療看護学研究科では、2020(令和2)年度には、教職員を対象として同時双方向型オンラインツール（Zoom、Google Hangouts Meet）やe-learning教材作成システム（Smart Force）等に関する講習会・説明会を実施し、遠隔授業の導入を推進した。

COVID-19の感染防止を考慮し、FD研修・シンポジウム・講演会は宿泊を伴うものは取りや

め、オンラインを活用して行っている。参加人数やテーマに応じて、対面、オンライン、対面・オンライン併用の開催形式を検討し適切に対応している。

以上のことから、本学では、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げていると評価する。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

1：適切な根拠(資料・情報)に基づく点検・評価

2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、毎年度、大学・各学部・研究科・管理部門等の単位で、(公財)大学基準協会の大学基準に準拠し、内部質保証の推進に必要な自己点検・評価を行っている。教員・教員組織の適切性は、各学部・研究科において、それぞれ根拠資料に基づく点検・評価を行っている。点検・評価の結果、認識された問題点については、当該部署を中心に改善に取り組み、次年度末までに内部質保証推進委員会委員長宛に改善状況報告書を提出することとしている。問題点及び改善状況は一覧表にまとめられ、毎年度、自己点検・評価運営委員会及び内部質保証推進委員会で検証された後、学長に報告される。学長は更なる改善が必要な場合には、必要な指示を出すという仕組みになっている。近年、改善した事例のうち主なものは次の通りである。

全学的な取り組みとして、授業毎の授業評価アンケート(出席票を兼ねたもの)を実施しているが、更なる教員の資質向上や教育内容の充実を目的として、授業評価アンケートの改善の検討を行い、2022(令和4)年度より授業科目終了時のアンケートを新たに実施することとなった。また、学部・研究科単位のFDは行っているが、テーマ別に参加者を絞った小規模のFDも推進していくこととなった。(資料2-14, 2-18, 2-50, 2-33)

授業科目と担当教員の適合性は、各学部・研究科における次年度の教育課程の編成に際し、授業評価アンケートの結果を踏まえ、カリキュラム委員会やカリキュラム評価委員会等で点検・評価を行い、改善策を検討している。例えば、医学部では、カリキュラムコース(Zone、Group、Unit等)終了時に学生アンケート結果、授業担当教員からの評価表、コースオーガナイザー報告書等を踏まえ、カリキュラム評価委員会で検証している。検証結果は、カリキュラム委員会・教務委員会及び医学部長へ報告され、改善策を検討している。(資料6-32)

「求める教員像および教員組織の編制方針」を定めているが、その方針自体も教育内容の充実にあわせて、見直しを行っていく必要があると考えており、定期的な点検を行っている。内部質保証推進委員会は同方針の改正等の管理面で関与し、定期的に改正の検討を指示している。(資料6-33)

(2) 長所・特色

《FDワークショップ・FD研修会》

各学部・研究科において、FDワークショップやFD研修会を開催し、毎年度教育内容・方法の改善を図っている。医学部では毎年度医学教育ワークショップを開催している。そこに

は教員だけでなく学生や卒業生も参加し、多面的な視点から、本学の医学教育の現状確認や方向性について討議が行われている。討議された検討課題の対応策については、教員と学生双方の共通認識が持たれるとともに、教員のFDとして機能している。

今後も、FD ワークショップやFD 研修会を継続して開催し、更なる教育内容・方法の改善を図るとともに、教員の資質向上に努める。(資料6-18, 6-19, 6-20, 6-21, 6-22, 6-23, 6-24, 6-25, 6-26)

《看護教育における臨地実習指導者研修会》

医療看護学部・保健看護学部では、看護臨地実習にあたり、臨地実習指導者研修会を開催し、実習病院との協力・連携体制を構築している。

今後も、毎年度継続して開催し、実習評価や学生の意見も参考にしながら、更なる充実を図る。(資料6-27)

《教員顕彰制度》

教員の資質向上のための取り組みとして、「ベストチューター賞」、「ベストプロフェッサー賞」を設定し、大学としての顕彰制度を準備している。

今後も、教育実践に顕著な成果をあげた教員に対する顕彰制度を継続し、教員の意欲向上を図り、大学教育を活性化させる。(資料6-29)

(3) 問題点

《方針の整備》

本学では、新たな学部や大学院研究科の開設が続く予定である。新設の教育研究組織においても、速やかに「求める教員像および教員組織の編制方針」を整備する必要がある。方針に沿った活動ができているか、自己点検・評価を行い、改善・向上に努めていく。

(4) 全体のまとめ

大学、各学部・研究科において、「求める教員像および教員組織の編制方針」を定め、ホームページに公表している。また、「順天堂大学教員選考基準」を定め、教員に求める能力・資質を明示している。教員の募集・採用・昇格については、同基準及び各学部・研究科における基準に基づき、運用している。各学部・研究科の教育目標を実現できるよう、教員組織を編制しており、FD 活動をはじめとする各種の取り組みを通して、教員の資質向上も図っている。法令要件や持続的な教育・研究体制は、毎年度実施している自己点検・評価において、大学設置基準(専任教員数)・大学院設置基準(研究指導教員数等)の充足状況、専任教員との学生数の比、年齢構成等について点検し、水準を十分に満たしていることを確認している。授業科目と担当教員の適合性は、各学部・研究科における次年度の教育課程の編成に際し、授業評価アンケートの結果を踏まえ、カリキュラム委員やカリキュラム評価委員会等で点検を行い、改善策を検討している。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

【評価の視点】

1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

大学の『学生の支援に関する方針』を次のとおり定め、ホームページ（「各種方針」）に掲載し、学内で共有するとともに社会に対しても明示している。「基本方針」、「修学支援」、「生活支援」、「進路支援」の項目でそれぞれ纏めている。「基本方針」の項目では、学是「仁」と理念「不断前進」を基盤とした教育を実践し、教員と学生間の距離が近いという伝統を背景に、学生一人ひとりが個性を發揮し、充実した学生生活が送れるように支援する方針を説明している。具体的には以下のとおりである。（資料7-1【ウェブ】）

<基本方針>

- ・学生が主体的に学修に取組み、資質・能力を十分に伸長させるとともに、生涯にわたり学び続ける態度が身に付くように支援します。
- ・学生の心身の健康保持に留意し、生活上の問題に関する相談に応じるなど、学生が安心して学修に専念できるように支援します。
- ・学生が課外活動や正課外プログラムを通じて学生生活を豊かにし、学是「仁」の心を育むとともに人間的成長と自立を促すように支援します。
- ・キャリア形成指導に注力し、学生一人ひとりの特性と希望に沿った適切な進路選択を支援します。

「修学支援」の項目では、担任やアドバイザーによる相談・指導体制、オフィスアワー等の日常的な学修相談制度、学術メディアセンターやラーニング・コモンズ等の設備環境、障がいをもつ学生への支援、留年者及び休・退学者の把握、各種奨学金・減免制度、留学生支援、大学院生の研究支援等、多岐に亘る支援方針を定めている。

<修学支援>

- ・学生が学修を円滑に進めていくことができ、安心して学生生活が送れるように、担任やアドバイザーが中心となり、学生一人ひとりに相談・指導を行います。
- ・オフィスアワー等の相談体制を充実し、日常的な学修相談に応じます。
- ・自主的な学修の推進を加速するために、情報通信技術手法の更なる導入と学術メディアセンター、ラーニング・コモンズ、自習室等設備環境の充実を図ります。
- ・障がいをもつ学生を支援するために、施設・設備のバリアフリー化を進めるとともに、ノートテイクなど学生ボランティアグループの積極的な関わりを推進します。
- ・留年者及び休・退学者の状況把握と分析を行い、担任やアドバイザーが中心となり、関係各部署が連携して適切な対応を行います。
- ・本学独自の「佐藤・小川奨学基金」を財源とする「順天堂大学グローバル・リーダーシップ育成推進奨学金」に基づき、学術研究やスポーツの各分野において、国際的な活躍が期待される本学学生・教員等の模範となる優秀な人材を育成します。
- ・外国人留学生に対して、国際交流センターにおいて、在留資格の諸手続き、住居や医療等の生活全般の相談業務、奨学金等についての情報提供、日本語教育などの修学支援を行います。
- ・「順天堂大学外国人留学生奨学金給付規程」に基づき、他の学生の模範となる成績優秀な外国人留学生を育成します。

- ・他の学生の模範となる成績優秀者を対象とし、学納金を減免し、教育研究の活性化を図ります。
- ・災害等により経済的理由から修学が著しく困難となった在学生・新入生に対し、学納金の全額又は一部を減免し、学業の継続と進学を支援します。
- ・大学院生の研究を支援するために、大学院生が応募可能な研究費助成制度の充実を図ります。

「生活支援」の項目では、学生生活実態調査による生活及び学修行動の実態把握、安全衛生管理、ハラスメント防止、保護者との連携、クラブ活動やボランティア活動等の支援、さくらキャンパス学寮、留学生支援等、多岐に亘る支援方針を定めている。

<生活支援>

- ・学生部委員会が主体となり、学生生活実態調査（アンケート）を実施し、定期的に学生生活及び学修行動の実態把握を行い、学修・生活環境の改善に役立てます。
- ・各キャンパス安全衛生管理室に、医学部教員を校医として任命しているほか、学内外のカウンセラー等も配置し、学生の健康管理を行います。
- ・ハラスメント防止に向けての啓発活動を継続的に推進するとともに、学生相談室やハラスメント相談窓口等を設置して快適で安全な学生生活を送ることができるよう支援します。
- ・保護者との連携を図るため、各地で保護者懇談会等を開催して情報交換に努め、大学と家庭とが協力して学生が充実した学生生活を送れるように支援します。
- ・クラブ活動やボランティア活動等を積極的に支援し、こうした活動を通して人間性・社会性・協調性を培います。
- ・医学部及びスポーツ健康科学部は、1年生全員が1年間さくらキャンパスの学寮に入寮し、学部を越えて寝食を共にし、団体生活における「他を思いやる心の涵養」と「団体の中における個の確立」を目指します。
- ・留学生については、国際交流センターが生活面の相談に応じ、学修に専念できるように支援します。

「進路支援」の項目では、将来のキャリアを見据えた教育・指導、国家試験対策、教員養成の強化充実、組織的な就職支援等の支援方針を定めている。

<進路支援>

- ・入学後の早い段階から将来のキャリアを見据えた教育・指導を実践します。各種実習やインターンシップ等、体験型教育の充実を図ります。
- ・国家試験対策として、各種委員会・ワーキンググループにより組織的に支援します。
- ・教職課程センターを設置し、資質・能力の高い教員養成の強化充実を図ります。
- ・就職支援センターを設置し、さくらキャンパス就職課、さくらキャンパス就職支援室及び本郷・お茶の水キャンパス就職支援室に職員及びキャリアカウンセラーを配置し、それぞれの学生に適した指導、助言を行うとともに資料室を設け、進路に係る様々な情報提供を行います。
- ・就職については、附属病院説明会、各種就職説明会、ガイダンス等を定期的で開催し、各種委員会・ワーキンググループ・事務部門が連携して組織的に情報提供・就職支援を行います。

同方針は、適宜、点検を行っており、各学部の学生部委員会、教授会等で検討が行われ、その内容が共有される。2021(令和3)年3月には、同方針に加え『障がいのある学生の支援に関する基本方針』も制定し、ホームページ（「各種方針」）に掲載するとともに、学内広報誌への掲載、教授会・研究科委員会での周知、学内LAN利用者のメールマガジンでの周知を行った。差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、相談・実施体制、情報公開、研修・啓発について規定している。（資料7-2【ウェブ】）

以上のことから、本学は、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう

う、学生支援に関する大学としての方針を適切に明示していると評価する。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

≪ 1：学生支援体制の適切な整備 ≫

各学部では、担任制やアドバイザー制を設けることで、学生一人ひとりに対するきめ細かな指導を行っている。例えば、医学部では、1年次は医学部一般教育の教員、2年次～3年次は基礎系講座から選出された教員、4年次～5年次は臨床系講座から選出された教員、6年次には卒業支援委員を担任として配置している。保健看護学部では、各学年7～9名、4学年合わせて約30名の学生を教員2～3名で担当するアドバイザー制となっている。修学、学生生活に係る支援については、各キャンパスの学生部で対応することに加え、学生相談室等も設けることで手厚くサポートすることとしている。進路支援については、就職支援センター(就職支援室)又は各キャンパス事務室(さくらキャンパスは就職課)にて行うこととしている。例えば、スポーツ健康科学部では、キャリアアップ関連講座、就職支援講座を計画的に実施するとともに、学生の個別相談に積極的に対応している。国際教養学部では、就職支援室職員、キャリア担当教員、ゼミナール担当教員により行っている。(資料3-1, 7-3)

各学部には学生部委員会を整備し、毎月(8月を除く)委員会を開催して各種学生支援を行っている。また、学生部委員会が主体となり、全学部で統一した学生生活実態調査(アンケート)を実施し、定期的に学生生活及び学修行動の実態把握を行い、学生支援を充実させることとしている。(資料7-4)

安全衛生については、「学校法人順天堂安全衛生管理規程」を制定し、安全衛生管理室に校医、保健師等を配置し、学生の保健管理を行っている。大学全体の保健管理を行う機関として、校医会を開催している。(資料7-5)

学生生活を送る上での注意点や必要事項を記載した学生便覧や学生生活案内を学部・研究科ごとに作成し、新学期のオリエンテーションで配付・説明している。(資料7-6, 7-7, 4-15, 7-8【ウェブ】、7-9【ウェブ】、7-10【ウェブ】、7-11, 4-10【ウェブ】、4-11【ウェブ】、4-22【ウェブ】、4-14【ウェブ】)

保護者との関係では、保護者会との連携を図り、学年毎の保護者会では、教員と保護者との懇談会を実施し、学年に応じた情報提供を行い、学生生活全般に関する支援状況を伝えている。更に、保護者との意見交換を行う等、大学と家庭との連携・協力を努めている。

大学院研究科では、社会人学生が修学しやすいよう平日の夜間や土曜日に開講する等、修学全般に渡り、支援するという方針を明確にしている。大学院医学研究科では、社会人入学者に対して、COVID-19感染拡大以前より、オンライン授業(補講)を受講できる教育環境を整備している。更に、特徴的なこととして、大学院医学研究科博士課程では、国立がん研究センター、国立国際医療研究センター及び国立病院機構相模原病院と連携大学院協定を締結している。同協定では、それぞれの機関に籍を置きながら、社会人学生として本学同研究科同課程の授業科目(大学院の専門プログラム)の単位を修得可能とし、各機関で行った研究の成果をもって学位の取得が可能となっている。(資料7-12, 1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】)

医学部とスポーツ健康科学部では1年次を全寮制とし、さくらキャンパスで寝食を共にす

ることとしている。全寮制は1947(昭和22)年度習志野キャンパス開設以来、協調性や社会性、コミュニケーション能力、親密な友人関係を築く場として活用され、本学の教育の特色ともなっている。学寮での団体生活における「他を思いやる心の涵養」と「団体の中における個の確立」を基本目標としている。COVID-19の影響により、2020(令和2)年度から、医学部生の入寮は叶わず、スポーツ健康科学部生だけの対応になっている。従来1室2名の運用には至らないが、1室1名での運用に変更することで、以降も定員の約半数を入寮させている。

以上のことから、本学は、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を適切に整備していると評価する。

《2：学生の修学に関する適切な支援の実施》

【評価の視点】

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- ・修学支援におけるCOVID-19への対応・対策

＜学生の能力に応じた補習教育、補充教育＞

国家試験への取り組みとして、オリエンテーション、特別講義、補講、模擬試験等を実施している。医学部では卒業支援委員会、医療看護学部及び保健医療学部では国家試験対策委員会、保健看護学部では国家試験対策ワーキンググループを組織し、取り組んでいる。例えば、医学部では、卒業支援を担当する教員が学習面・メンタル面のケアを行っている。成績下位学生には、学習の進捗状況を報告させ、個別対応を行う等の重点的なサポートを行っている。国家試験対策の外部講座・外部模試も積極的に活用し、現在の学力を客観的に把握させ、合格へのサポートを行っている。この外部講座・外部模試を実施している業者との調整等は、学生の自主組織である国家試験対策委員が行っており、教職員・学生が一体となって国家試験合格をバックアップする体制が整備されている。医療看護学部及び保健看護学部では、教員による個別相談や学生全体へのオリエンテーション、補講、模擬試験等を実施することで国家試験対策を行っている。

スポーツ健康科学部では、多くの学生が教員免許を取得し、教員採用試験を受験することから、進路指導室に、校長等、学校実務の経験が豊富な元教員3名を客員教授として採用し、

教員採用試験に向けた勉強会を開催する等、教員採用試験合格に向けた学生のサポートを実施している。

補充教育の一環として、医学部、医療看護学部及び保健看護学部では e-learning コンテンツを導入している。医学部では、「manaba」を導入しており、講義・学習の予習と復習、学生からの質問の受け付けに活用し、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援に活用されている。「manaba」には、特定の科目において仮進級者を対象としたコースを設けており、担当教員によるフォローアップも行われている。保健看護学部でも「manaba」を導入しており、講義・実習等の受講支援に活用している。

<正課外教育>

各学部では、SA（スチューデント・アシスタント）等の制度を活用してきめ細かい指導を行っている。例えば、医学部では、留学生等の多様な学生に対する修学支援について、1年次の各科目・分野（英語、数学、物理、化学、生物、留学生支援）で得意な学生が他の学生の学習支援をする SA（10～15名程度）を配置している。また、スポーツ健康科学部では、成績優秀なアシスタント学生（ラーニング・アシスタント）による学修フォローアップのための勉強会を放課後や学生の空きコマに開催している。医療看護学部では、SAを活用した上級生による下級生の学修支援を行っている。SAは公募制で面接により意欲・成績ともに優れた学生を採用しており、下級生の学修の動機付けや学力向上に向けた支援体制として機能している。

国際教養学部では、言語学習センターを設置しており、常駐している教員による外国語学習におけるカウンセリングを受けることができ、正規カリキュラムと自習を有機的に連動させ、学修成果を上げられ、自立性を育む環境を整えている。

医学部及び大学院医学研究科では、正課外のカリキュラムとして順天堂国際医学教育塾を開講している。英語総合コースと TOEFL iBT・IELTS 対策コースを設け、TOEFL・IELTS 等の国際基準の英語テストで高得点を獲得するための教育、ハイレベルな英語でのプレゼンテーションや医療面接の指導を行っている。また、国内で医学教育を受け、医師免許を取得した医師が米国で医療行為を行うためには、USMLE（United States Medical Licensing Examination: 米国医師国家試験）を受験し、「ECFMG certificate（米国での臨床研修資格）」を取得する必要があるため、ECFMG certificate の取得を目指す学生に対する教育支援も行っている。2022(令和4)年度からは USMLE 対策コースを増設した。（資料7-13）

海外研修に関する支援として、国際教養学部では、主に語学力が一定基準に満たない1年生への補完として、夏季休暇期間に4週間に亘るフィリピン・セブ島での語学研修を実施している。例年多くの学生が参加しているが、2020(令和2)年度から、COVID-19の感染拡大の影響により、現地での研修に代わりオンラインプログラムを実施した。2022(令和4)年度は、海外への渡航制限が緩和されたことにより、現地研修を再開した。また、新たにカリフォルニア大学アーバイン校との間で特別留学プログラムに関する協定を締結しており、2022(令和4)年9月から学生1名が留学を開始した。この他、同学部では、中国、タイ、シンガポール、オーストラリア等の大学での海外研修制度も設けている。医療看護学部では、英国（デモンストフォート大学）での語学・看護研修やタイ（タマサート大学看護学部）での授業・実習へ参加できる短期研修を用意している。保健看護学部では、北欧フィンランドやスウェーデンの病院、看護師養成学校、老人介護施設等を見学する短期研修が準備されている。

＜学生からの相談対応＞

全学部・研究科において、学生の質問・相談等に応じるための時間として、オフィスアワーを設定し、学生からの相談に応じる体制を整備している。

＜オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮＞

オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮として、オンデマンド配信による授業では、講義ごとに一定期間、動画視聴期間を設け、授業動画の再視聴機会を確保している。

＜多様な学生に対する修学支援＞

大学院医学研究科では、外国人留学生を対象に、英語のみによる講義である「大学院特別講義（英語）」や「日本語講座①（中級）」、「日本語講座②（上級）」、「日本語講座③（研究科長日本語特別講義）」及び「日本語集中プログラム」を実施してきた。外国人留学生を対象とした日本語修得のための講義は、これまで大学院医学研究科博士課程の授業科目として開講してきたが、他学部・他研究科の外国人学生等（学部学生、大学院生、研究生、研究員等）も受講できるよう国際交流センターが主体となって開講することとなった。

大学院各研究科では、社会人学生を受け入れていることから、社会人学生への配慮として、平日の夜間や土曜日にも開講し、社会人学生が修学しやすいように時間割を工夫している。また、COVID-19 感染拡大以前より、ビデオ・オン・デマンド（VOD）講義を受講できる教育環境を整備している。（資料7-14【ウェブ】，7-15【ウェブ】，7-16【ウェブ】，7-17）

＜障がいのある学生に対する修学支援＞

障がいのある学生については、『障がいのある学生の支援に関する基本方針』に基づき、個々の事情を勘案し、各委員会では状況を報告して必要な対応を行っている。キャンパス内の必要な箇所に、手すり、エレベーター、障がい者用トイレが設置されている。さくらキャンパスでは、教室内の座席の位置や、配布資料の文字の大きさを工夫する等、視覚障害や肢体不自由な学生に対しては個別に対応できる準備を整えている。受験の申し出があれば、入試委員会で受験資格や対応の確認を行い、入学後は、学生部を中心に支援しており、対応後も学生に定期的にヒアリングを行い、継続的に支援している。

＜成績不振の学生、留年者、休学者、退学希望者の状況把握と対応＞

授業を欠席しがちな学生や、成績不良者には各教科の担当教員や学生部長、学部長が面談等により指導し、留年者を出さないよう取り組んでいる。留年者には、担任又はアドバイザーが重点的なケアを実施している。特にメンタル面でのケアを重視し、必要に応じて各委員会や関係各部署と連携を取り、対応している。また、休・退学希望者については、その理由について本人・保護者・担当教員が面談等を通じて把握し、再修学を基本とした指導・支援を行っている。最終的に休・退学を希望する場合は、願書を提出させて教務委員長、学生部長、学部長が確認のうえ、教授会で審議し、学長が許可している。また、研究科においても講義受講状況や研究進捗状況等を確認する等、研究指導教員及び各キャンパス事務室が連携を取りながら状況把握を行い、指導・支援を行っている。

＜奨学金その他の経済的支援の整備、情報提供＞

全学・各学部・研究科の奨学金を用意するとともに、日本学生支援機構の奨学金等の外部機関の奨学金を案内することで、修学支援を図っている。（大学基礎データ表7）

「災害等による修学困難者に対する順天堂大学学納金減免規程」を定め、非常災害等の被

災による経済的理由から、修学が著しく困難となった学生に対し、学納金の全額又は一部を免除することにより、学業の継続及び進学を支援している。(資料7-18)

「順天堂大学外国人留学生奨学金給付規程」を定め、私費外国人留学生に対し、その経済的負担を軽減するため、奨学金を給付し、学業の継続及び進学を支援している。(資料7-19)

他の学生の模範となる、成績優秀者(学部学生)を対象とし、学納金を減免することで教育研究の活性化を図っている。(大学基礎データ表7)

「順天堂大学グローバル・リーダーシップ育成推進奨学金」を定め、国際的に活躍し、学生・教職員の模範となる人材を対象とし、教育・研究・競技の活性化を図っている。同奨学金には、派遣の区分で「短期海外研修補助奨学金(5~15万円)」、「外国留学支援奨学金(15万円)」、「国際大会レベル競技会出場支援奨学金(5~30万円)」、語学の区分で「外国語教育(TOEFL)推進支援奨学金(3万円)」、「日本語教育(日本語能力試験)推進支援奨学金(N1:5万円、N2:3万円)」、資格の区分で国際ライセンス取得支援特別奨学金「(3~100万円)」が設けられている。(資料7-20)

教員に限らず大学院生も応募可能な研究費として、学内の公募型研究費制度である医学部の「共同プロジェクト研究費」、「学長若手プロジェクト研究費」を設けている。「共同プロジェクト研究費」は、若手研究者の研究力強化と大学院生が大学院修了後に速やかに科研費等競争的資金へ応募ができるよう練習を兼ね、1課題につき60万円を上限とし、2022(令和4)年度は44名の大学院生が採択されている。また、「学長若手プロジェクト研究費」は次代を担う自由な発想と意欲を持った若手研究者のアイデアを支援する目的で1課題につき20万円を上限に交付を行っている。(資料7-21, 7-22)

大学院医学研究科では、博士課程入学者のうち医師免許を有し、本学医学部附属病院において診療業務に携わった大学院生に対して、本学規定に基づき給与が支給されている。

＜修学支援における COVID-19 への対応・対策＞

COVID-19 流行により、オンライン授業の割合が増えたことにより、自宅のインターネット環境が修学に影響することを考慮し、大学全体として希望する学生に対して、半額補助による Wi-Fi ルーターの貸出しを行った(2020(令和2)年度の契約数は200台、2021(令和3)年度は140台)。また、教室の一部を予約制で学生に開放し、オンライン授業を教室で受けられる環境を整備した。

以上のことから、本学は、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生の修学に関して適切な支援を実施していると評価する。

＜3：学生の生活に関する適切な支援の実施＞

【評価の視点】

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施(学生の交流機会の確保等)
- ・生活支援における COVID-19 への対応・対策

学部学生の生活全般の相談（心の健康・対人関係・学業や進路・クラブ活動・寮生活・その他の生活一般）に応じる体制として、担任制やアドバイザー制度が整備されている。この他、相談窓口として学生相談室等を設置しており、精神科医（学生相談室長）、臨床心理士・精神保健福祉士及び担任・アドバイザー教員を含むスタッフが、カウンセラーとして対応できるよう体制を整備している。また、大学院生に対しても同様の体制を整備している。相談体制については、学生便覧等にて学生へ案内している。

ホームページに「ハラスメント対策」を掲載している。ハラスメントをセクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等、行為者本人の意図のいかんに関わらず、相手方の人権や人格的尊厳を傷付ける不適切な言動と定義し、「1 ハラスメントとは?」、「2 被害者・加害者を出さないために」、「3 もしハラスメントの被害にあってしまったら…」について説明している。ヘルプラインの部署も教職員、学生ごとに掲載している。

（資料7-23【ウェブ】）

「学校法人順天堂におけるハラスメントの防止等に関する規程」及びキャンパスごとに「人権委員会規程」を制定し、ハラスメントを防止する体制を整備している。（資料7-24）

各キャンパス安全衛生管理室に校医や保健師を配置しており、日常的な学生の健康サポート、具合が悪くなった際の迅速かつ手厚いサポートをとれる体制を整備している。健康診断は、春期に全員を対象に実施し、秋期は健康管理室より指示された者を対象に実施している。また、無料でインフルエンザ予防接種を実施しており、病院実習前には麻疹・風疹・水痘・ムンプスの予防接種を受けるよう指導している。新型コロナウイルス感染を疑われる症状が出た場合、速やかに安全衛生管理室へ連絡を入れて状況説明を行い、受診、待機、検査等その後の行動について指示を仰ぐ体制が整っている。感染が疑われる学生の情報は、陽性、陰性に関わらず、安全衛生管理室、各キャンパス事務室で最新の情報を共有している。（資料7-5）

「順天堂大学職員・学生等の寮管理規程」では、学生（大学院生含）、臨床研修医、海外留学生等にも入寮資格が与えられており、居住環境の支援が行われている。（資料7-25）

学生教育研究災害傷害保険、学生総合補償制度等に全学生が加入することで、教育、研究中の不慮の事故に備えている。また、不慮の事故に遭遇した場合の対処方法について、学生便覧に記載し、新学期オリエンテーションで確認している。夜間・休日であっても、守衛を介して関係部署に連絡がとれる体制を整備している。（資料7-26）

課外活動が盛んで、原則、教授又は先任准教授がクラブ又は同好会の部長・顧問となり指導している。

COVID-19 流行下であっても、人間関係構築につながるように、極力、学生の交流機会を確保するように努めている。例えば、医学部では、オンラインと対面を組み合わせたハイブリッド型の授業形態を採用しており、一定の学生の交流機会が確保されている。また、人間関係構築の上でも重要なクラブ活動についても、学生部委員会が策定した COVID-19 流行下の部活動の再開・中止の方針に則り、適切に活動が行われている。スポーツ健康科学部では、COVID-19 流行の状況に応じて Zoom あるいは対面で担任会やゼミナール授業を実施している。

COVID-19 予防の観点より、学生相談室における臨床心理士（学内カウンセラー）による「こころの相談」等についてはオンライン（電話あるいは Zoom での相談）で実施できる体制を整えた。医療看護学部では、自宅学習期間中等に精神的に孤立する学生や経済困難により修学

継続不可能となる学生が発生しないよう、定期的なアドバイザー教員によるオンライン面談も実施し、生活状況の確認を行っている。

以上のことから、本学は、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生の生活に関して適切な支援を実施していると評価する。

《4：学生の進路に関する適切な支援の実施》

【評価の視点】

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備
- ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
- ・進路支援における COVID-19 への対応・対策

卒業時に国家試験受験資格を与える学部（医学部、医療看護学部、保健看護学部、保健医療学部、医療科学部）では、教育カリキュラム全体がキャリア教育であるが、キャリア形成に関して考察を深めることができる科目をそれぞれ設定している。例えば、医学部では、「医の原則・医学と医療の倫理等に関係する内容が含まれる授業科目」の一覧を作成し、教育要項上で明示している。医療看護学部では、3年前期に「看護職キャリア開発論」を開講している。一方、企業、官庁等の就職が主となる学部（スポーツ健康科学部、国際教養学部）では、入学後の早い段階からキャリア教育を実施している。スポーツ健康科学部では、2年次に「キャリアデザイン」を正課の授業に取り込んで展開している。国際教養学部ではキャリア教育を1年次より正規の科目として単位化している。入学時より、全学生を対象にキャリアポートフォリオを配布し、授業やキャリア相談における情報を就職活動で活用出来るようにしている。

キャリア支援体制として、医学部に卒業支援委員会を、スポーツ健康科学部に就職課・就職委員会を、医療看護学部に国家試験対策委員会を、保健看護学部に国家試験対策ワーキンググループ・就職関係ワーキンググループを、国際教養学部に就職支援室・キャリア支援委員会を、保健医療学部にキャリア支援委員会を置き、各学部の特色に合った資格取得支援・進路支援・就職支援を行っている。大学院各研究科では、それぞれ研究指導教員及び研究指導補助教員が中心となり、進路指導・キャリア支援を行っている。

スポーツ健康科学部及び国際教養学部には教職課程が設置されており、全学的な教職課程運営組織として、「教職課程センター」を設け、教員養成を推進している。また、企業、官庁等の就職支援を推進することを目的に、「就職支援センター」を設置している。さくらキャンパス及び本郷・お茶の水キャンパスには、それぞれ「就職支援室」を設置しており、スポーツ健康科学部就職支援室（さくらキャンパス）では、教員1名及び就職課の5名の職員が兼務し、国際教養学部就職支援室（本郷・お茶の水キャンパス）と連携を図りながら、学部生、大学院生の就職支援の任に当たっている。国際教養学部就職支援室では、担当職員1名とキャリアカウンセラー1名が学生対応を行っている。（資料3—13, 7—27）

各学部において、進路希望に応じたオリエンテーションや研修会等を開催している。医学

部では、初期臨床研修マッチングに関するオリエンテーションや医学部附属病院の説明会を開催している。スポーツ健康科学部では、就職支援研修会・講座を年間延べ130日行っている。医療看護学部及び保健看護学部では、医学部附属6病院就職説明会や就職試験対策やマナー研修会等も開催している。国際教養学部では、学期始めにはキャリアガイダンスを実施し、就職活動に対する意識醸成を図るとともに、年間を通じて、就職対策や業界紹介等の支援行事・セミナーを実施し、就職に対する意識を高めることに努めている。(資料7-28, 7-29)

博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供について、大学院医学研究科では、博士課程に在籍する医師には医学部附属病院において医学部学生に対する臨床実習指導を通じて、また医学研究者には医学部3年次基礎ゼミナールにおいて医学部学生に対する実験指導を通じて、それぞれ学識を教授するために必要な能力を培うための機会を得ている。また、医学研究科各研究センターではリサーチ・アシスタント(RA)の募集を行い、博士課程の大学院生に対して研究者としてのキャリアアップの機会を提供している。大学院スポーツ健康科学研究科では、博士前期課程及び後期課程の学生に対して学部のティーチング・アシスタント(TA)を募集し、教育経験を積む機会を増やしている他、博士後期課程の学生に対してはRAの募集も行っている。大学院医療看護学研究科では、博士前期課程・博士後期課程の両課程でTA制度を導入しており、採用された大学院生は学部講義の補助を行っている。経済的な支援のみならず、大学院生が将来教員や研究者になるにあたり学識を教授するために必要な能力を培うための機会を提供している。

COVID-19感染予防の観点から、各学部で例年開催している就職支援講座・セミナーをオンラインで実施した。例えば、スポーツ健康科学部では、Zoomを活用した双方向の就職支援講座や、業者と協議を重ねて作成した動画の配信、更に、従来は学内のみで開催していた模擬試験等も自宅受験ができるようにした。また、オンラインツールを使用した面談も多く行われた。学生にとっても、移動時間の節約、企業採用試験の練習に繋がる等の利点が認められた。

以上のことから、本学は、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生の進路に関して適切な支援を実施していると評価する。

《5：学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施》

各学部において、部活動に対する活動費について、活動内容や状況に応じて補助を行っている。

スポーツ健康科学部では、運動部の指導者で組織された運動部指導者会とスポーツ推進支援センター運営委員会で、運動部における諸問題を話し合っている。

医学部及び大学院医学研究科では、研究留学、海外研修等で英語力を問われるケースに対応できるよう、ハイレベルな英語でのプレゼンテーションや、医療面接の指導を目的として順天堂国際医学教育塾(Juntendo International Institute for school of Medicine: JINISM)を開講している。(資料7-13)

大学院スポーツ健康科学研究科では、連携協定を締結している自治体やスポーツ競技団体

等から、スポーツや健康に関する指導員としての派遣依頼があった際、大学院生に紹介し、派遣している。

以上のことから、本学は、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生の正課外活動を充実させるための適切な支援を実施していると評価する。

《6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施》

毎年1回、定期的に合同学生部委員会を開催し、各学部学生部長から活動状況の報告を行い、学生の要望に応じた学生支援が行われているか、把握している。(資料7-30)

各学部におけるカリキュラム委員会、教務委員会及びFDワークショップには代表学生が参加しており、カリキュラムに対する学生の意見・要望を吸い上げ、対応するようにしている。

以上のことから、本学は、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生の要望に対応した学生支援を適切に実施していると評価する。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、毎年度、大学・各学部・研究科・管理部門等の単位で、(公財)大学基準協会の大学基準に準拠し、内部質保証の推進に必要な自己点検・評価を行っている。学生支援についての適切性は、各学部・研究科において、それぞれ根拠資料に基づく点検・評価を行っている。点検・評価の結果、認識された問題点については、当該部署を中心に改善に取り組み、次年度末までに内部質保証推進委員会委員長宛に改善状況報告書を提出することとしている。問題点及び改善状況は一覧表にまとめられ、毎年度、自己点検・評価運営委員会及び内部質保証推進委員会で検証された後、学長に報告される。学長は更なる改善が必要な場合には、必要な指示を出すという仕組みになっている。近年、改善した実例のうち主なものは次の通りである。

全学的な取り組みとして、『障がいのある学生の支援に関する基本方針』が整備され、ホームページ掲載や学内通知等で周知が図られた。

学部の取り組みとして、例えば、保健看護学部では、保健師の国家試験合格率を更に向上させるため、看護師国家試験対策を前倒し、年度後半の保健師国家試験対策として、国家試験対策ワーキンググループの支援強化や外部講師による冬期講習が開催されるようになった。保健医療学部では、想定より女子学生の比率が高くなり、不足するロッカーの追加整備が行われ、学生向けの共有スペースが不足していたことから、空き教室の開放や診療放射線学科実習棟1階に共有スペースが整備された。(資料2-14, 2-18, 2-50, 2-33)

全学部生を対象とした学生生活実態調査(アンケート)において、大学による学生支援に関する調査項目を設け、合同学生部委員会にて実態を把握しており、調査結果に基づき各委

員会において支援の在り方等を検証し、学生にフィードバックすることにより、点検・評価及び改善・向上が図られている。(資料7-30)

各学部では、毎月、学生部委員会を開催し、学生支援の適正について点検・評価し、それを基に改善・向上が図られている。また、適宜、学生にも委員会に参加してもらい、生の声を聞く等の工夫をしている。例えば、医学部では、2021(令和3)年度は、COVID-19流行下におけるクラブ活動の再開方針に関して、各クラブの主将(学生)と活動開始時の練習メニューや感染対策等について緊密に意見交換を行った。保健看護学部では、COVID-19の影響により禁止されていた飲食を伴うグループ会について検討した。学生間の交流を促進するため、開催条件を決め、教員の責任下においてグループ会を開催した。

(2) 長所・特色

《学生支援・相談体制の整備》

本学の学生支援は、教員と学生間の距離が近いことが特徴であり、学生が学修を円滑に進めていくことができ、安心して学生生活を送れるように、担任制やアドバイザー制による指導・相談体制を整備している。学修面、学生生活面等できめ細かな指導・支援ができている証左として、本学は各種国家試験、企業就職内定率、教員採用試験において、全国平均を大幅に上回る成績を残している。今後も、教員と学生間の距離を近くして、学生一人ひとりが個性を發揮し、充実した学生生活を送れるよう支援を行っていききたい。

《国家試験に向けた支援》

本学は、前述の担任制やアドバイザー制の整備に加え、国家試験に向けた支援も充実している。医学部では、外部講座・外部模試の他、教員の卒業支援委員会による学修面・メンタル面のケア、学生自主組織の国家試験対策委員会の活動、6年生勉強部屋(グループで使用)の準備等、教職員・学生が一体となった取り組みにより、国公立大学81校中、過去5年間平均・過去10年間平均ともに第2位の国家試験合格率を誇っている。医療看護学部や保健看護学部でも、補講、模擬試験、国家試験向け特別講義等による支援を行い、高い合格率を維持できている。今後も、各種支援を継続し、高い合格率を維持していききたい。(資料4-52【ウェブ】)

《就職支援・キャリア支援》

企業、官庁等の就職が主となる学部(スポーツ健康科学部、国際教養学部)では、入学後の早い段階から将来のキャリアを見据えた教育・指導が実践できていることが、企業就職内定率や教員採用試験で良好な成績を残している理由である。スポーツ健康科学部では、2年次より学生能力開発支援(キャリア支援)を目的とした科目を開講し、3年次にはそれぞれの進路目標毎に研修会・講座を用意している。3年次後半からはエントリーシートの添削、模擬面談等個人指導に重点を置く計画的な支援、フォロー体制が整備されている。教員採用試験については、進路指導室による正課外でのグループ学習等の支援が充実している。国際教養学部では、入学時より、全学生を対象にキャリアポートフォリオを配布し、授業やキャリア相談における情報を就職活動で活用出来るように支援している。教員採用試験については、2021(令和3)年度より教職課程指導室に客員教授を配置し、進路相談や教員採用試験対策を実施している。今後も、早い段階からのキャリア教育を継続するとともに、活躍するOBやOGを招聘することやグループワークやディベートを用いたアクティブラーニング方式の採

用、更にはウェブ等を活用したオンライン講座の導入等、正課の授業における学生の能力開発に係るプログラムについても充実を図っていききたい。(資料4-52【ウェブ】)

《学生支援の適切性の点検・評価》

各学部では、毎月、学生部委員会を開催し、学生支援の適正について点検・評価し、改善・向上が図られている。また、全学部で統一した学生生活実態調査(アンケート)を実施し、定期的に学生生活及び学修行動の実態が把握できており、実態を踏まえた指導が行えている。学生生活実態調査(アンケート)は継続実施し、学生生活及び学修行動の実態把握に努め、きめ細かい学生支援を行っていききたい。(資料7-4)

(3) 問題点

《留学生支援》

本学では国際化を進めており、留学生の増員を計画している過程において、現在所有している寮や住宅では、増員に対応できない。本郷・お茶の水キャンパスにおいて、倉庫として利用していた建物を取り壊し、その跡地に留学生寮(80室程度)の新築を検討している。

(4) 全体のまとめ

本学の学生支援の基本方針はホームページに掲載をしており、学納金減免、奨学金に係る各種規程も整備している。各学部・研究科において、学生支援を行う専門の部署があり、学修に専念できるよう各種支援を行っている。毎年、全学部で統一した学生生活実態調査を実施し、学生生活及び学修行動の実態把握を行うことにより、学生支援の充実を図っている。

修学支援として、各学部・研究科において、オフィスアワーを設け、補充教育や学生の自主的な学習を促進するため、e-learning等のコンテンツも整備している。

生活支援として、学生の心身の健康、保健衛生等に係る指導、相談等を適切に行うため、学生相談室等を設置しており、カウンセリングの体制を整備している。各キャンパスではハラスメントのない教育研究環境を確保するよう努めている。

国家試験や教員採用試験に対する取り組みは、対策委員会やワーキンググループ等の活動が有効に機能し、高い合格率を誇っている。各学部・研究科の特色にあった進路支援、就職支援が行われている。

学生支援の適切性については、毎年度の自己点検・評価及び合同学生部委員会にて点検・評価し、その結果を改善・向上に結び付けている。各学部では、毎月学生部委員会を開催し、点検・評価し、その結果を改善・向上に結び付けている。また、適宜、学生にも委員会に参加してもらい、生の声を聞く等の工夫をしている。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

【評価の視点】

1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

大学として、「教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、ホームページ（「各種方針」）に掲載し、学内で共有するとともに社会に対しても明示している。本学の理念・目的を実現でき、国際的教育・研究・臨床拠点にふさわしいキャンパス環境整備に向けて施設充実を図るとともに、地球温暖化等の環境悪化に配慮し、施設設備の適切な維持管理と有効活用を推進していくことを基本方針としている。「大学キャンパス・ホスピタル再編事業」、「施設・設備の維持管理」、「教育研究環境の整備」、「ICT 教育研究基盤整備」の項目について、それぞれ方針を纏めている。（資料8-1【ウェブ】）

《大学キャンパス・ホスピタル再編事業について》

大学キャンパス・ホスピタル再編事業については、以下の方針を明示している。

- ・創立175周年記念事業として推進してきた「大学キャンパス・ホスピタル再編事業」について、当初計画された本郷・お茶の水キャンパスの再編事業が完了した。引き続き、各キャンパス・附属病院群の施設・設備の再整備と拡充を図り、全学に亘る教育・研究・臨床活動の更なる向上を目指します。
- ・新たに建設する建物は、「100年建築」、「他の範となる病院建築」、「エコロジー建物」を基本コンセプトに、先進的なエコロジー技術を導入したエコキャンパス・エコホスピタルを実現し、安全・快適・安らぎのある癒しの空間を創出して、国際的な教育・研究・臨床拠点となる環境整備を行います。

再編事業は、建物の解体を伴うため、施設内の機能を他の建物へ移転させ（原形質流動）、病院の稼働率維持と教育研究活動の継続性を確保するように努めている。また、同事業により、本学の財務構成が悪化しないよう、事業原資は手元資金で賄うこととしている。

《施設・設備の維持・管理について》

施設・設備の維持・管理については、以下の方針を明示している。

- 学生や教職員等にとって安全・安心で利用しやすい施設・設備を整備し、適切に維持管理を行うことにより教育研究環境を向上させることを基本方針とします。
1. 建物の基本性能として、キャンパス内建物の構造耐震化はすべて完了していることから、今後は、防災機能などの性能向上を図ります。震災時の被害軽減のため家具の固定を進め、天井等の非構造部材についても、耐震性能を調査し、必要に応じて対処していきます。
 2. 学生数の増加、研究の高度化・多様化に対応する教育研究施設の整備を行います。また、快適なキャンパスライフを支える施設・設備の充実を図ります。
 3. 日常の維持管理は、外部委託を活用し、専門性の高い設備運転、保守点検等により、快適な学習、研究、医療環境を提供するとともに防災機能の維持、事業継続計画の強化・見直し及び省エネルギーの推進を目指します。
 4. 地球温暖化対策として、CO₂排出量管理、フロン管理、廃棄物管理など地球環境負荷低減への取り組みを継続します。
 5. キャンパス内の階段や段差個所には、スロープやリフトを設置し、教室においても車椅子の学生

が受講出来るようにバリアフリー化を継続的に推進します。

《教育研究環境及び ICT 教育研究基盤整備について》

教育研究等環境の整備については、以下の方針を明示している。

- ・高い教育効果が得られ、学生が主体的に学修を進められるよう ICT 環境及びグループワークエリアを整備します。
- ・国際的研究・教育拠点として、先端的かつ学際的な異分野融合型の研究を推進し、学術の進展や社会と産業界の要望に柔軟に対応できるよう、最先端の教育研究環境の充実を図ります。
- ・研究活動の高度化と活性化のために、共用研究機器等の研究環境の整備を図るとともに、競争的研究費獲得を支援します。
- ・学術メディアセンターでは、図書や雑誌に加えて、学術情報の電子契約を推進します。特色ある学問分野の学術情報を系統的、機能的に収集するとともに、多様化する需要や利用形態に対して、最適な学術情報サービスの提供に努めます。
- ・SA・TA・RA を拡充するとともに知財担当やURA 等の研究支援要員も適切に配置し、教育研究支援体制を整備します。
- ・研究倫理遵守に関する教育・研修を行うとともに各種規程に基づき研究費の適正な執行と管理を行います。
- ・「順天堂大学利益相反マネジメント規程」に基づき、利益相反の適切な管理に努め、学術研究活動等を適正かつ円滑に推進します。

ICT 教育研究基盤整備については、以下の方針を明示している。

- ・ICT を活用した授業を展開するとともに、双方向授業によるアクティブラーニングを推進するために情報基盤整備を行います。
- ・無線 LAN 接続環境を整備するとともに、キャンパス間ネットワークの充実を図り、ネットワーク環境を整備します。
- ・情報セキュリティを整備し、情報の保全及び管理を行います。
- ・遠隔・対面ハイブリッド講義に対応した教室環境を整備します。

《各学部・研究科における教育研究等環境整備に関する方針について》

各学部・研究科でも、教育・研究上の特性を考慮し、それぞれが教育研究環境整備に関する方針を定めている。各方針は、教授会・研究科委員会で共有されている。(資料8-2)

以上のことから、本学は、教育研究等環境の整備に関する方針を定め、適切に明示していると評価する。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

【評価の視点】

- 1：施設・設備等の整備及び管理
 - ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
 - ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
 - ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
 - ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備
- 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み
- 3：学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備における、COVID-19 への対応・対策

《大学設置基準上必要な校地・校舎について》

大学全体の校地については、現状、大学設置基準上の必要校地 118,195.4 m²に対し、保有校地 333,158.3 m²と基準の 2.81 倍の面積を確保している。また、校舎についても同基準上必要校舎 102,776.0 m²に対し、137,066.2 m²保有、基準の 1.33 倍の面積を確保している。どちらも大学設置基準で求められている面積を上回っている。(大学基礎データ表1)

《大学キャンパス・ホスピタル再編事業について》

本学における教育研究環境の整備うち、土地取得、建物の解体・建設、大規模移転が伴うものは再編事業によって整備される。法人本部に大学キャンパス・ホスピタル再編事業事務局を置き、各地区の中長期教育研究環境整備計画案の実行を組織的に支援している。キャンパス周辺の土地・建物等の取得の必要性の精査及び取得手続きの支援も行っている。

本郷・お茶の水キャンパスでは、2011(平成23)年に新病院(B棟)着手以降、「原形質流動」を基本方針として、再編事業期間中に購入したセンチュリータワー、御茶の水センタービル等のサテライト建物を利用して、「ビルド&スクラップ」させながら診療・教育・研究機能のアクティビティを低下させることなく、マスタースケジュールに沿って、新築・改修工事を進めてきた。2011(平成23)～2021(令和3)年度の不動産取得の実績は下表のとおりである。

(資料8-3【ウェブ】，1-18【ウェブ】)

(単位：m²)

年度	土地面積	建物延べ面積
2011(平成23)年度	2,287.02	7,897.78
2012(平成24)年度	11,090.49	7,594.70
2013(平成25)年度	11,467.11	5,892.90
2014(平成26)年度	2,166.98	2,625.37
2015(平成27)年度	449.74	1,069.06
2016(平成28)年度	1,106.16	1,278.03
2017(平成29)年度	1,471.29	5,979.12
2018(平成30)年度	633.45	2,470.17
2019(令和元)年度	227.19	914.51
2020(令和2)年度	282.72	730.04
2021(令和3)年度	130.00	117.99
11年間合計	31,312.15	36,569.67

順天堂医院(本院)については、世界に誇れる時代をリードするエコホスピタルの新築工事(下表)が完了し、供用開始している。2017(平成29)年3月から約2年間で1号館外来・病棟部分の整備を行った。引き続き、1号館手術室・滅菌室の改修工事に着手している。

1号館(改修)	外来Ⅰ期	2017	(平成29)年	11月完了
	病棟Ⅰ期	2018	(平成30)年	9月完了
	病棟Ⅱ期	2019	(令和元)年	9月完了
B棟(免震建物)	高層棟	2013	(平成25)年	12月竣工
	低層棟	2016	(平成28)年	4月竣工
D棟		2014	(平成26)年	5月竣工
連絡通路	B棟-1号館上空通路			

	B 棟Ⅱ期-9 号館間の上空通路 C 棟・D 棟間の連絡通路（地上・地下） 1 号館-C 棟間接続通路(13 箇所)
レスポワール湯島寮	2015（平成 27）年 7 月竣工

B 棟は、日本の建築環境総合性能評価システム（CASBEE）評価で最高位の S ランク基準で建築した。また、米国の建築環境性能評価システム（LEED）において、病院では国内初のゴールド認証を獲得した。更に、2017(平成 29)年度には、空気調和・衛生工学会賞（技術賞 建築設備部門）、2018(平成 30)年度には、国際医療福祉建築賞（Runner-up）、電気設備学会賞（技術部門 優秀施設賞）、2021(令和 3)年度には、デマンドサイドマネジメント賞(一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター理事長賞)を受賞した。

本郷・お茶の水キャンパスの教学部門の主な整備状況は以下のとおりである。

- ・2012(平成 24)年度～2013(平成 25)年度にセンチュリータワーへ教学部門、法人部門、サーバーの機能移転を行うための整備工事を実施し、日本医学教育歴史館をセンチュリータワー17 階へ設置し開館した。
- ・2015(平成 27)年 4 月の国際教養学部開設に伴い、新規に取得した建物を第 2 教育棟として同年 3 月に整備した。入学定員増に対応するために、第 3 教育棟新築工事は 2020(令和 2)年 2 月に完了した。
- ・2016(平成 28)年度からの大学院医学研究科定員増に対応するため、2015(平成 27)年 8 月、160 名を収容できるようセンチュリータワーの既存教室の拡張工事を行った。
- ・2019(平成 31)年 4 月の保健医療学部開設に伴い、御茶の水センタービルの第Ⅰ期工事（講義棟）を、2019(平成 31)年 3 月、第Ⅱ期工事を同年 12 月に整備完了し、放射線実習棟は 2020(令和 2)年 1 月に新築工事が完了した。

新研究棟(A 棟：現 7 号館)の整備については、旧 7 号館・8 号館の教育・研究機能を移転させ、その跡地を解体し A 棟Ⅰ期工事に着手し、2018(平成 30)年 12 月に竣工した。また、新規取得した建物を医局棟として、2019(平成 31)年 1 月に改修を完了し、9 号館の実験室機能を A 棟へ、医局機能を医局棟へ移転させた(2019(平成 31)年 2 月完了)。続けて 9 号館を解体し、明治期に建設された順天堂医院の歴史的ファサードを再現するⅡ期工事を進め、歴史記念館として 2020(令和 2)年 9 月に竣工した。A 棟の整備をもって、当初計画された本郷・お茶の水キャンパスの再編事業は完了した。A 棟の建設は環境面から高く評価されており、日本の建築環境総合性能評価システム（CASBEE）で最高位の S ランク認証を取得し、米国の建築環境性能評価システム（LEED）においても、国内の大学施設として初となる最高位のプラチナ認証を獲得している。2021(令和 3)年度には、日本サインデザイン賞（入賞）も受賞した。A 棟は国際的な研究教育拠点であり、6～12 階のフロアにあたるオープンラボは、研究者の交流が自然に生まれ、新たな研究に繋がることを意図して設計されている。更に、国内の大学の中でもトップクラスの共同研究設備(研究基盤センター)を備えている。

進行中である本郷旧元町小学校跡地計画については、本学が活用事業者に選定されており、文京区と基本協定を締結し、基本設計に着手している。2025(令和 7)年度に、100 年後につながる地域の健康拠点「元町ウェルネスパーク」として整備される計画である。大学の事業構想としては、オープンイノベーションセンターGAUDI、AI インキュベーションファーム、スポーツロジックセンター、東京都難病相談・支援センター、保育施設、病児・病後児保育、医

療ケア児の保育等である。企業・団体との共同事業構想としては、体育施設管理・イベント対応、健康レストラン・カフェ、インターナショナルプリスクール等が検討されている。

他キャンパスの主な整備状況は以下のとおりである。

- ・2013(平成 25)年度 さくらキャンパスのグラウンド人工芝化、水泳プールの屋内化工事
- ・2014(平成 26)年度 さくらキャンパスの陸上競技場トラックの改修工事
- ・2015(平成 27)年度 浦安キャンパスの校舎増築工事
- ・2016(平成 28)年度 さくらキャンパスの女子寮、体操競技場 (OGAWA GYMNASTICS ARENA) 新築
- ・2020(令和 2)年度 さくらキャンパスの女子寮、講義棟新築
- ・2021(令和 3)年度 さくらキャンパスのテニスコート整備工事
- ・2021(令和 3)年度 浦安日の出地区新キャンパス開設 (医療科学部) に向けた新築工事

分院の主な整備状況は以下のとおりである。

- ・2016(平成 28)年度 高齢者医療センター増床に伴う改修工事
- ・2017(平成 29)年度 浦安病院増床に伴う新築工事
- ・2019(令和 元)年度 練馬病院外来棟新築工事、静岡病院増築工事
- ・2020(令和 2)年度 練馬病院増床に伴う改修工事
- ・2021(令和 3)年度 浦安病院外来 I 期改修工事

《施設・設備の維持・管理について》

防災機能の維持については、日常的な管理に加え、年 2 回の消防設備点検を実施しており、検出された軽易な不具合は速やかに修繕している。また、震災被害軽減のため、新規購入備品やレイアウト変更の際には転倒のおそれがある家具の固定を進めている。大学中枢施設であるセンチュリータワーは、独特の構造を有することから、加圧防排煙システムをはじめとした特殊な防災設備を備えており、その性能維持のための大規模改修が必要となったため、防災設備大規模改修工事を行い、2019(令和元)年 7 月に完了した。

建築基準法、消防法等による建築、設備に関する法定点検・報告はもとより日常的な保守点検による故障の回避、安全の確保に努めている。空気環境測定、飲料水水質検査等、基礎的な環境衛生測定を行うことにより環境維持に努めている。

各キャンパスの施設・設備の維持・管理・運営については、本郷・お茶の水キャンパスは施設部門、その他キャンパスは各事務部門が責任部署となっており、専門性が高い施設・設備の維持管理及び清掃、廃棄物の処理等の業務は外部委託している。責任部署が日々の精度管理を行うとともに、委託業種毎に業務評価委員会を開催し、業務の適切性について毎月検証している。

「省エネルギー法」に基づき、CO₂の排出量を管理する省エネルギー推進委員会を設置し、省エネルギー推進活動に取り組んでいる。本郷・お茶の水キャンパスは、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」の適用を受けており、削減目標達成に向け設備投資計画を含む地球温暖化対策計画書を作成している。照明の LED 化、動力・熱源機器の高効率化等ハード面の対策を進めるとともに、全学的に教職員の省エネ啓蒙に努めている。

各地区ともカーボンニュートラル社会実現に向けた CO₂削減ロードマップの作成に着手した。本郷・お茶の水キャンパスでは CNL (カーボンニュートラル LNG) の導入契約を締結した。2021(令和 3)年から供給を開始し、年間 5,000t 相当の CO₂排出量を森林吸収により相殺する効果が見込まれる。

本学では「4R (Reduce, Reuse, Recycle, Replace) の実践により、循環型エコキャンパス・ホスピタルの実現を加速させる」ことを目標に掲げ、各キャンパス、各附属病院にて取組みを推進している。また、2021(令和3)年7月29日に関係省庁と大学等により設立された「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」にも設立当初から参加している。(資料8-4【ウェブ】)

本郷・お茶の水キャンパスでは、2020(令和2)年9月、新研究棟(A棟:現7号館)が完成し、全ての建物についてバリアフリーアクセス及びトイレ環境整備が完了した。さくらキャンパスにおいても、2021(令和3)年3月、講義棟が完成し、同様のバリアフリー環境が整備された。浦安キャンパス、三島キャンパス及び新設の浦安・日の出キャンパスにおいても、バリアフリー環境が整備されている。

上記の他、建物管理の観点から、本郷・お茶の水キャンパスの研究棟(A棟等)では、ネームプレートによる入室制限により、セキュリティを確保している。センチュリータワーにはセキュリティゲートを設置し、顔認証及びネームプレート(来館者には事前メール送付のQRコード)による入館制限によりセキュリティの強化を図っている。

≪教育研究環境及び ICT 教育研究基盤整備について≫

2015(平成27)年度、本郷・お茶の水キャンパスのセンチュリータワー南棟11階に「メディカルテクノロジー・シミュレーションセンター」が整備され、学生・医療従事者のスキルや多職種間でのチーム医療のトレーニングを通して、医療の質と患者安全を向上させている。2022(令和4)年度より、浦安キャンパスにおいても、保有する看護に関する多数のシミュレーターを集約化し、共同研究施設として大学院医療看護学研究科シミュレーション教育研究センターを整備した。看護学領域において、関東圏では最大規模となる。

本学では、国際的教育・研究拠点として、最先端の教育研究環境の充実を図るため、大型の装置・設備は文部科学省私立学校施設整備費補助金を活用して整備している。複数の研究者が幅広い研究用途で使用できるように共用の施設・設備を充実させるとともに、学生の実験・実習等で教育効果が上がる設備を導入している。例えば、2020(令和2)年度及び2021(令和3)年度に整備したものは、次のとおりである。(資料8-5)

(1) 研究装置

①ORBITRAP ECLIPSE マルチオミックス解析システム一式 (2020年度)

(2) 教育基盤設備

①看護実践力の育成と強化を実現するユビキタスな看護教育支援システム (2020年度)

②薬毒物分析システム (2020年度)

(3) 研究設備

①透過電子顕微鏡システム (2020年度)

②IncuCyte SX5 生細胞解析システムパッケージ一式 (2021年度)

ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等の整備について、各キャンパスでは、大教室、中教室、実習室を中心に AV 設備を完備している。各キャンパスで相互に遠隔講義が実施できる遠隔講義システムを導入している。2021(令和3)年度、本郷・お茶の水キャンパスでは、教室の AV 制御システムの更新及び教室マイクの Zoom 入力機能追加を実施した。既設の教室のテレビ会議システム併用、Zoom 単体利用ともに対面授業と Zoom によるリアルタイム配信授業のハイブリッド型授業に対応している。さくらキャンパスでは、3号館のゼミ室28部

屋、ラーニング・コモンズ、カンファレンスホールに AV 設備を導入した。三島キャンパスでは、マルチメディア教室、実習室 1、2、会議室の AV システムを更新し、対面授業と Zoom によるリアルタイム配信授業のハイブリッド型授業に対応出来るよう整備した。

2017(平成 29)年度、本郷・お茶の水キャンパスのインターネット回線を 100Mbps から 1Gbps にアップグレードし、高速ネットワークを整え、センチュリータワーの老朽化した学内 LAN ネットワーク機器を更新した。2021(令和 3)年度に上記のインターネット回線 1Gbps の 2 重化を実施して事業継続性を高めた。2019(令和元)年度、第二教育棟、第三教育棟等が接続される閉域網を束ねる回線を 100Mbps から 300Mbps にアップグレードし、高速ネットワークを整えた。

2020(令和 2)年度、マイクロソフト包括ライセンス契約 (EES) を更新し、最新の Windows、Office を教職員・学生が利用できるように環境整備を行った。2021(令和 3)年度、統計解析ソフトとして SAS、JMP を教職員・学生が利用できるように環境整備を行った。以前より、文献検索・論文作成ソフトウェア「Endnote」が無料で使用できる環境にある。

情報セキュリティ対策として、標的型攻撃メール訓練実施、サイバー保険加入、各種セキュリティサービス (FW、MDM、DNS セキュリティ、EDR 等) を契約している。

《各学部・研究科における教育研究環境整備状況》

各学部・研究科では、教育・研究上の特性を考慮し、十分な施設・設備を整備している。ラーニング・コモンズや ICT 環境の整備、自習室の運用上の配慮等、キャンパス・アメニティを高める各種取り組みを行っている。近年の整備として、さくらキャンパスでは、2021(令和 3)年度からのスポーツ健康科学部の入学定員増計画 (410 名→600 名) に伴い、新たな講義棟 (延べ床面積 : 9,016 m²) を建設した。既存の施設 (50~300 名収容の大小 24 の教室、LL 教室、計算機実習室、自習室等) に加え、新たに大講義室 1 室 (最大 744 名収容)、中教室 2 室 (234~243 名収容)、小教室 5 室 (63~122 名収容)、ゼミナール室 28 室 (12~50 名収容) のほか、ラーニング・コモンズや多目的に活用することができるカンファレンスホールを配置し、スポーツ健康科学部 4 学年定員 2,400 名、医学部 1 年生、大学院生を教育するのに十分な学習環境を整備した。更に、体育館・プール他の建設整備を企画している。(資料 8-6)

《情報倫理の確立に関する取り組み》

個人情報保護法により、個人情報の安全保護が求められていることから、「情報倫理ガイドライン」、「学校法人順天堂情報セキュリティポリシー」、「学校法人順天堂個人情報保護に関する基本方針」、「学校法人順天堂個人情報保護管理規程」、「情報システム利用に伴う危機対応マニュアル」、「順天堂大学学術ネットワーク運営規程」、「順天堂大学ソーシャルメディア利用ガイドライン」を整備している。また、情報技術面 (匿名化、暗号化) からの防衛策を展開している。公共性を有する大学として、情報に関する取扱い・管理を適正に行い、本学の信用を守り、社会からの一層の信頼を得るよう努めている。次世代医療基盤法を考慮して「情報倫理ガイドライン」を現状に合わせて改定を進める予定である。整備された規約については、規約集に掲載され、学内ポータルサイトから確認できるようになっている。特に、学生生活で注意が必要なソーシャルメディアの利用については、学生便覧等に掲載し、オリエンテーションでも説明し、意識付けを図っている。(資料 8-7, 8-8, 8-9, 8-10, 8-11, 8-12, 8-13)

《学生の学習環境や教員の教育研究環境における、COVID-19 への対応・対策》

学生の学習環境の整備の観点から、COVID-19 への対応・対策は次のとおりである。(資料 2-41)

- ・「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応方針」を適宜更新し、教職員・学生に対し、学内ポータルや学生向け情報ツール (J-PASS) で周知している。主な内容は、ユニバーサル・マスク・ポリシー (学内で人と対面する時は、常に不織布マスクを着用)、風邪の症状や発熱が現れた場合の対応、発熱者が発生した場合の消毒 (清拭)、3 密を避ける環境の整備 (換気の徹底、孤食の推奨、マスクを外した状態での談笑は慎む等)、職員・学生が感染、濃厚接触者となった場合の対応、復職・復学のルール設定等である。
- ・各建物に「体温検知器」を設置し、教職員・学生の就業時、登校時には必ず計測することを義務付け、37.5 度以上でエラー音が鳴る設定とし、別室で再検するルールとした。

附属病院での医療行為や臨床実習等を行う医学部、医療看護学部、保健看護学部、保健医療学部の学生・教職員に対しては、医療従事者優先接種による大学拠点接種の機会を提供した。その他の学生・教職員に対しては、2021(令和 3)年 8 月以降、職域接種による大学拠点接種の機会を提供した。

COVID-19 の感染防止に対する施設的対策としては、換気量の管理を行っている。機械換気が装備された建物については、教室定員による必要換気量を算出し、換気設備の出力コントロールによる換気量確保又は最大換気量による入室人数制限を行っている。また、機械換気が未装備又は大幅に不足する建物については、効果的な窓開けによる自然換気を推奨している。2022(令和 4)年からは、イベント等の際に換気能力調査を行い、人数制限の対策をとっている。

遠隔講義に活用できる Web 会議サービスとして、Google Meet、Microsoft Teams に加え、Zoom ライセンスを 2020(令和 2)年 4 月から契約し、最大 300 人の学生が同時に自宅からそれぞれの講義に参加できる学習環境を整備した。また、Zoom オプションライセンスを契約し、教室設置の既存テレビ会議システムと Zoom を接続することで、対面授業と Zoom によるリアルタイム配信授業のハイブリッド型授業に対応出来るようにした。加えて Zoom ウェビナーライセンスも契約し、1,000 人まで講義に参加できる環境を整備することで、さくらキャンパス等の大人数講義に対応した。Google Classroom、Microsoft Stream 等の課題管理、動画配信サービスを活用することでオンデマンドでの学習環境を整備した。

2020(令和 2)年度に学生貸出し用 PC を準備しており、中古で 40 台、文部科学省補助金を活用して新規に 200 台を整備した。また、2020(令和 2)年度には、大学が Wi-Fi ポケットルーター 200 台を契約して、インターネット環境の整備されていない学生に貸与した。2021(令和 3)年度も同様に 140 台を貸与した。

上記の他、動画配信サービス Vimeo の契約により入学式、卒業式等の 1,000 人を超える父兄等関係者への遠隔配信を実現した。

以上のことから、本学は、方針に基づき、必要な施設・設備等を計画的に整備し、適切に維持管理を行うとともに、バリアフリー化、防災対策、省エネ対策、ICT 環境の拡充等も行い、教育研究活動及び学修活動に適したキャンパスを整備していると評価する。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

【評価の視点】

1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

3：COVID-19 への対応・対策

図書館に相当する学術メディアセンターは、本郷・お茶の水キャンパス（以下、本郷）、さくらキャンパス（以下、さくら）、浦安キャンパス（以下、浦安）、三島キャンパス（以下、三島）に設置されており、2022(令和4)年4月に浦安・日の出キャンパス（以下、日の出）を新設した。図書・雑誌の所蔵確認や貸出・返却等は、全学共通のネットワークにより運用している。資料の貸出・返却等はそれぞれのキャンパスから可能であり、また本学に所蔵がない資料は他大学の図書館とのネットワークを通じて入手に努めている。（資料8-14, 8-15, 8-16, 8-17）

本学医学部附属病院には図書室を置いており、静岡病院、浦安病院、順天堂越谷病院、順天堂東京江東高齢者医療センター、練馬病院に設置されている。静岡病院と浦安病院には専任職員を配置しており、他の3病院には本郷が学術情報サービスの支援を行っている。

電子ジャーナル・電子書籍の整備に力を入れており、電子化が進んでいない図書や和雑誌を中心に冊子を購入している。電子情報は可能な限り、全学から利用できる契約としている。

各学術メディアセンターには運営委員会を置き、事項決定や電子ジャーナル・雑誌・図書等の選定にあたっている。図書は、授業等の活用と予習復習ができるように整備している。電子ジャーナルは、定期的なアンケート調査・利用・価格・学術的な評価を考慮して契約している。恒常的な値上げに加えて、契約条件（構成員数や病床数）増加による価格上昇もあるが、日本医学図書館協会と大学図書館コンソーシアム連合の共同購入を活用して適正価格での購読契約を図っている。

全学の合計図書数は299,814冊で、本郷の一部資料以外は開架式書架である。雑誌、特に欧文誌は電子ジャーナルへの移行を進めており、44,805種類が閲覧可能である。（大学基礎データ表1）

2021(令和3)年度には大学全体で、3,333冊の図書を受け入れた。またオンライン講義や自宅学習に利用できるよう、基本図書の電子書籍契約を進めた。

規模・設備等は、既存4館には変更がなく、2022(令和4)年4月に日の出が加わった。複写機や利用者用PCは、必要に応じて設置している。（大学基礎データ表1）

(1)本郷・お茶の水キャンパス学術メディアセンター

- ①センチュリータワーの9階に位置しており、閲覧室、図書・雑誌の書架、利用者用PC、事務室を配置している。2020(令和2)年9月から、新研究棟（A棟：現7号館）2階レストランの書架で教員著作図書の展示・図書企画展示の紹介等を行い、情報発信の場としている。

- ②入口に入退館システムを設置している。センチュリータワー内に無線 LAN が設置されており、利用者が持参する PC から学内ネットワークを通じて学術資料を利用できる。
- (2) さくらキャンパス学術メディアセンター
- ①3 階建ての独立棟で、1 階には書庫、グループ・ルーム、事務室、2 階には新着雑誌、視聴覚資料、参考書、辞書類、一般図書、閲覧席、利用者用 PC、カウンター、ラーニング・commons、事務室、3 階には学生図書、専門図書、閲覧席を設置している。
- ②入口には、持出防犯ゲートシステムを設置している。センター内に無線 LAN を設置し、利用者持参の PC が利用できる環境を整備し、ノート PC の館内貸出しも行っている。
- (3) 浦安キャンパス学術メディアセンター
- ①正門脇校舎 1・2 階部分にあり、1 階には一般教養図書、新着雑誌、視聴覚資料、閲覧席、パソコン用席、視聴覚用席、大学院生用研究室及び事務室、2 階には看護系図書、製本雑誌、閲覧席、大学院カンファレンスルームを設置している。入口には、持出防犯ゲートシステムを設置している。キャンパス内全体に無線 LAN が設置されており、持参 PC の利用が可能である。
- ②看護学生が臨地実習で利用する順天堂医院、浦安病院、順天堂越谷病院、順天堂東京江東高齢者医療センター、練馬病院、江田病院、船橋北病院、秦野病院に、実習用図書を設置している。また本郷に看護図書を提供しており、学生だけではなく看護師も利用できるようにしている。
- (4) 三島キャンパス学術メディアセンター
- ①校舎 2 階にあり、カウンター、事務室、雑誌架・書架・移動書架がある。書架の傍らに学習用机、閲覧用椅子を設置している。センター内には、利用者用 PC を 22 台設置しており、ノート PC の貸出しも行っている。校舎全体に設置された無線 LAN により、利用者は持参 PC の利用が可能である。災害時、学生の安否確認のために在室を示すホワイトボードを設置している。
- ②看護学生が臨地実習で利用する静岡病院に、実習用図書を設置している。
- (5) 浦安・日の出キャンパス学術メディアセンター
- ① I 期棟校舎 5 階にあり、閲覧室には基本図書とともに、学習用机や閲覧席を設置している。校舎全体に設置された無線 LAN により、利用者は持参 PC の利用が可能である（日の出はキャンパス全体で BYOD(Bring Your Own Device)を導入)。
- 各館に司書を配置して、利用者サービスに努めている（日の出は着任予定）。キャンパスにより利用傾向は異なるが、電子資料の普及等により来館者数・貸出冊数は漸減している。2021(令和 3)年度は前年度に続き、COVID-19 感染対策による臨時休館や開館時間短縮、オンライン講義による来館機会減少の影響があった。2020(令和 2)年度より増加したものの、コロナ禍以前の来館者数・貸出冊数を下回った。
- 講義開始前や終業後にも利用できるよう、各キャンパスの状況にあわせた開館時間を設定している。土曜日は全ての館で開館しており、本郷は医療従事者が利用できるよう、大学休日となる第二土曜日(8:30-17:00)と日曜日(13:00-17:00)も開館している。
- 閲覧室の座席数は、学生収容定員に応じた席数を整備している。収容定員に対する座席数の割合は、9.3%である。
- 教職員・学生に配布される、「ネームプレート」による運用をしている。卒業生は申請に基

づき、学術メディアセンター独自の「卒業生カード」を発行して利用に供している。

電子媒体の学術情報（電子ジャーナル、電子書籍、データベース、文献管理ソフト等）は、学術メディアセンターのウェブサイトからアクセスできるように整備している。蔵書検索は、全学の所蔵図書と電子資料を一括して検索可能である。「利用の手引き」を改訂して、電子資料の利用案内を行った。（資料8-18）

文献複写サービスは、附属病院の医師・職員や、卒業生からの依頼も受け付けている。国立情報学研究所のNACSIS-ILLに参加し、未所蔵文献の入手とともに、電子ジャーナルの所蔵登録を進めて他機関への文献提供にも努めている。

明治大学中央図書館と、文京区の5つの医学図書館（東京大学・東京医科歯科大学・日本医科大学・文京学院大学・順天堂大学）の相互協力協定により、相互に情報サービスを提供している。ただし感染対策により、2021(令和3)年度も相互の往来を休止した。

2011(平成23)年度より学術機関リポジトリを構築しており、3つの研究科における学位論文の本文及び要旨を、インターネット上に公開している。2020(令和2)年8月には「順天堂大学オープンアクセスポリシー」を制定して、本学からの学術成果の発信を進める体制を整え、学術雑誌論文の掲載を開始した。

各キャンパスとも感染対策として、臨時休館、開館時間短縮、座席数制限、滞在時間制限、郵送貸出、各所への消毒液設置、カウンターのビニールカーテン設置等の対応を行った。

以上のことから、本学は、学生及び教員が、学習、教育研究活動を十分に展開できるような学術メディアセンターを整備し、学術情報サービスを適切に提供していると評価する。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

【評価の視点】

1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究の活動を支援する体制
- ・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

大学としての研究に対する基本的な考え方を、事業に関する中期的な計画の中で次のとおり策定している。（資料8-19）

II 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 15) 世界的研究・教育拠点にふさわしい世界をリードする学術研究環境を創出する。
- 16) 世界的研究・教育拠点として、国際社会・国・地域における本学の役割を認識し、国内外の企業や研究機関との連携を強化するとともに研究を促進し、その成果を広く社会に還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- 17) 世界的研究・教育拠点にふさわしい学術研究活動を促進するための研究体制を再編・強化する。
- 研究者等の配置
- 18) 国際的に最高水準の研究を展開するために研究者等の適正配置を進める。
- 研究環境の整備
- 19) 研究リソースの集約化・一元管理に取り組み、研究機器等の学内外における共用化を進め、計画的な整備や更新、安定的な維持管理を行うとともに様々な研究分野の研究者の相互交流による研究水準の向上を図り研究力強化を進める。
- 研究者支援
- 20) 世界的研究・教育拠点にふさわしい学術研究活動を行うために必要な支援体制を整備する。

教員の研究を助成するため、基礎的研究費を講座・研究室又は教員個人に配分している。例えば、医学研究科では、講座・研究室への固定予算の他に所属大学院生数に応じた変動予算を加える方式を採用している。また、競争的研究費として学内公募型の研究費補助も行っている。申請に基づき審査を経て交付される学内部門横断型公募の研究費として、2001(平成13)年度から学長プロジェクト研究費を交付した実績を経て、2019(令和元)年度より開始した科研費の大型種目(基盤研究B以上)獲得支援プロジェクトを2022(令和4)年度も実施した。また、次代を担う自由な発想と意欲を持った若手研究者のアイデアを支援し、本学の更なる研究活動の推進と活性化を図ることを目的とした、学長若手プロジェクト研究費の交付を行っている。(資料8-20, 7-22)

本学には、研究活動を支援する組織として、基礎・応用研究を支援する「研究戦略推進センター」、実用化研究を支援する「革新的医療技術開発研究センター」が整備されている。研究戦略推進センターは、知的財産・契約、研究費等申請に関する業務を担当し、研究活動を全学的な視点で戦略的に推進している。革新的医療技術開発研究センターは、行政機関等への出向経験のある医師等で構成され、研究開発の戦略マネジメント業務を所掌しており、革新的医療技術を実用化まで導く研究活動の発展を推進している。(資料8-21, 8-22)

特定の専門分野に特化し、高度な教育と研究の機能を有する附属研究センター・研究所として、アトピー疾患研究センター(1998(平成10)年度開設)、老人性疾患病態・治療研究センター(2000(平成12)年度開設)、環境医学研究所(2002(平成14)年度開設)、スポーツ健康医学研究所(2006(平成18)年度開設)、スポーツロジセンター(2007(平成19)年度開設)、先導的がん医療開発研究センター(2013(平成25)年度開設)、ゲノム・再生医療センター(2013(平成25)年度開設)、女性スポーツ研究センター(2014(平成26)年度開設)、静岡災害医学研究センター(2015(平成27)年度開設)、難病の診断と治療研究センター(2016(平成28)年度開設)、ジェロントロジー研究センター(2020(令和2)年度開設)、脳血管内治療学研究センター(2021(令和3)年度開設)、AIインキュベーションファーム(2021(令和3)年度開設)の13の研究センター・研究所が設置されている。全学を挙げて分野融合型の共同研究を推進している。

上記の他、先端的教育・研究の支援活動を行う学内共同利用施設として、1972(昭和47)年度に共同研究室が整備され、社会の変遷に伴い、疾患モデル研究センター(1999(平成11)年度開設)、研究基盤センター(2003(平成15)年度開設)へ発展的な改変が行われ、現在2つの研究支援センターが設置されている。疾患モデル研究センターは、医学研究及び医学教育に欠かせない動物実験を行う施設として整備され、動物の種類に応じ特定飼育区画・特定網

室の拡散防止措置を設ける等、適切な管理体制が敷かれている。研究基盤センターは、研究支援機能を持った研究中核施設として位置付け、異分野の研究者が協力し、幅広い視野にたった目的・目標を立て学際的なテーマで学問・研究を発展させていく場となるよう、また多様な研究分野の研究と支援を実施し、研究成果を社会へ還元する発信基地として整備されている。(資料8-23, 3-4)

また、近年では、全学的な研究活動の推進等を目的とする組織として、3つの機構を設置している。健康総合科学先端研究機構(2017(平成29)年度開設)は、部門横断型の機関プロジェクト研究の推進を図り、順天堂ブランドとなるプロジェクト研究の情報発信拠点としての機能を果たしている。スポーツ健康医科学推進機構(2021(令和3)年度開設)は、本学のスポーツ資源を有効活用し、マネジメントする全学的な組織で、「Health Promotion(健康・スポーツロジ)」、「Next Generation(子どもたち)」、「Community(地域・まちづくり)」、「High Performance(競技力向上)」をテーマに様々なプロジェクトを展開している。国際共同研究機構(2021(令和3)年度開設)は、連携協定を結んだ海外の大学との共同研究に係る連携強化を目指す組織で、同機構のもとに、「北京大学-順天堂大学国際共同研究センター」及び「ジョンズ・ホプキンス大学-順天堂大学国際共同研究センター」がある。同機構がこれらのセンターを統括し、国際共同研究の一層の促進、国際学術ネットワークの拡大、国際的な視野を持つ若手研究者育成等に取り組んでいる。(資料8-24, 8-25, 8-26)

2019(令和元)年度より、学内外の研究開発シーズの社会実装を推進するため、学内外エキスパートとも連携し、開発支援全体をファシリテートしてワンストップ支援を実施するオープンイノベーションプログラム「GAUDI(Global Alliance Under the Dynamic Innovation)」をスタートさせている。GAUDIは発足以来累計で150件以上の研究開発相談を受け、GAUDIが支援した結果、2021(令和3)年3月時点で、特定臨床研究又は治験を目指すシーズが13件、共同研究講座を設置し開発研究を進めるに至ったシーズが3件、更に企業導出等に至ったシーズが2件創出されている。(資料8-27【ウェブ】)

2020(令和2)年3月には、医学部附属病院の順天堂医院が医療法に基づく臨床研究中核病院として承認されており、国内外における更なる臨床研究の発展が期待できる。

各学部・研究科では、講座・研究室又は教員個人への研究費配分に留まらず、教育・研究上の特性を考慮し、学部・研究科独自のプロジェクト研究補助等の各種取り組みを行っている。また、授業時間割及び定例会議開催日時を配慮し、研究に専念できる時間を確保できるようにしている。(資料8-28)

研究室については、原則として、教授には個人研究室を、准教授以下の教員には共同研究室を整備している。

本学は、大学院研究科に在籍する学生のうち成績優秀な者を、本学の学部学生や修士課程の学生に対する授業等におけるティーチング・アシスタント(TA)として雇用している。この制度は、授業の質の向上、将来の大学教員の養成及び大学院生の経済的支援の3つの観点から設けられたものである。例えば、スポーツ健康科学部では、実技・実習科目で、50人を超える規模のクラスに対して、スポーツ健康科学研究科大学院生のTAを1名採用できるとしている。安全面に配慮しながら、学生一人ひとりが技術習得しやすい授業体制を整えている。2022(令和4)年度のスポーツ健康科学部のTAは17名、医療看護学部は11名、保健看護学部は2名、国際教養学部は4名である。また、上述の各附属研究センター・研究所に

は専任の教員を配属し、教員と共同して研究プロジェクトを推進するポストドクター(PD)や、専任教員の指示の下に研究を補助するリサーチ・アシスタント(RA)の受け入れを積極的に行っている。例えば、2022(令和4)年度のPDは大学全体で30名、医学研究科のRAは27名、スポーツ健康科学研究科のRAは5名である。(資料8-29, 8-30)

研究者に対する研究支援を通して研究者が研究に専念できる環境の実現を目指し、リサーチ・アドミニストレーター(URA)5名を雇用している。科研費等公的研究費や民間財団の研究費の申請において、申請支援のほか、教員に向けた講習会の開催や面談実施等の対策を講じて研究力強化を図っている。また、本学から創出された研究学術論文をもとに研究成果プレスリリースの発信支援を行っている。また、国際共同研究の一環として、本学が分担研究機関となり米国政府やEU等の競争的資金へ申請する機会が増えつつあり、URAが登録情報の集約や相手機関との交渉窓口を担っているほか、プロジェクト立案段階からの支援も行っている。なお、本学では順天堂大学リサーチ・アドミニストレーターのアルファベット頭文字からJURAと略称している。(資料8-31【ウェブ】)

教員の教育・研究に関する資質向上のために、大学における業務を一定期間免除し、国内外の教育・研究機関において研究活動に従事することができる長期研修制度として、サバティカル研修制度を整備している。2021(令和3)年度は4名、2022(令和4)年度は3名を派遣した。(資料8-32)

オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援は、各キャンパス事務室事務職員や情報センターの専門職員が対応している。例えば、浦安キャンパスでは、情報ネットワーク管理室が中心となって教員へのサポートを行っている。また、保健医療学部では、オンライン教育を実施する教員に向けてICT教育システム利用マニュアルの周知や説明会を適宜開催している。オンライン教育に不慣れな教員については、事前に教務課職員による機器操作説明を行い、授業内でも機器操作のサポートも実施している。

ダイバーシティ推進センターでは、女性医師・研究者に対し、子育て支援、研究支援、キャリア向上、ワークスタイル改革等の取り組みを実施している。2015(平成27)年度には、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(連携型)」に採択され、ダイバーシティを推進してきた。2022(令和4)年1月の事後評価は、「A」評価であった。本学では、働き方改革を推進する特任准教授の役職を設け、任期期間内に定員内の准教授就任を目指す女性上位職登用制度を整備した。2022(令和4)年度には、文部科学省「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(女性リーダー育成型)」に採択され、事業終了の2027(令和9)年度末までに女性教授・准教授を50名以上増やすことを目標としている。(資料8-33【ウェブ】)

本学では、近年、共同研究講座・寄付講座・産学協同研究講座の設置を積極的に推進している。その数は60を超え、国内有数となっている。本学の研究力の裏付けとなるものであり、色々な企業等とのコラボレーションによる新たな研究成果に繋がるものと考えられる。(資料8-34【ウェブ】)

以上のことから、本学は、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると評価する。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

【評価の視点】

1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学は、学術研究活動を行う上で研究者として守るべき行動の基準を明らかにし、自律的な行動を促すため「順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範」を制定している。学生を含む全ての研究者に対し、この規程において自らの主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として初めて社会的認知を得ることを理解させ、科学技術の発展には社会との対話が不可欠であるとし、研究者に科学と社会との健全な関係構築を促している。（資料8-35）

「順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範」に基づき、本学における公正な研究活動を推進するとともに、研究活動に係る不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の措置について必要な事項を定めた規程として、「順天堂大学における公正な研究活動の推進に関する規程」を制定している。（資料8-36）

本学では、研究者に利益相反の開示・報告を義務付け、利益相反マネジメント委員会により検討・審議を行う体制を構築している。なお、人を対象とする医学研究の実施時には、研究者に個人の収益等の当該研究に係る利益相反について自己申告を義務付け、医学系研究利益相反マネジメント委員会の審査を受けることを要する「順天堂大学医学系研究利益相反マネジメント規程」を制定している。（資料8-37）

人を対象とする医学系研究については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「本指針」という。）により求められている医学系研究の実施のため「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」を2021（令和3）年6月30日付で制定し、当該規程に関連するモニタリング・監査の手順書等を整備している。（資料8-38）

臨床研究においては、被験者の福利に対する配慮が科学的及び社会的利益よりも優先されなければならないことから、国が定めた倫理指針に基づき研究機関の倫理審査委員会が研究計画の適否について判断しなければならない。本学では、医学部・医学研究科に「順天堂大学医学部研究等倫理要綱」、「順天堂大学医学部医学系研究等倫理委員会規程」、「順天堂大学臨床研究審査委員会規程」、スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科に「順天堂大学スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科研究等倫理要綱」、「順天堂大学スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科研究等倫理要綱実施規程」、医療看護学部・保健看護学部・医療看護学研究科に「順天堂大学看護系大学院研究科及び学部に係る研究等に関する倫理委員会規程」、保健医療学部「順天堂大学保健医療学部に係る研究等に関する倫理委員会規程」、医療科学部に「順天堂大学医療科学部研究等倫理要綱」、「順天堂大学医療科学部研究等倫理委員会規程」、医学部附属病院に「順天堂大学医学部附属病院倫理委員会内規」を定め、各部門で倫理委員会を開催し事前審査を行うことにより、倫理的妥当性や安全性を確保している。医学部・医学研究科の外部委員は4名、スポーツ健康科学部・スポーツ健康

科学研究科の外部委員は2名、医療看護学部・医療看護学研究科の外部委員は1名・学部外委員2名（浦安病院教授・保健看護学部准教授）、保健看護学部の学外委員は1名・学部外委員1名（静岡病院教授）、保健医療学部の外部委員は2名、医療科学学部の外部委員は2名である。（資料8-39, 8-40, 8-41, 8-42, 8-43, 8-44, 8-45, 8-46, 8-47）

「動物実験に関する倫理」については、「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づき、本学における適正な動物実験管理を維持するために、「順天堂大学バイオサイエンス安全管理規程」、「順天堂大学動物実験等管理規則」及び「順天堂大学動物実験等部門委員会規程」を制定している。2020(令和2)年12月に、より適正な管理体制を構築するために、大学全体委員会と部門委員会の役割の明確化、学長と部門長の責務の明確化を図る等の見直しを行った。（資料8-48, 8-23, 8-49）

競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解させるため、コンプライアンス教育（機関の不正対策に関する方針及びルール等）を実施することが、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」で求められている。これを受けて本学では、2015(平成27)年4月1日付で「順天堂大学研究倫理に係る教育・研修要領」を制定した。ガイドラインにおいて推奨されている e-learning による研究倫理教育プログラム（一般財団法人公正研究推進協会の「APRIN e-learning プログラム」及び独立行政法人日本学術振興会（JSPS）の「研究倫理 e-learning コース（eL CoRE）」）を導入し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し受講を義務としている。全ての構成員には、大学院生、学部学生も含まれる。例えば、大学院医学研究科では「APRIN e-learning プログラム」を導入しており、各課程・学年にて設定した大学院低学年コース及び大学院高学年コースの受講を必須としている。大学院スポーツ健康科学研究科では、全大学院生を対象に、「APRIN e-learning プログラム」もしくは「eL CoRE」の受講を義務付けている。大学院医療看護学研究科では、「APRIN e-learning プログラム」を導入している。学部学生は、授業において必須項目を含む研究倫理教育で研究倫理教育プログラムの受講に替えているが、e-learning 受講を推奨している。同要領は、2019(令和元)年8月、「順天堂大学研究倫理教育に関する実施要領」に改正している。（資料8-50）

順天堂大学特定臨床研究等監査委員会を設置し、順天堂医院における全ての特定臨床研究等が適切に実施されるために必要な審議、調査等を行っている。特定臨床研究等の実施に関し、不適切な行為等が判明した場合には、関係者の処分、再発防止策の策定等必要な是正措置を講ずることが「順天堂大学特定臨床研究等監査委員会規程」において定められている。（資料8-51）

各学部・研究科では、研究倫理も含め、倫理教育について、計60の授業科目を開講している。（資料8-52）

医学研究科では、「順天堂大学大学院医学研究科・研究ガイドライン」も整備し、大学院における研究倫理の普及・啓発を図っている。（資料8-53）

以上のことから、本学は、研究倫理に関する各種規程を整備して各部門で倫理委員会を開催するとともにコンプライアンス教育及び研究倫理教育も行っており、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると評価する。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、毎年度、大学・各学部・研究科・管理部門等の単位で、(公財)大学基準協会の大学基準に準拠し、内部質保証の推進に必要な自己点検・評価を行っている。教育研究等環境の適切性は、各学部・研究科、大学キャンパス・ホスピタル再編事業事務局、施設部、研究戦略推進センター、革新的医療技術開発研究センター、管財課、学術メディアセンター、本郷地区情報センター及び大学評価支援室において、それぞれ根拠資料に基づく点検・評価を行っている。点検・評価の結果、認識された問題点については、当該部署を中心に改善に取り組み、次年度末までに内部質保証推進委員会委員長宛に改善状況報告書を提出することとしている。問題点及び改善状況は一覧表にまとめられ、毎年度、自己点検・評価運営委員会及び内部質保証推進委員会で検証された後、学長に報告される。学長は更なる改善が必要な場合には、必要な指示を出すという仕組みになっている。近年、改善した実例のうち主なものは次の通りである。

事業継続計画(BCP)に則り、建物非構造部分の耐震化が進み、災害発生時の緊急対応について、企業との協力協定が締結された。バリアフリー対応として、車椅子対応の動線整備及びトイレ環境整備が進められ、本郷・お茶の水キャンパスでは、再編事業によりすべての建物についてバリアフリーアクセス及びトイレ環境整備が完了した。さくらキャンパスでも新講義棟が完成し、同様のバリアフリー環境が整備された。また、COVID-19の影響で、遠隔講義用Web会議の活用が進み、教室内の機器整備や各種マニュアル整備が行われ、各種操作説明会も開催された。入学定員増を行った学部では、新講義棟、教室、屋内体育施設等の整備が進められた。(資料2-14, 2-18, 2-50, 2-33)

《大学キャンパス・ホスピタル再編事業について》

再編事業の有効性や適切性は、理事長を議長とする再編事業推進会議(隔月1回開催)により検証が行われている。また、理事長を議長とする大学運営連絡協議会にて、事業の進捗にあわせて検証が行われている。学内広報誌「順天堂だより」や「事業報告書」等においても、進捗状況が報告されている。点検・評価により、教育研究環境が充実された実例として、最も大きいのは、再編事業である。本郷・お茶の水キャンパスでは、延べ床面積の拡張はもとより、機能面の大幅な改善が図られ、環境性能に優れた新研究棟及び病院建物が整備されている。(資料3-2【ウェブ】)

《施設・設備の維持管理について》

施設・設備の増減に対応する維持管理方針と必要な保守契約について毎年度見直しを行い、これに基づく施設・設備維持管理業務委託仕様書を作成している。

業務委託による施設・設備の維持管理状況については、日々の報告(日報)により精度管理をしている。また、実施状況について業種別業務委託評価委員会メンバーによる多面評価を毎月行い、業務の質の向上を図っている。

施設設備の維持管理は、予防保全を原則としているが、故障や破損の発生による影響が少ない設備については、事後保全としている。なお、施設の破損、設備の故障については発生

の都度、速やかに修理する体制が整っている。

《教育研究環境及び ICT 教育研究基盤整備について》

適正な研究遂行のために、「順天堂大学研究倫理に係る教育・研修要領」を「順天堂大学研究倫理教育に関する実施要領」に改正し、研究倫理教育の徹底を図るために研究倫理教育プログラム（「APRIN e-learning プログラム」又は、独立行政法人日本学術振興会（JSPS）の「研究倫理 e ラーニングコース（eL CoRE）」）の受講を義務化し、研究に従事する教職員の履修状況を確認している。（資料 8-50）

URA による研究支援業務は、支援実績を取り纏め研究戦略推進センター長（学長）へ報告されている。URA 活動報告書 2014-2019 をホームページへ掲載している。（資料 8-54【ウェブ】）

軽井沢研究戦略会議においては、URA の研究支援活動を振り返り、本学の研究力強化に向け、研究戦略推進センター研究戦略室長を中心に研究戦略推進センター、企画調査室、情報戦略・IR 推進室、情報センターにより戦略的検証を行っている。（資料 8-55）

研究環境に関しては、引き続き、大型機器導入後の利用状況について、冊子「研究施設の概要」に取り纏めることにより点検・評価していくことを確認した。（資料 3-4）

ICT 教育研究基盤整備については、本郷地区情報センターを中心に、点検・評価を行い、必要な整備を行っている。教室の AV 制御システムの更新、ハイブリッド型授業への対応、ネットワーク回線の増強等を行っている。

《各学部・研究科における教育研究等環境》

教育・研究用機器の購入にあたっては、講座等から申請された機器について、教務委員会、研究委員会等で審査・選定を行い、教授会における審議・報告、学部長決裁等を経て、購入している。教育研究環境の適切性は「学生生活実態調査」等における学生からの意見・要望を参考にして、学生部委員会等で検証している。（資料 8-56）

以上のことから、本学は、毎年度、教育研究等環境の適切性に関する点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に向けた取り組みを行っていると評価する。

（2）長所・特色

《大学キャンパス・ホスピタル再編事業について》

大学キャンパス・ホスピタル再編事業は、2021(令和 3)年度で 14 年が経過し、当初方針のとおり原資を手元資金で賄うことにより、財務状況に影響を与えることなく順調に推移している。本郷・お茶の水キャンパスにおいては、当初の計画の通り整備事業が完了して、延床面積は、1987(昭和 62)年度の本館（1 号館）建設前に比し、2021(令和 3)年度には、約 3 倍以上となった。また、新研究棟（A 棟：現 7 号館）は、大学施設として国内初の LEED-New Construction 版・プラチナ及び CASBEE-建築 S ランクのダブル認証を、新病院（B 棟）も国内初の LEED- New Construction-Healthcare 版・ゴールド認証を取得した。建て替えた本郷・お茶の水キャンパスの大学施設、医療施設とも世界的に優れた環境面で高いアドバンテージを持つ施設として認められ、健康総合大学として、カーボンニュートラルを始めとした地球環境への取り組みの実績となっている。

今後について、本学が活用事業者を選定された本郷旧元町小学校跡地計画が進んでおり、

文京区と基本協定を締結し、基本設計に着手している。(資料8-3【ウェブ】)

《施設・設備の維持管理について》

中長期の省エネ投資により、単位床面積当たりのエネルギー使用量=CO₂排出量は減少している。省エネを更に推進するために、PDCA サイクルに基づく検証を行っている。細部におたる実施検証データを基に計画の再検討を行い、投資効果の最適化を図る。また、照明のLED化、熱源の高効率化、動力のインバーター制御化等ハード面の省エネ投資を継続するとともに、使用者への啓蒙を進めている。昨今の COVID-19 対応として、窓開け換気や換気量確保のため、空調負荷の増大が著しく、厳しい状況が続いているが、2021(令和3)年には本郷・お茶の水キャンパスでCNL(カーボンニュートラルLNG)を導入し、森林吸収量との相殺によるCO₂排出量の削減を図った。(資料8-57, 8-58)

大学キャンパス・ホスピタル再編事業により本郷・お茶の水キャンパスの大学用途建物群における主要建物の耐震化は完了した。2021(令和3)年9月にはセンチュリータワーの非構造部材耐震化工事に着手し、2022(令和4)年8月に完了した。(資料8-59)

《教育研究環境及び ICT 教育研究基盤整備について》

競争的資金の獲得戦略の立案、補助金の申請書作成、研究成果の広報等の業務を研究者と連携して行う URA の採用により、研究者の研究活動時間の確保と科学研究費助成事業をはじめとした公的研究費等の外部資金の獲得に効果を発揮している。本学の研究力が強化されてきた背景には、学長のリーダーシップによる全学的な研究支援組織の整備が挙げられる。例えば、2017(平成29)年度には、健康総合科学先端研究機構を整備し、文部科学省私立大学研究ブランディング事業の2プロジェクトの推進のために同機構に URA を配置し、URA による事業体制としたことである。また、法人として継続した基礎的・基盤的研究への財政支援と人的支援も背景として挙げることができる。財政支援においては、「学長プロジェクト研究費」等のプロジェクト研究費補助が、科学研究費助成事業等の競争的研究資金の獲得増に繋がっている。人的支援においては、研究支援人材として、URA(5名)を配置していることに加え、大学院附置研究センター・研究所の優秀な若手人材を特任助教としての任用、各センターでのポストクの雇用、更にリサーチ・アシスタント(RA)及び研究補助者を採用し、研究基盤の強化を図ってきた。今後も、URA を中心とした研究支援体制を強化し、教育・研究・医療分野における次世代の担い手となる研究者輩出を可能とする研究支援体制の整備を図る。

本学の女性研究者支援の成果として、採択件数が400件以上ある大学のうち、科学研究費採択件数に占める女性比率では、本学は2022(令和3)年度までの過去8年間は1位であり(27~32%)、女性研究者にとって研究に取り組みやすい環境が整備されていると言える。今後も、ダイバーシティ推進センターを中心とした各種支援を継続し、環境整備に努めていきたい。

共同研究講座・寄付講座・産学協同研究講座の設置は、研究の質を示す1つの指標と考えられる。本学は、近年、共同研究講座・寄付講座・産学協同研究講座の設置数を増やしており、その数は60を超え、国内有数となっている。今後も、この流れを継続し、色々な企業等とのコラボレーションによる新たな研究成果に繋げていきたい。

各学部・研究科では、それぞれの教育・研究環境整備に関する方針に基づき、ICT 教育研究やアクティブラーニングを推進する環境整備が進められている。例えば、医学部では、2016(平成28)年度より e-learning システム「manaba」を導入した。2017(平成29)年度より、

3年生の基礎ゼミナールにおいて、研究倫理を学習するため、APRIN e-learning プログラムの受講を必須にした。2015(平成 27)年度に開設された「Juntendo Medical & Technology Simulation Center」では、最先端のシミュレーション機器ソフトを用いて、シミュレーション教育に取り組んでいる。スポーツ健康科学部では、2017(平成 29)年度に新しい体操競技場(Ogawa Gymnastics Arena)が竣工し、競技中の映像を解析するシステムを整備している。アスリートのコンディショニング管理、メディカルチェック等の実習が可能になっている。2021(令和 3)年 3 月に竣工した新講義棟(3号館)教室には、「ワイヤレスプレゼンツール」や学生の持ち込んだパソコン・タブレット・スマートフォンから映像や WEB サイト、写真、資料をワイヤレスでディスプレイやスクリーンへ簡単に表示できる「ビジュアルコラボレーションツール」を導入している。医療看護学部では、災害時看護、分娩介助、産科救急、妊婦ケア演習、乳児の集中治療・ケア等、周産期医療・小児救急医療についての様々な状況をリアルに再現した高度なシミュレーショントレーニングが行える教育研究システムを整備している。保健看護学部では、2020(令和 2)年度に、ビジュランクラウド(映像教材を利用した動画配信サービス)を取り入れ、学内演習や臨地実習の補助教材としても活用し、予習、復習及び主体的な学びを支援している。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学の「教育研究等環境の整備に関する方針」はホームページに掲載しており、本方針に沿って教育研究環境の整備が進められている。大学キャンパス・ホスピタル再編事業は、順調に進捗し、当初計画されていた本郷・お茶の水キャンパスの事業は完了した。再編事業により、延床面積は、大幅に拡張され(約3倍以上)、世界的に評価される環境性能に優れた大学建物・病院建物が整備された。特に、新研究棟(A棟:現7号館)は国際的な研究教育拠点として整備され、6~12階のフロアにあたるオープンラボは、研究者の交流が自然に生まれ、新たな研究に繋がることを意図して設計されている。大学の校地・校舎面積は大学設置基準を満たし、建物の構造耐震化は完了している。ICT化教育基盤整備も進んでおり、学術メディアセンター(図書館)、学術情報サービスの充実が図られ、学生・教員の利便性は向上している。

文部科学省補助金を活用して、最先端の装置・設備を導入しており、持続的に教育研究成果を生み出せるよう環境を整えている。URA等の研究支援専門職を配し、研究者が研究に専念できる体制を整備している。TAやRAを雇用する等、教育研究支援体制の整備も進めている。各種プロジェクト研究が公募され、共同研究を推奨する仕組みが出来ている。研究倫理に関する各種規程が整備され、学内審査が適切に運営されている。

教育研究等環境の適切性については、「大学キャンパス・ホスピタル再編事業」、「施設・設備の維持管理」、「教育研究環境及びICT教育研究基盤整備」等の項目で、毎年度、全学的な自己点検・評価を行っていることに加え、各々所管する会議・委員会等で点検・評価を行い、その結果を改善・向上に結び付けている。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

【評価の視点】

1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

本学は、以下のとおり、「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、ホームページ（「各種方針」）に掲載し、学内で共有するとともに社会に対しても明示している。学是「仁」と理念「不断前進」に基づき、国際的研究・教育拠点として、地域社会、産業界、国際社会等との幅広い連携活動を展開し、教育・研究・臨床の成果を広く社会に還元することにより、社会連携・社会貢献・国際協力を積極的に推進していくことを基本方針としており、「社会連携」、「産学官連携」、「国際社会への貢献」の項目について、それぞれ方針を纏めている。（資料9-1【ウェブ】）

《社会連携・社会貢献について》

社会連携・社会貢献については、以下の方針を明示している。

- ・本学の教育・研究・臨床成果及び人的資源等を活用して地域社会との連携活動を推進し、地域社会の持続的発展に貢献するとともに、本学における教育研究活動の活性化を図ります。
- ・法人直轄組織として社会連携推進室、各キャンパス及び各医学部附属病院に社会連携推進室分室を置き、社会連携の推進を図ります。
- ・各学部・研究科は、自治体等と連携協力して、地域住民に対する公開講座・公開講演会・スポーツイベント・健康教室等を充実させ、生涯学習の要望に応じていきます。
- ・医学部附属病院群は、高度先進医療を積極的に実践するとともに、地域医療の中核病院としての役割を果たします。具体的には、各病院の特色に合わせて次のような取組みを推進します。①日常診療におけるスムーズな病病連携、病診連携の推進、②地域の医療従事者への医療情報の提供、③医師会や自治体主催の講演会等への講師派遣、④地域住民に最新の医療情報等の学習機会を提供する市民公開講座・研修会の開催
- ・高大連携活動を積極的に展開し、高校生に対して大学で学ぶ意義や大学での学修に必要な能力・態度についての理解を深めるよう取組みます。

社会連携に必要な事項は、「学校法人順天堂社会連携推進室運営規程」に定めている。また、各学部及び大学院研究科でも、社会連携・社会貢献に関する方針を個別に定めており、それぞれのシラバス、学生募集要項やホームページ等に公表・明示している。（資料9-2, 9-3）

《産学官連携について》

産学官連携については、以下の方針を明示している。

- ・産学官連携活動を促進するため、革新的医療技術開発研究センター及び研究戦略推進センターの体制を強化し、次の方策を実施します。
- [革新的医療技術開発研究センター]
- (1) 社会実装を目指した実用化研究を活性化させるため、オープンイノベーションを推進します。
 - (2) SDGs、カーボンニュートラルの活動に貢献するヘルスケア分野の国際共同研究を推進します。
- [研究戦略推進センター]
- (1) 企業・他大学・研究機関等との連携活動に積極的に取組み、研究成果を社会に還元します。
 - (2) 寄付講座、共同研究講座及び産学協同研究講座の設置や共同研究・受託研究のより一層の外

部資金・人材受け入れに努め、教育研究の活性化・多様化を図ります。
 (3)研究倫理に関するルールに基づいた適正な研究の遂行と研究費の適正管理に努めます。

「順天堂大学産学官連携ポリシー」では、教育と研究という基本使命に加えて、研究成果の社会還元を第三の使命とし、本法人における産学官連携活動の活性化を図る方針を明示している。研究戦略推進センター内の「産学官研究連携推進室」を中心に産学官連携を推進している。(資料9-4【ウェブ】，8-21)

「順天堂大学革新的医療技術開発研究センター管理運営規程」では、本学の研究開発の推進及び革新的医療技術を実用化まで導く研究活動の発展を図る方針を明示している。また、オープンイノベーションプログラム GAUDI (Global Alliance Under the Dynamic Innovation)のホームページ等に、ライフサイエンス分野における研究開発の促進と開発シーズの社会実装化を使命とし、企業や他大学等、学内外を対象とした研究開発支援に取り組む方針を公表・明示している。(資料8-22, 9-5)

《他学との連携について》

他学との連携については、他の大学及び高等学校との間で教育・研究等に関する連携協定を個別に締結し、そのなかで連携・協力に関する具体的な方針を定めている。なお、連携協定締結先の数は、大学間は延べ50校を超え、高大間は9校となっている。(資料9-6【ウェブ】)

《国際社会への貢献について》

国際社会への貢献については、以下の方針を明示している。

「順天堂大学国際化ビジョン」に基づき、以下の取組みを行います。

(教育活動の国際化)

1. 国内外の高等教育機関との連携を図り、若手研究者の海外派遣や学生の留学に向けたプログラムの充実と支援体制の強化を図ります。
2. 外国人教員や留学生の受入れを拡大し、協働して学びあう教育環境の充実を図ります。
3. 異なる言語や多様な文化をもった国内外の地域やコミュニティとの教育的な連携を強化します。

(研究活動の国際化)

1. 国内外の大学・研究機関等との研究ネットワークを強化し、基礎臨床融合・異分野連携研究を始めとする共同研究を拡大することによって研究の高度化・深化を図ります。
2. 国際的研究拠点に相応しい研究環境の整備や臨床研究拠点としての大学病院群の機能の充実を図り、産学官の有機的な連携をもってイノベーションの創出に取組みます。
3. 本学の独創的な研究成果等を国際学術誌等に速やかに公開するとともに社会への還元を進めるため国際シンポジウム等を積極的に開催します。

(学内体制の国際化)

1. 国際交流センターが中心となり、教育・研究の国際戦略を企画立案し、全学的な組織体制を強化します。
2. 本学に在籍した留学生・研究者等の海外ネットワーク組織の強化を図ります。
3. グローバル化に対応する教職員の育成を図ります。
4. グローバル・リーダーシップ育成推進奨学金により若手研究者等の海外留学等を推進し、国際的に活躍する人材の輩出に努めます。

教員及び学生の国際交流や国際共同研究・教育等具体的な業務については、「順天堂大学国際交流センター運営規程」に基づき「国際交流センター」がその役割を担っている。(資料9

－7, 9－8)

以上のことから、本学は、「健康総合大学・大学院大学」としての使命と地域社会のニーズを踏まえ、社会連携・社会貢献に関する方針を適切に明示していると評価する。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。

【評価の視点】

- 1：学外組織との適切な連携体制
- 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究の推進
- 3：地域交流、国際交流事業への参加
- 4：社会連携・社会貢献において、COVID-19 への対応・対策を行ったか

《社会連携・社会貢献について》

自治体との連携については、東京都文京区をはじめ、千葉県内では佐倉市、成田市、酒々井町、白井市、印西市、習志野市、栄町、浦安市、富里市の9自治体、静岡県では三島市、伊豆の国市の2自治体、他に埼玉県川口市、愛知県東郷町、愛媛県砥部町及び岩手県遠野市と連携協定を締結し、教育の振興、スポーツの発展、健康支援等、地域社会の発展に寄与することを目的とした取り組みを継続的に実施している。

連携協定を締結した自治体とは、大学の社会連携推進室、各キャンパス及び附属病院に設置されている社会連携推進室分室が連絡を取り合い、必要に応じて連絡協議会等の場を設け、自治体の要望等に対応している。各キャンパス及び附属病院を拠点に公開講座等への講師派遣、自治体イベントへの参加等による地域住民との交流、地域貢献活動、スポーツ教室等の開催が活発に行われ、地域に根付いた事業となっている。

各学部・研究科及び附属6病院では、公開講座・シンポジウムの開催、見学会の実施、ボランティア活動等、積極的に展開している。特に、COVID-19 への対応に関連して、附属6病院では、率先して多くの患者を受け入れ、治療にあたっている。(資料9-9)

近年では、COVID-19 感染拡大という状況に鑑み、公開講座や運動教室等は、オンライン配信やオンデマンド配信、又は感染対策を徹底の上、人数制限を設ける等の対策をとり、対面で実施した。対面式とオンラインを活用するハイブリッド方式等も取り入れ、適宜、状況や対象者に合わせて最善と考えられる方法で実施している。

《産学官連携について》

産学官連携については、2013(平成25)年度から2014(平成26)年度にかけて、COI-T(トライアル)拠点として採択された文部科学省「研究成果展開事業 センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム」の活動が評価され、2015(平成27)年度には、本学と立命館大学との連携拠点が、COI 拠点に選定された。2021(令和3)年度が最終年度となった。本プログラム(運動の生活カルチャー化により活力ある未来をつくるアクティブ・フォー・オール拠点)では、「空間価値を変える新しいスポーツ健康技術(スマートウェア技術、空間シェアリング技術、運動誘導/継続技術)」(立命館拠点)と、寝たきりゼロを目指す「ロコモの見える化と予防法の開発」(順天堂拠点)の実現を目指し、連携企業、協力企業等と産学連携の取り組みを推進し、10年後の社会実装化を目指し、バックキャストしながらCOIプロジェクトの取

り組みを行った。JST（科学技術振興機構）によって行われた事後評価が2022(令和4)年3月に公開され、総合評価ランクは「A」であった。拠点成果物の実装化として、立命館拠点の成果物「指向性スピーカー」を、協力企業との共同研究の一環として医療現場（順天堂医院）へ試験導入した。プログラム終了後は、リリースした製品やサービスについて医療現場や社会での実装を継続していく。（資料9-10【ウェブ】）

個別企業・団体等との間においても、次のとおり連携協定を締結し、それぞれの分野において共同研究等の取り組みを展開している。

- (1) 国立研究開発法人理化学研究所：2012(平成24)年4月26日付で、相互の研究能力と人材を活かし、国内外の学術及び技術の振興と有為な人材の育成に資することを目的として、連携基本協定を締結した。本協定に基づき、順天堂大学の豊富な医療実績、臨床現場からのニーズと理化学研究所のシーズを活かして、多くの共同研究を実施している。（資料9-11）
- (2) 花王株式会社：2015(平成27)年6月2日付で、「健康を科学する」という共通テーマのもと、両組織の連携・協力関係を推進するために、研究包括契約を締結した。本契約に基づき、社会のニーズに即した革新的な技術開発とその早期実用化を推進し、グローバルなイノベーションの創出を目指し、7号館12階オープンイノベーションラボを拠点に共同研究が進められている。（資料9-12）
- (3) 東急不動産株式会社：2015(平成27)年10月29日付で、包括的連携協定を締結した。本協定により、本学と東急不動産は互いが有する資源を有効に活用し、相互の発展を通じて我が国が全世界に先駆けて直面する超高齢社会の課題を解決する新たなプログラムを構築し、健康長寿社会の実現を目指す共同研究が進められている。（資料9-13）
- (4) 公益財団法人日本サッカー協会：2020(令和2)年11月17日付で、スポーツ競技水準の向上、スポーツを通じた地域活性化及び人々の健康増進を実現し、スポーツ文化の発展を図るため、包括的連携に関する協定を締結した。（資料9-14）
- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）：2021(令和3)年3月24日付で、両者がそれぞれの特色を活かして、人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、相互に連携・協力することにより、日本のスポーツ振興、スポーツ医・科学研究等の発展に資するとともに、スポーツにおける好循環に関わる先導的な役割を果たすことを目的に包括連携協定を締結した。（資料9-15）

2014(平成26)年6月23日、一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と、連携協定を締結し、大会に向け様々な取り組みを進めた。具体的な事例として、公開講座、事前キャンプの受け入れを想定した大学施設の開放、オリンピック・パラリンピックに関わる体験会やスポーツ教室の実施等がある。オリンピック選手への育成・強化、監督・コーチ及びサポートスタッフの輩出、キャンプ地誘致活動への協力・支援等を行った。また、同組織委員会からの要請に基づき、医学部附属病院の協力を得て、5つの競技会場に、会場医療責任者3名、同副責任者3名、会場医療事務責任者1名及び多くの医療スタッフ（医師・看護師）を派遣した。これにチーム帯同ドクターや選手村に派遣した医療スタッフを加えた合計の派遣人員は253名に上り（医師125名、看護師113名、その他15名）、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全で着実な実施に貢献した。

2019(平成31)年3月に「UNIVAS」大学スポーツ協会が発足し、本学は発足時から「UNIVAS」

に加盟した。本学は「UNIVAS」とともに学びの環境を充実させ、安心して競技に取り組めるようサポートしている。また、「大学スポーツを通じた地域貢献、地域活性化」、「スポーツ教育の推進」、「スポーツ科学の研究とその成果の社会還元」に取り組んでいる。2021(令和3)年度から、これまでの運動部運営委員会を発展的に解消し、スポーツ推進支援センター運営委員会を設置して、各運動部の強化のみならず、地域貢献等への取り組みも拡充している。

奨学目的の寄付を有効に活用した寄付講座や共同研究の基盤となる共同研究講座を設置して、教育研究の豊富化や活性化を図っている。人材養成とともに共同研究を通して産学官連携の強化を図り、研究成果の社会実装化を目指している。近年は、積極的な産学官連携活動により、寄付講座や共同研究講座の設置数を急速に増やしており、2021(令和3)年度には共同研究講座48件(うち産学協同研究講座1件)、寄付講座13件の計61講座が設置されている。設置状況は、事業報告書「寄付講座・共同研究講座・産学協同研究講座」の項目にまとめている。(資料3-2【ウェブ】)

学内外の研究開発シーズの社会実装を推進するため、オープンイノベーションプログラム GAUDI を2019(令和元)年に発足した。学内外のエキスパートとも連携し、ワンストップで支援を実施している。発足以来累計で150件以上の研究開発相談を受け、GAUDIが支援した結果、現時点で、特定臨床研究又は治験を目指すシーズが13件、共同研究講座を設置し開発研究を進めるに至ったシーズが3件、更に企業導出等に至ったシーズが2件創出されている。

(資料8-27【ウェブ】)

《他学との連携について》

他の大学及び高等学校との間においても、次のとおり連携協定を締結し、それぞれの協定に基づき、教育・研究等の推進に取り組んでいる。

- (1) 早稲田大学：医学と建築学の融合を図り、次世代環境医療、エコキャンパス・ホスピタル及び病院建築に関する研究を推進するため、2009(平成21)年3月に研究協力協定を締結した。4つのテーマのうち3テーマは、研究成果を新病棟において実現させ終了した。現在は感染環境制御をテーマに、定例的に共同研究会を開催し共同研究を推進している。(資料9-16, 9-17, 9-18)
- (2) 学校法人女子美術大学：2015(平成27)年5月20日付で、連携・協力に関する基本協定を締結した。同校の創立者の一人で、校主であった佐藤志津は、順天堂第二代堂主佐藤尚中の実の娘であり、第三代堂主佐藤進の妻であった。佐藤志津が亡くなった後は、佐藤進が校主・校長に就任し、その後、第四代堂主佐藤達次郎が同校の理事長、学長を務める等、同校とは歴史的に強い結びつきがある。芸術・癒し・デザインの分野に秀でた同校と、医療・健康・スポーツの分野に強みを持つ本学が協定を結んだことで、ヒーリングアート・癒し・スポーツメンタル等を切り口とした様々な分野、領域での連携協力や新たな取り組みが期待される。本協定に基づいて創設された「佐藤志津・小川秀興賞」の授与式を、毎年度挙行している。この賞は、女子美術大学卒業制作作品の中から優れた作品を表彰するもので、受賞作品はヒーリングアートとして、順天堂医院等に展示されている。(資料9-19)
- (3) 電気通信大学・星薬科大学：2016(平成28)年12月1日付で、3大学の「URA」(University Research Administrator) 人材の交流を契機とした、学術連携交流に関する3大学連携協定を締結した。各大学の異なるブランド領域(順天堂大学における医学、電気通信大学における工学、星薬科大学における薬学)を、URA人材を活用して異分野連携を促進するた

めの組織的連携関係を構築している。2020(令和2)年12月9日には、3大学の共同研究の進捗報告とシーズ探索を目的とした、「順天堂大学・星薬科大学・電気通信大学 三大学合同フォーラム」を開催した。更に、2021(令和3)年3月2日に「順天堂大学・星薬科大学・電気通信大学 第2回 三大学合同フォーラムー異分野融合に向けた領域探索ー」、2022(令和4)年3月7日に「順天堂大学・星薬科大学・電気通信大学 第3回 三大学合同フォーラムー異分野融合に向けた領域探索・テーマ「睡眠」ー」を開催した。COVID-19への対応・対策として三大学合同フォーラムはオンラインで実施した。(資料9-20, 9-21)

- (4) 立命館大学：2015(平成27)年10月6日付で、研究・教育内容の充実と学術・文化の発展及び科学技術の高度化を図ることを目的とした学術交流に関する包括協定を締結した。両大学は、2013(平成25)年度に開始した「革新的イノベーション創出プログラム(COI STREAM)」のトライアル拠点として選定を受け、10年後を見通した革新的な研究開発課題を特定し、既存の分野・組織の壁を取り払い、企業・大学だけでは実現できない革新的なイノベーションを産学連携で実現する取り組みをスタートさせた。2015(平成27)年度には、分野・領域が共通するトライアル拠点の統合により、本学と立命館大学の統合拠点がスタートした。順天堂・立命館拠点は両機関の強みを活かし、「スポーツ・健康」と「セルフケア・医療」の融合により、健康寿命の延伸を図り、全ての人々をアクティブな状態へ誘導する「アクティブ・フォー・オール」による取り組みを自治体、参画企業と共に、常にバックキャストしながら拠点事業の社会実装を図っている。成果として、立命館拠点の成果物「指向性スピーカー」を医療現場(順天堂医院)へ試験導入した。(資料9-22)
- (5) 明治大学：2015(平成27)年12月18日付で、教育・研究活動の交流と連携の推進を目的とした大学間交流に関する包括協定を締結した。本学と明治大学は、2002(平成14)年7月から、首都大学院コンソーシアムでの単位互換協定や教員の連携による共同研究等の取り組みを行っている。本協定の締結により、これらの連携を更に推進・発展させ、教職員及び学生の交流や施設の相互利用等を通じて両大学の教育研究力の更なる向上を図るとともに、医学部を有する本学と法・理工・農学部を有する明治大学が互いの特長を活かして社会に貢献していくことを目指す。また、図書館の相互利用や、明治大学公開講座「江戸・明治期の医学・医療の歴史」への講師派遣を行っている。(資料9-23)
- (6) 東京藝術大学：2016(平成28)年3月23日付で、教育研究・人材交流・社会貢献・国際交流等の一層の充実と質の向上を図り、学術研究の発展と有為な人材の育成に寄与することを目的とした連携・協力に関する包括協定を締結した。音楽セラピー等の共同研究の推進や、解剖・病理分野と美術解剖学における連携、順天堂医院におけるホスピタルアート・ヒーリングアートの展開等、両大学の保有する世界最高水準の教育・研究資源の有効活用を図るとともに、「医学・医療と芸術の融合」による相乗効果を最大化することで、医学・芸術両分野の更なる発展を目指している。2020(令和2)年7月に、立命館大学との3学で共同開発した運動誘導アプリ「バイオシグナルアート」をプレスリリースした。(資料9-24)
- (7) 大学院の連携について、本学大学院医学研究科では、従来より、複数の大学院との間で交流・協力を通じて教育研究の充実を図るため、大学院学生が相互に必要な研究指導を受けることを目的とした「特別研究生交流協定」を締結している。これまでに、東京大学大学院、京都大学大学院、北海道大学大学院、千葉大学大学院、鹿児島大学大学院、横浜市

立大学大学院、福島県立医科大学大学院、長崎大学大学院、東京医科歯科大学大学院、岡山大学大学院等と、それぞれ特別研究学生交流協定を締結した。

- (8) 高大連携については、国際教養学部の開設を機に 2015(平成 27)年に昭和第一高等学校、神田女学園高等学校とそれぞれ教育提携協定を締結した。その後、2017(平成 29)年には佐久長聖高等学校、2020(令和 2)年には東京女子学園高等学校(現校名 芝国際高等学校)、2021(令和 3)年には吉祥女子高等学校、恵泉女学園高等学校と締結する等、9つの高等学校と連携協定を締結している。生徒を招いての大学・施設の見学会や講義・ゼミナールの聴講会を適宜実施しており、また本学の教職員も出張講義や大学説明会で高等学校に赴く機会も増加している。提携先の高等学校から本学に入学する生徒は概ね学習意欲が旺盛であり、将来に対する目的意識を持ちながら課題に取り組む様子が窺える。今後もこれらの相互の交流を通じ、生徒の視野を広げ学習水準を高めるとともに、教育内容等への理解を深め、大学教育と高等学校との連携を図り、互いの教育の更なる活性化を目指していく。

《国際交流について》

国際交流については、大学を挙げて積極的に推進し、2022(令和 4)年 7 月末現在の大学間における国際交流協定校は、27 カ国/地域・79 機関となっている。(資料 9-25)

海外の大学等との連携活動実績は、次のとおりである。

- (1) 2020(令和 2)年 11 月 20 日、本学と国際協力機構(JICA)は、保健医療分野等の連携協定を締結した。本協定は、途上国における保健医療分野等の支援を強化するため、より包括的な連携を目指し、SDGs(持続可能な開発目標)ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」に貢献することを目的としている。成果として、大学院医療看護学研究科に秋入学制度を活用した留学生対象のコースを開設した(博士前期課程「グローバルナーシングコース」、博士後期課程「グローバルナーシングリーダーシップコース」)。(資料 9-26)
- (2) 2013(平成 25)年度から、東京医科歯科大学と相互協力体制を構築し、両校の留学生の日本文化交流や日本語教育事業を共同で実施している。(資料 9-27)
- (3) COVID-19 の影響により、大学間交流イベントはオンラインにて実施された。(資料 9-28)

2014(平成26)年度に、医学部の外国人学生及び短期研修生の受け入れ増を視野に入れ、従来の英語版ホームページ(トップページ)のリニューアルを行った。既存の内容についてサイトのデザインを含めて順次更新を進めたところ、公開直後より、医学部での短期研修を希望する海外の学生・医師からの照会が数多く寄せられた。以降、受入数は増加傾向にあり、2018(平成30)年度の医学部短期研修生受入数は、377名と前年度から大幅に増加した。しかし、COVID-19感染拡大の影響により日本国内への入国制限が実施されたことに伴い、2020(令和2)~2021(令和3)年度の受け入れは大幅に減少した。(資料 9-29)

COVID-19 の感染拡大に伴う、政府及び文部科学省の方針により、本学においても教職員の海外出張、学生の海外渡航・受け入れを制限した。多くのイベントはオンラインで実施され、受け入れ学生数が大幅に減少することとなった。

上記の他、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の影響で教育や研究を継続することができなくなったウクライナの学生や研究者を受け入れ、教育や研究の機会を提供している。2022(令和 4)年 7 月から 3 か月または 1 年間の予定で、学生、研修医、研究者、計 18 名を受入れている(2022(令和 4)年 6 月 29 時点)。支援内容は、渡日・帰国に必要な往復航空券、本学の寮の無償提供、生活支援金(月額 6 万円)、授業料の不徴収である。学生は、医学部の見

学型臨床実習（ダビンチ手術見学、成果報告会等）、医学部の1年生英語クラス、保健医療学部の医療英会話セミナー等へ参加している。2022(令和4)年8月には国際シンポジウム「FIGHT FOR LIFE, HEALTH AND FUTURE:UKRAINIAN HEALTHCARE SYSTEM IN RUSSIAN-UKRAINIAN WAR」をオンラインで開催し、世界各国から約500名参加した。(資料9-30)

《その他の社会貢献活動について》

本郷・お茶の水キャンパスのセンチュリータワー17階にある「日本医学教育歴史館」は、順天堂創立175周年記念事業の一環として開設され、日本の医学教育の歴史を資料等により検証できる本邦初の常設展示施設である。2019(令和元)年度まで一般公開（火・木曜日）していたが、2020(令和2)年度以降、COVID-19の感染拡大を受けて一般公開を中止している。(資料9-31【ウェブ】)

以上のとおり、本学は、方針に基づき、各組織が自治体や企業等の学外機関と連携し、公開講座・シンポジウム・スポーツ教室等の開催、共同研究の推進、地域交流、国際交流等を行い、教育研究成果を社会に還元していると評価する。

**点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

【評価の視点】

- | |
|--|
| <p>1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価</p> <p>2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p> |
|--|

本学は、毎年度、大学・各学部・研究科・管理部門等の単位で、(公財)大学基準協会の大学基準に準拠し、内部質保証の推進に必要な自己点検・評価を行っている。社会連携・社会貢献の適切性は、各学部・研究科、社会連携推進室、国際交流センター、研究戦略推進センター、革新的医療技術開発研究センター及び大学評価支援室において、それぞれ根拠資料に基づく点検・評価を行っている。点検・評価の結果、認識された問題点については、当該部署を中心に改善に取り組み、次年度末までに内部質保証推進委員会委員長宛に改善状況報告書を提出することとしている。問題点及び改善状況は一覧表にまとめられ、毎年度、自己点検・評価運営委員会及び内部質保証推進委員会で検証された後、学長に報告される。学長は更なる改善が必要な場合には、必要な指示を出すという仕組みになっている。近年、改善した事例のうち主なものとして、COVID-19の影響で、多くのイベントが制限を受けたが、感染状況を踏まえて、対面とオンラインの両方での実施が柔軟に変更できるよう体制が整備されたことが挙げられる。(資料2-14, 2-18, 2-50, 2-33)

また、社会連携・社会貢献に関する部署においては、それぞれ、運営委員会等において、事業内容の点検・評価を行い、その結果を踏まえ次年度以降の計画等を策定している。

《社会連携・社会貢献について》

大学全体として、社会連携に関する具体的な事業計画の策定及び各キャンパス、附属病院における取り組み状況等の点検・評価等については、事業の有効性や適切性の観点から、学長を委員長とする社会連携推進委員会で審議し、検証している。委員会では、各々の地域で実施した公開講座、シンポジウム、スポーツ教室、学生のボランティア活動等についての報告及びこれらの実績を踏まえた次年度計画の説明を受け、大学全体としての課題と改善策に

ついて情報共有を図っている。特に、コロナ禍における活動実施方法やそれに伴うメリット、デメリット等に関して情報共有が行えたことで、それぞれの部門において今後の活動について大きな参考となった。社会貢献活動として、各キャンパス・附属病院における COVID-19 ワクチン接種に関わる態勢等の確認を行った。(資料 9-32)

各キャンパス(学部・研究科)においても、それぞれ公開講座等の開催や分室会議等において、その活動状況の点検・評価が行われ、更なる充実が図られるようになっている。

- (1) 本郷・お茶の水キャンパス(医学部・医学研究科)では、医学部・大学院医学研究科における教育・研究活動で得られた成果を、公開講座等を通じて広く社会に向けて発信している。参加者に対してアンケート等を行い、次年度への課題や改善として活用している。また、毎年作成される社会連携事業実績報告及び次年度活動計画を作成する際に、改善・向上に向けた取り組みを検討している。医学部では、東京都、新潟県、千葉県、埼玉県、静岡県、各都県に地域枠の入学定員を設けており、卒業生は各都県が指定する医療機関に勤務することで地域に対して社会貢献している。なお、2022(令和4)年度からは茨城県にも地域枠の入学定員を設けている。
- (2) さくらキャンパス(スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科)では、社会連携推進室さくら分室が関わる公開講座等における社会連携事業実績報告及び次年度活動計画を作成する際並びに年2回程度開催される法人全体の社会連携推進委員会において、改善・向上に向けた取り組みを検討している。2021(令和3)年度は、COVID-19の影響により十分な活動が出来なかったが、オンラインイベント等、従来は取り組めなかったイベントを運営する良い機会にもなり、新たなツールとして継続的に実施できる体制を整備した。
- (3) 浦安キャンパス(医療看護学部・大学院医療看護学研究科)では、社会連携推進室(浦安キャンパス分室)と自治会、地域連携委員会学生による連絡会議を定期的で開催しており、活動状況について検証を行いながら、地域社会との連携及び貢献の推進を図っている。また、高大接続プログラム部会において、プログラムの実施方針等について評価・検討を行い、改善点等の検証を行っている(2021(令和3)年度は、COVID-19の感染拡大状況に鑑みWebでの会議開催や講演会を行った。)(資料9-33, 9-34)
- (4) 三島キャンパス(保健看護学部)では、社会連携推進室(三島キャンパス分室)会議を開催し、公開講座や学生ボランティア活動状況について評価している。外部講師の引き受けにより研究成果を還元する機会は増えたが、学生ボランティア活動は減少傾向にある。情報提供や活動報告を積極的に行い活性化を図る体制を整えていく。(資料9-35, 9-36)
- (5) 本郷・お茶の水キャンパス(国際教養学部)では、地域社会への貢献のため、定期的に市民公開講座やフォーラムを開催しており、毎年、教授会において、学部長から総括的な振り返り、反省の結果、次年度の方針が示されている。(資料9-37)
- (6) 本郷・お茶の水キャンパス(保健医療学部)では、地域社会への貢献のため、市民公開講座や特別講演を開催しており、教授会において総括的な検証を行っている。(資料9-38)
- (7) 浦安・日の出キャンパス(医療科学部)では、地域社会への貢献のため、定期的に地域公開講座を開催している。実施結果については、教授会において総括的な検証を行い、次年度の計画に反映していく予定である。

《産学官連携について》

革新的医療技術開発研究センターでは、企業や研究機関等との共同研究を推進し、研究開

発シーズの社会実装を促進するため、オープンイノベーションプログラム GAUDI を発足し、会員制の研究開発支援プログラムを行っている。革新的医療技術開発研究センター運営委員会においては、会員企業及び学内外アカデミアの支援状況や共同研究等の進捗状況が報告され、医師・生物統計家・研究事務局員等の多職種から構成される委員による評価・改善が行われている。改善が必要な事項についてはその方策を協議し実践している。(資料9-39)

産学官による連携協定を締結する愛知県東郷町とは、協定書に基づく東郷町民の健康寿命の延伸、生涯スポーツ及び地域の振興に寄与することを目的として、事業や共同研究を円滑に実施するための会議を定期的開催し、進捗状況、評価及び改善について検証してきた。また、検証結果に基づき事業や共同研究体制の拡充にむけて東郷健康寿命延伸協議会を開催してきた。これら取り組みの発展として、2021(令和3)年3月よりウエルアート(株)との共同研究を開始し、同町をはじめ岐阜県土岐市等、中京圏での連携を進めている。(資料9-40)

《他学との連携について》

研究成果を社会に還元する目的で締結された連携協定については、それぞれ定期的にシンポジウムや報告会等を開催することで、活動の定期的な検証を行っている。

《国際交流について》

毎月開催される国際交流委員会において、各研究科・学部から報告のあった国際交流に関する事項や国際共同研究・教育等具体的な業務の検証、各留学生の奨学金の受給状況、学生の生活に係る検討事項の共有、来訪団体の目的確認と対応等について適切に実施しているか検証を行っている。(資料9-41)

以上のことから、各組織は、毎年度、社会連携・社会貢献に関する点検・評価及び事業統括を行い、その結果に基づき改善・向上に向けた取り組みを行っているとして評価する。

(2) 長所・特色

《社会連携・社会貢献について》

社会貢献については、本学の「健康総合大学・大学院大学」という特性を活かし、教育、研究、臨床成果、人的資源等を最大限に活用し、地元自治体等の意見や住民のニーズを積極的に取り入れ、地域社会のより一層の発展に貢献するという観点から、公開講座やシンポジウム・学術講演会等を数多く開催している。医学関係では最新の医療情報や技術等の提供があり、スポーツ関係では子供やスポーツに興味のある青少年等のための運動プログラム、高齢者にはロコモティブシンドローム予防のプログラムを行い、看護関係では市民参加型の体験学習等を行っている。引き続き、本学の特性を活かし、公開講座、シンポジウム、学術講演会等を開催することで、教育、研究、医療を通じて社会への還元を図っていく。(資料9-42【ウェブ】)

大学院医学研究科では、2022(令和4)年度の博士課程入学者の約35%が社会人入学者であり、すでに社会の中で活躍している医師の生涯学習の機会として十分な役割を果たしている。また、連携大学院協定を締結している3研究機関(国立がん研究センター、国立国際医療研究センター、国立病院機構相模原病院)より、2022(令和4)年度も合計23名の博士課程入学者があった。毎年度、各研究機関から入学者を迎え入れており、医学教育と医学研究の連携に貢献できている。2017(平成29)年度には、文部科学省の「基礎研究医養成活性化プログラ

ム」に採択され、本学及び連携大学（東京大学、福島県立医科大学）をICTと循環型人材交流で結び、地域中核病院において必要とされる死因究明、遠隔病理診断、ゲノム医療の知識を身に付けた病理医を育成し、地域における病理医の配置実現を目指すプログラムを開始している。引き続き、ホームページや募集要項、研究科説明会等において、社会人入学者の増加に向けた周知を図る。連携大学院については、大学院生の研究指導のみならず、本学と連携機関の共同研究への発展の可能性も視野に入れ、一層の連携強化を図る。

スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科では、社会連携推進室分室により、周辺自治体との連携が進んでおり、市町村との公開講座・学術支援・スポーツイベント・学生ボランティア派遣等の活動を続けている。周辺自治体に共通したテーマとして「子どもたちの体力向上」、「中高齢者への健康指導・体力指導（ロコモ対策）」等の要望が多く、多くの自治体が抱えている問題に対し、同学部・研究科が中心的な役割を果たしている。社会連携協定を締結した自治体と合同で公開講座やシンポジウム・学術講演会・スポーツイベント等の行事を積極的に開催することで地域に貢献していきたい。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、スポーツへの関心が高まっており、大会後もスポーツイベント開催等により、スポーツ振興面での貢献ができています。特に、本学は健康総合大学であることから、パラリンピックスポーツ振興に力を入れており、連携している印西市では、全ての中学校でパラスポーツ体験会を開催している。

医療看護学部・大学院医療看護学研究科では、定期的に健康増進や保健衛生に関するテーマで公開講座や高大接続プログラム等を開催し、教育研究の成果を社会に還元している。今後も公開講座・高大接続プログラム等を継続して開催するとともに、支援が必要な子ども・高齢者・在宅患者・被災地等への学生ボランティア活動、自治体との連携協力による講演会・防犯活動・調査研究活動等を通じて、地域住民の健康増進、保健衛生に貢献していく。

保健看護学部では、定期的に公開講座を開催し、教育研究成果を社会に還元している。今後は自治体等からの学生ボランティア活動要請に対する門戸を広げ、地域活動を通じた社会連携・社会貢献の充実を図る。

国際教養学部では、定期的に市民公開講座やフォーラムを開催し、教育研究の成果を社会に還元している。今後も大学の社会連携推進室と協同で、学部の社会連携・社会貢献を活性化させ、更なる充実を図る。

保健医療学部では、市民公開講座等を通じて教育研究の成果を社会に還元している。今後、実施内容や開催頻度を検討の上、更なる充実を図る。

医療科学部(2022(令和4)年度開学)では、開学当初より地域公開講座等を通じて教育研究の成果を社会に還元している(当該年度8回)。今後、実施内容や開催頻度を検討の上、更なる充実を図る。

《産学官連携について》

文部科学省「研究成果展開事業センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム」において、2015(平成27)年度から2021(令和3)年度まで立命館大学と連携し、空間価値を変える新しいスポーツ健康技術(スマートウェア技術、空間シェアリング技術、運動誘導/継続技術)と、寝たきりゼロを目指す「ロコモの見える化と予防法の開発」を行ってきた。本学は、プログラム終了後も(株)ニッピ、東急不動産(株)らの機関と継続的に協働している。「運動」を媒介に「スポーツ・運動」と「医療」の両側面から健康を維持・増進し、全ての人々をア

クティブな状態へ誘導し、時間と空間を共有することで、「日本の誇るべき絆社会」の実現を目指している。これら実装の場として、本学と連携協定を締結している千葉県内の自治体（白井市・成田市）に加え、千葉県富里市、愛知県東郷町でフィールド研究を行い、製品化、システム化等、具体的な社会実装へ向かう取り組みを実施し、革新的なイノベーションを産学官連携で実現したい。

本学では、近年、寄付講座及び共同研究講座設置数を急速に増やしており、その数は60講座を超え、国内有数となっている。例えば、2021(令和3)年度には、「先進老化制御学講座」、「救急 AI 色画像情報標準化講座」、「デジタル指標運動機能研究講座」、「ダイレクトリプログラミング再生医療学講座」、「バイオリソースバンク活用研究支援講座」等、継続を含み17講座を開設している。今後も、この流れを継続し、様々な企業との連携により、最先端の研究成果を社会に還元していきたい。

本学では、2019(令和元)年7月に本学の持つ大規模臨床プラットフォームを活用したオープンイノベーションプログラム GAUDI を発足した。学内の ARO (Academic Research Organization) のみならず学外の専門機関とも連携し、研究開発シーズを社会実装に向けてワンストップで支援している。今後も学内外の研究開発シーズを積極的に支援し、研究成果を社会実装に繋げていきたい。

個別に連携協定を締結している企業・団体等との間においても、それぞれの分野において実用化・社会実装を目指して共同研究が進展している。例えば、国立研究開発法人理化学研究所との共同研究の成果としては、子宮体がんに関する新たなバイオマーカーの発見と、遺伝子検査の改善により子宮体がん手術の患者負担を大きく軽減する革新的医療技術の輪郭が見えてきたことが挙げられる。多くの学内外研究機関の支援も得て実用化を加速中であり、海外研究機関との取り組みにも着手している。今後は、各研究の実用化促進とともに活発な情報共有を行い、新たな共同研究テーマの探索を進めたい。また、花王株式会社とは、現在12件の共同研究が進捗している。各研究には多くの医局、病院が関与し、そのテーマは多岐に亘る。連携協議会の開催などを通じ、推進体制を強化したことが活発化に繋がっている。今後も同社と本学の情報交換の機会を増やすとともに、オープンイノベーションプログラム等も活用し、研究成果の実用化・社会貢献を目指して、更なる研究進捗を促していきたい。(資料9-43, 9-44)

《国際交流について》

国際交流センター長を中心として、国際交流委員会が定期的開催されている。委員会では、各研究科・学部から報告のあった国際交流に関する事項のほかに、定型的な報告事項として、国際交流協定校情報、来訪団体、海外からの短期研修受入状況、留学生状況、奨学金、英語版ホームページ、文化教育活動等の報告等を行っている。本学の国際交流の情報が集約できるよう有効に機能している。留学生等の受け入れは、2022(令和4)年7月末現在、大学全体で長期外国人留学生(在留資格:留学)が15カ国/地域から合計144名(うち、研究生7名)で、海外の大学・機関に所属する短期研修生が82名(2022(令和4)年8月以降受け入れ予定も含む)であった。COVID-19の拡大に伴う入国制限により短期研修生の受け入れ数が大幅に減少していたが、2022(令和4)年度に入り制限が徐々に緩和され、受け入れが少しずつ増えてきている。COVID-19の影響下にあっても外国人留学生からの入学・研修に関する問い合わせは変わらず寄せられており、こうした海外からの関心の高まりを受け、大学全体と

して受け入れるためのプログラムを検討している。また、国際レベルでの科学研究や共同研究に関する事項については、各研究科・学部、情報戦略・IR推進室、研究戦略推進センター、革新的医療技術開発研究センターとの更なる連携を目指す。(資料9-45)

(3) 問題点

《社会連携・社会貢献について》

COVID-19の影響で社会連携・社会貢献活動が制限された。例えば、保健看護学部では、活動が制限されたことにより、ボランティアの担い手なる学生が不足するという問題点が見られた。ボランティア準会員募集の強化等により活動を広く周知し、学生によるボランティア活動を積極的に支援していきたい。

2022(令和4)年度に開学した医療科学部では、開学当初より地域公開講座を開講しているが、参加者は、ほぼ60歳から70歳であるという現状が明らかになった。主に高齢者を対象とした健康予防に関するテーマが多かったことが要因として考えられるが、今後の展望として、幅広い年代が興味や関心を持てるテーマの設定を検討していきたい。

《国際交流について》

海外からの関心の高まりを受け、多くの短期研修生・外国人研究者・長期留学生在が本学に來訪し、宿舎の確保が困難な状況が慢性的に生じている。引き続き、実質的な運用・効率的な案内方法の構築、日常生活のサポートといった、受け入れ環境の一層の改善が求められており、関係各所と調整していく。

(4) 全体のまとめ

地域社会・自治体との連携は「社会連携推進室」、企業・研究機関との連携は「研究戦略推進センター」及び「革新的医療技術開発研究センター」、国際交流・国際化は「国際交流センター」がそれぞれ中心的な役割を果たし、全学を挙げて推進している。自治体との連携協定締結が進み、教育研究成果を社会に還元する各種取り組みが行われている。公開講座・シンポジウム開催や講師派遣も積極的に行われている。他学、企業、学外研究機関等との連携も進み、特許出願等の成果が出ている。また、医学部附属病院を通じた地域への貢献も果たしている。

このように本学は、国際的研究・教育拠点として、地域社会、産業界、国際社会等との幅広い連携活動を展開できており、教育・研究・臨床の成果を広く社会に還元している。

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

【評価の視点】

1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学運営に関する方針を「管理運営方針」として、次のとおり定め、ホームページに掲載している。(資料10-1-1【ウェブ】)

本学は大学の目的・使命に基づき透明性、公平性、適正性を有し、機能的な管理運営に努めるとともに、社会的説明責任を果たしつつ、大学改革を推進するため、以下のとおり、全学的な管理運営体制を整備します。本学の持続的発展のため、新規事業の立案と既存計画の見直し等を反映した「中期計画に基づく収支見通し」を中・長期的な管理運営方針として毎年作成し、管理運営の更なる向上を図ります。

(法人組織)

1. 理事会は理事長を議長として法人運営の基本方針、重要事項を審議し、最終的な意思決定を行っています。評議員会は所定の諮問事項について意見を述べるとともに、所定の審議事項について審議を行います。
2. 監事は理事会の業務執行状況及び財務状況を日常的に監査し、意見を述べます。
3. 新たな事業計画や現状の課題については、大学運営連絡協議会^{*1}にて、運営方針や今後の検討の進め方等を協議し、情報の共有化を図ります。

^{*1}理事長が主催し、法人・各学部・研究科・附属病院の主たる教職員約100名が参加して、毎月1回開催される。

(教学組織)

1. 大学協議会は教育・研究に関して全学に共通する重要な事項を審議する。
2. 大学院委員会は大学院の管理運営に関する重要事項を審議する。
3. 各学部・研究科の教授会・研究科委員会は、教育・研究に関する重要事項について審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる。

(事務組織)

1. 法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務を円滑かつ効果的に行えるよう適切な事務組織を設ける。また、積極的な企画・立案能力や効率的な業務運営能力を発揮できるよう、事務職員の資質向上に向けた取組みを定期的に行う。

2020(令和2)年3月に、教育・研究活動及び大学運営に係る事業に関する中期目標を達成するために、中期的な計画(2020(令和2)年4月～2025(令和7)年3月)を策定した。また、中期的な計画の各年度における実施状況を総括し、収支決算とともに事業報告として、理事会及び評議員会で審議し、その内容をホームページに掲載している。(資料1-19【ウェブ】)

事業に関する中期的な計画に基づき、新規事業の立案と既存計画の見直し等を反映した「中期計画に基づく収支見通し」を毎年作成している。(資料1-20)

2021(令和3)年10月、日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づき、基本原則と遵守原則を制定した。

毎年1月、理事長が年頭所感として、法人の現況報告及び当該年の事業方針と順天堂人としての心構えを直接教職員に説明している。更にこの内容を、学内外向けの広報誌「順天堂

だより」に掲載している。(資料1-18【ウェブ】)

以上のことから、本学は、中・長期の計画等を実現するために必要な大学の管理運営方針を定め、適切に明示していると評価する。

点検・評価項目②: 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

【評価の視点】

1: 適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法・権限の明示
- ・役職者の選任方法・権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

2: 適切な危機管理対策の実施

学長は「順天堂大学学長選任規程」に基づき選任される。学長候補者選考委員会を設置し、候補者4名乃至5名を選考する。その後、全学選挙を実施し、選挙管理委員会より上位3位得票者が理事会に報告され、理事長が理事会の審議に基づいて任命している。任期は、4年、再任2年、継続3期までとなっている。学長の職務は、「順天堂大学学則」第35条に、校務を掌り、所属教職員を統督することが規定されている。主として次の権限を有する。(資料10-1-2, 1-7【ウェブ】)

- ①学校法人順天堂の理事となる。
- ②学籍に関する全ての権限を有し、教学部門の総責任者となる。
- ③教授会・研究科委員会に出席し、意見を述べるができる。
- ④大学協議会・大学院委員会を招集してその議長となる。

学部長は「順天堂大学学部長選任規程」に基づき、教授、前任准教授、准教授、講師の中から選ばれた3名の者及びキャンパス事務（部）長による候補者推薦投票の結果、上位3位得票者のうちから、学長が理事会の承認を得て任命している。任期は3年、再任は1期2年である。学部長の職務は、「学校法人順天堂組織規則」第5条に、学長を補佐し、所属教職員を統督して、所管する学部の教育に関する業務を統括すると規定されている。主として次の権限を有する。(資料10-1-3, 3-1)

- ①学校法人順天堂の理事となる。
- ②学部の教授会を招集し、その議長となる。
- ③学部教育職員人事委員会を招集してその議長となる。
- ④学部入試委員会を招集し、その議長となる。
- ⑤教授会で決定した事項について、キャンパス事務（部）長を指示し、事務所管業務を執行させる。

⑥キャンパスの施設・設備の総括管理責任者として、その運営に当たる。

研究科長は、「順天堂大学大学院研究科長選任規程」に基づき、研究科を構成する者及びキャンパス事務（部）長による候補者推薦投票の結果、上位3位得票者のうちから、学長が理事会の承認を得て任命している。その任期は3年、再任は1期2年である。研究科長は、主として次の権限を有する。（資料10-1-4）

- ①研究科委員会を招集し、その議長となる。
- ②研究科教育職員人事委員会を招集してその議長となる。
- ③研究科入試委員会を招集し、その議長となる。
- ④研究科委員会で決定した事項について、キャンパス事務（部）長を指示し、事務所管業務を執行させる。

学部の教育・研究に関する事項を審議する機関として各学部に教授会を設置している。大学院の教育・研究に関する事項を審議する機関として各研究科に研究科委員会を設置している。教授会の職務は、「順天堂大学学則」第10節に規定され、運営に関して必要な事項は、「順天堂大学学部教授会運営規程」に規定されている。研究科委員会については、「順天堂大学大学院学則」第12節に規定されている。（資料1-7【ウェブ】，6-3，1-9【ウェブ】）

教授会、研究科委員会は、学長が学則に定める事項について決定を行うに当たり、意見を述べる。教学組織の代表者として、各学部長は理事に選任されており、教学部門と法人部門との間の意思疎通を図っている。

学長は、全学の学事を統督し、学部長及び研究科長は、各学部・研究科を統括している。全学の教育・研究に関連する事項を審議する機関として、学長を議長とする「大学協議会」を設置している。本協議会は、学長、学長特別補佐、大学院各研究科長、各学部長、大学院各研究科研究科委員会から選出された教授各1名、各学部教務委員長、国際交流センター長又はその代理者、総務局長、各キャンパス事務（部）長及び研究戦略推進センター研究企画・管理室長他をその構成員としている。大学院の管理運営に関する重要事項を審議する機関として、学長を議長とする「大学院委員会」を置いている。本委員会は、学長、各研究科長及び各研究科から選出された教授各2名をその構成員としている。（資料2-10，10-1-5）

法人の意思決定を行う機関として「理事会」、諮問機関として「評議員会」がある。その構成、権限については、「寄附行為」で定められている。理事会の構成は、理事長、学長、医学部長、スポーツ健康科学部長、医療看護学部長、保健看護学部長、国際教養学部長、保健医療学部長、医学部附属順天堂医院長、医学部附属静岡病院長、医学部附属浦安病院長、医学部附属順天堂越谷病院長、医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター長、医学部附属練馬病院長、評議員の互選により選任された者、学識経験者の中から選任された者である。評議員会は、理事長、学長、理事会で選任された理事・職員・本学卒業生から選出された者及び評議員会で選任された学識経験者で構成されている。寄附行為第27条において、評議員会は、諮問事項について理事長に意見を述べる役割が規定されている。（資料1-2【ウェブ】，10-1-6【ウェブ】）

理事会に付議する事項を事前協議するために、理事長、学長、学部長・研究科長、院長・病院長等からなる「大学運営月曜部会」を毎月開催し、教学部門、法人部門、診療部門との密接な連携を担保している。

「学校法人順天堂規約管理規程」により、大学運営・教育・研究・診療に係る法令を遵守

し、法人の管理運営上基本となる重要事項及び業務遂行に関して準拠すべき基準を成文化し体系的に整備することを規定している。規約の制定・改廃があった場合は、「順天堂ニュース」で公示し、「学校法人順天堂規約集」に収録し、学内ポータルサイトに掲載している。(資料10-1-7, 10-1-8【ウェブ】)

規約の制定・改廃に当たっては、当該規約に関係する部門、機関等と合議のうえ、当該規約の主管部署において起案し、文書・広報課に①制定・改廃の理由及び概要、②改廃の場合は条文の新旧対照表を添付して申請書を提出する。文書・広報課は、提出された原案について、規約体系上の位置付け、他の規約との整合性、規定内容の適正性等について検討し、必要がある場合には規約整備委員会の審議を経たのち、管理区分に応じ必要な手続をとっている。(資料10-1-7)

学生からの意見については、教務委員会、カリキュラム委員会、学生部委員会、FD研修等に学生代表者が出席し意見を述べる機会を設けている他、学生生活実態調査アンケート等を実施している。それぞれ意見を集約し、委員会等で検討し対応している。教職員からの意見については、教員と職員が連携して各種委員会を運営しており、委員会での協議にはそれぞれの意見が反映されている。学長、学部長、大学院研究科長は、選任規程に基づき、選挙を実施しており、選考には教職員の意見が反映されている。

危機事象への対応については、「学校法人順天堂危機管理規程」を整備している。本学における様々な危機事象に迅速かつ的確に対処するために、危機管理体制その他の基本事項を定め、学生、教職員、患者等の安全確保を図るとともに、社会的責任を果たすことを目的としている。(資料10-1-9)

危機管理対策の観点から「大地震による被災を想定した防災計画・事業継続計画(BCP)」を策定し、災害対策本部の設置・指揮・命令系統、他キャンパス・附属病院との連携方法、安否確認方法、一時避難場所等を定めている。定期的に改正しており、直近の改正は、2022(令和4)年8月である。(資料10-1-10)

危機管理の一環として、法令順守の観点から、本学の社会的信頼と健全で適正な運営を確保することを目的として、以下の規約等を整備し学内研修等で周知・徹底を図っている。(資料10-1-11, 10-1-12, 8-35, 8-36, 10-1-13, 8-37, 10-1-14, 10-1-15, 10-1-16, 8-50, 10-1-17, 10-1-18)

- ・ 順天堂大学行動規範
- ・ 学校法人順天堂コンプライアンス規程
- ・ 順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範及びその関連規約
- ・ 法令違反等のためのヘルプラインに関する取扱要領
- ・ 学校法人順天堂におけるハラスメントの防止等に関する規程及び各部門の人権委員会規程

大学運営の観点から、COVID-19への対応として、消毒用アルコールを各建物入口や各部署、教室等に配置している。体温検知器も各建物入口に配置しており、法人本部・主な教務部門があるセンチュリータワーには、セキュリティゲートを通る際に顔認証とともに体温検知ができる機械を導入している。会議開催については、Zoom等のオンライン会議を積極的に活用し、人を集めての会議の場合は、参加人数の2倍収容可能な会議室での開催としている。

COVID-19感染拡大に伴う人事的な危機管理対策として、時差勤務の活用、会食自粛・制限により感染防止に努めるように周知している。また、2020(令和2)年8月に開始した罹患

濃厚接触者への特別休暇付与の運用を継続している。(資料10-1-19, 10-1-20)

以上のことから、本学は、方針に基づき、学長をはじめとする要職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を規約に明示していると言える。また、大学運営や危機管理対策の観点から各種規約を整備し、規約に基づき適切な運用が図られていると評価する。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

【評価の視点】

1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し、検証する仕組みの設定

予算編成は、経理単位毎としており、執行部署から申請された予算を各経理単位の会計課・総務課等で取り纏め、各学部長や病院長・事務(部)長が収支状況や設備投資計画、特殊要因等を検討して予算案を作成する。この予算案の申請を受け、法人財務部では予算計上の妥当性や法人の運営方針に沿っているか等を精査のうえ、法人全体の収支を勘案して予算案を作成する。作成された予算案は、評議員会、理事会で審議され決定される。以上のとおり、申請された予算について3段階の検討を経ることで、予算編成の適切性を確保している。

予算執行にあたっては予算実行権限内規が定められ、支出の種類・金額に応じて承認権限者は各経理単位の事務(部)長から理事会まで規定されており、この権限者の承認の下執行されるため、執行ルールは明確である。(資料10-1-21)

高額な医療機器等の購入に際しては、価格の妥当性等を検証するため、理事長の諮問機関である設備投資委員会に上申することが定められている。各申請部門は、見積り合わせを複数社で実施することが求められ、最終価格交渉は当該委員会にて実施している。また経済的効果を検討した上で、導入の可否を決定する等費用対効果を分析している。機器の導入後は、計画通りに稼働しているか追跡調査を行っている。(資料10-1-22)

物件及び役務調達に適正化を図るため、2016(平成28)年3月1日付で「学校法人順天堂購買規程」を制定している。物件等を調達する際は、その性質や調達金額に応じて、請求・調達・支払部署(担当)を別にし、業務を分散させることで不正防止の仕組みを構築している。また、取引先を選定する際は、原則3社以上の見積り合わせを実施し、購入価格の適正化を図っている。(資料10-1-23)

監事による財産状況、業務執行状況等に関する監査を定期的実施し、リスク評価等を行っている。私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査は、財務・会計的な観点から大学運営の適切性を客観的な立場で検証し、期末監査では計算書類等が学校法人会計に準拠し、適正に表示されているかを精査している。(資料10-1-24, 10-1-25, 10-1-26)

以上のことから、本学は、3段階の検討を経ることで、予算編成の適切性を確保し、予算実行権限内規に基づき、予算執行を適切に行っていると評価する。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

【評価の視点】

1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務組織は「学校法人順天堂事務組織規程」に規定され、それぞれの部署が事務分掌表に則った事務を分掌しており、十分に機能している。（資料7-3）

事務組織の人員配置については、その業務量等を勘案し、各所属からの申請と人事部のヒアリングに基づき、配置換え、新規採用等により対応している。また、採用にあたっては職種により、現場で求められる人材を熟知した教職員が面接を実施し、採用選考の質向上を図っている。（資料10-1-27, 10-1-28）

担当する業務や繁忙に応じて年俸制職員、派遣スタッフ、パート職員等を採用することにより業務の多様化に対応している。また、各部署の状況に応じた勤務ができるよう、変形労働時間制、時差勤務等を導入している。

毎年実施する人事評価を勘案して昇格の可否を検討しており、昇格にあたっては必要に応じて同僚、部下からの評価も反映することから、評価精度の向上に努めている。また、新卒採用に加え、中途採用を行って、採用時には面接のみならず、実務経験、語学力、ICT能力等も重視し、各部署で必要とされる人材の確保に努めている。（資料10-1-29）

2013(平成25)年度より人事評価制度を改正し、有期契約職員は8月、職員は12月に人事評価を実施している。有期契約職員の人事評価は契約の延長と無期雇用への登用の基礎資料とし、別途申請に基づき年内に来年度以降の無期雇用登用の可否を検討している。職員の人事評価は昇格及び配置換えの基礎資料としている。管理職に関しては、下位者からの評価も実施している。公正な評価を実施するため、2013(平成25)年度から評価者・マネジメント研修会を実施して、公平性の確保に努めている。（資料10-1-30）

大学・学部・研究科における教学に関する会議、各種委員会等には、事務職員が参画し、必要な事務を行い、教員とともに連携してその運営にあたっている。また、全学に共通する事項を検討・協議する組織横断的な委員会も複数設置されており、課題意識を共有し、教職員が一体となって大学運営を担っている。（資料10-1-31）

以上のことから、本学は、大学運営に必要な事務組織が整備され、適切に機能し、教職協働で大学運営が行われていると評価する。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

【評価の視点】

1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

集合研修（部課長研修会、係長・師長・主任研修会、新入職員研修会）を実施するとともに、2013（平成25）年度より、少人数によるグループワークを主体とした階層別研修として、評価者・マネジメント研修会、主任研修会、女性職員活性化研修会、事務総合職内定者研修会、事務職員フォローアップ研修会を実施し、より実践的な研修を行っている。具体的な事案例をもとにグループディスカッションをすることで、能動的なSDになるよう工夫しており、より実務に役立つ内容となっている。また、通信教育講座への補助制度を導入しており、自己研鑽を奨励している。2021（令和3）年度は、COVID-19感染拡大に伴い集合研修及び階層別研修会は必要最低限に絞ってZoomを用いた開催とした。評価者・マネジメント研修会、事務総合職内定者研修会、SD英語研修会、東京医科歯科大学との共同SD研修（2014（平成26）年度から開始）はZoomを活用して実施した。通信教育講座は従来通り実施した。2022（令和4）年度は感染対策に配慮しながら可能な限り集合形式で階層別研修を行う方針とし、7月に評価者・マネジメント研修会を集合形式にて実施した。（資料10-1-32, 10-1-33, 10-1-34, 10-1-35）

大学設置基準等の改正（2017（平成29）年4月1日）によりSDが義務化されたことを受け、大学職員としての業務の自己点検と大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営が図れるよう、必要な知識及び技能を習得し、その能力及び資質を向上させるため、毎年SD研修会を開催してきた（2021（令和3）年度もSD研修会を計画していたが、COVID-19の感染状況に鑑み、開催を延期とした）。本研修会の主な対象は事務職員であるが、教員の参加も推奨されたものである。例えば、テーマは「大学力の強化とその評価について」、「SDGsをどう大学経営に生かすのか」、「大学職員としてアクティブラーナーになる」であった。

教員の意欲及び資質向上を図る方策としては、第6章で説明したように、各学部・研究科における組織的なFD研修、授業評価アンケート、教育改善プロジェクト、教員顕彰制度（ベストチューター賞・ベストプロフェッサー賞）、研究助成事業に係る説明会開催、研究者情報データベースの公表等が挙げられる。FD研修の中にはFD・SDを兼ねたものが開催されている。

以上のことから、本学は、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を適切に実施していると評価する。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 2：監査プロセスの適切性 3：点検・評価結果に基づく改善・向上 |
|---|

本学は、毎年度、大学・各学部・研究科・管理部門等の単位で、（公財）大学基準協会の大学基準に準拠し、内部質保証の推進に必要な自己点検・評価を行っている。大学運営の適切性は、総務部、大学評価支援室、企画調査室、財務部、人事部及び内部監査室において、それぞれ根拠資料に基づく点検・評価を行っている。点検・評価の結果、認識された課題については、当該部署を中心に改善に取り組み、次年度末までに内部質保証推進委員会委員長宛

に改善状況報告書を提出することとしている。課題及び改善状況は、毎年度、自己点検・評価運営委員会及び内部質保証推進委員会で検証された後、学長に報告される。学長は更なる改善が必要な場合には、必要な指示を出すという仕組みになっている。(資料2-50, 2-33)

大学運営に係る事務組織の整備事例は、次のとおりである。2020(令和2)年、自己点検・評価を通じて、内部質保証を推進する組織や規程が整備され、その一環として、内部質保証推進に係る事務を担当する大学評価支援室が整備された。また、学生の受け入れに関して、全学的な視点から、入学者選抜の円滑な実施と選抜方法の改善に係る事務を担当するアドミッションセンター事務室が整備された。

大学協議会は、全学の教育・研究に関する事項、学則等重要な規則の制定・改廃等について審議している。自己点検・評価により明らかとなった問題点及びその改善状況は、大学協議会にも報告され、各学部・研究科及び大学でPDCAサイクルが適切に回っているか、定期的な検証を行っている。(資料10-1-36)

毎年、法人及び大学の当該年度の事業については、「事業報告書(事業に関する中期的な計画に対する当期の実施状況を含む)」及び「事業報告(資料編)」に纏めている。(資料3-2【ウェブ】，1-18【ウェブ】)

組織構成と人員配置・SDの観点から、大学運営が適切に行われているかを検証するため、人事部では、年度単位で採用計画の達成状況、各所属での超過勤務時間を確認し、次年度以降の採用活動(追加募集の要否、選考方法、広報媒体等)に反映している。各種研修については、研修実施後、人事部内で受講者アンケート等を検証し、次年度の研修内容の立案に反映している。(資料10-1-37, 10-1-38)

監事(外部監事2名)は、理事会・評議員会に出席し必要に応じ意見を述べるとともに、例年、法人本部を含む全部門を対象とした書面監査に加え、法人本部については毎年、各学部・附属病院については隔年にヒアリングを中心とした実地監査を行っている。監査法人による会計監査は、期中及び決算時期において全部門を対象に行っている。理事長直轄の内部監事は、各部門を対象に法令・学内ルールの順守状況及び業務の効率的かつ適正な執行という観点から書面及び実地による監査を行っている。このように監事、監査法人及び内部監事は、各々の立場から監査を行い、要改善事項の指摘を含む所定の報告書を作成・提出するとともに、毎年度、定例的に相互に情報交換を行うなど緊密に連携することにより、監査の実効性を確保している。以上の通り、監査体制については、三様監査体制を整備・実施しており、本学における監査プロセスの適切性は確保されている。(資料10-1-25, 10-1-26, 10-1-39, 10-1-40)

法人・大学の事務部門においては、年度初めに策定した年間業務計画表の業務を適切に遂行できたかどうかについて点検・検証を行い、その結果を踏まえて、次年度の年間業務計画を策定することとしている。(資料10-1-41)

外部評価の一環として、2007(平成19)年度に格付投資情報センター(R&I)より「AA(ダブルAフラット)」の格付を取得し、以降継続して「AA」格付を維持しており、その内容はホームページに公表している。(資料1-14【ウェブ】)

以上のことから、本学は、大学運営の適切性について、定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると評価する。

(2) 長所・特色

職員の動機付けやマネジメント能力の向上を図るため、グループディスカッションを主体とした研修を導入し、より実践的な研修を実施しており、受講者からも高い評価を受けている。

今後も、人事部が中心となり評価者・マネジメント研修会、管理職研修会、内定者研修会等の職員研修を継続的に実施していくが、特に階層別研修に力を入れる。大学間連携として実施している東京医科歯科大学共同 SD 研修会も継続して実施する。また、組織の危機管理強化を目的としたリスクマネジメント研修を実施していく。2021(令和3)年度はCOVID-19感染拡大に伴い階層別研修はZoomを用いて必要最小限での開催となったが、2022(令和4)年度以降は感染対策に配慮しながら可能な範囲で集合形式にて各種研修を積極的に実施していきたい。

客観的な評価として、外部機関である格付投資情報センター(R&I)の書面審査及びヒアリングを経て、「AA(ダブルAフラット)」の格付を維持している。格付の方向性は安定的である。

今後も、格付投資情報センター(R&I)の高格付を維持すべく、定期的な自己点検・評価を実施し大学改革を推進するとともに、安定的な財務基盤のもとで先進的な事業を展開していく。(資料1-14【ウェブ】)

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

2020(令和2)年3月理事会において、事業に関する中期的な計画を策定し、学内に周知を図っている。従来から、毎年10月の理事会において、「10年間の収支見通し」を審議し、その内容は教職員に周知していたが、5年間の中期的な計画を策定したことを受けて、「中期計画に基づく収支見通し」に改め、理事会にて審議し、学内に周知している。また、中期的な計画の各年度における実施状況を総括し、収支決算とともに事業報告として理事会及び評議員会で審議し、その内容をホームページに公表している。大学運営に関する方針を「管理運営方針」として定め、ホームページに掲載している。大学運営に係る諸規程も整備されており、適宜、改正が行われている。教学組織と法人組織の権限と責任が明確となっており、連携が図られている。意思決定に至るまでのプロセスも適切に機能している。事務組織規程により、事務分掌も明確になっている。大学・法人の運営状況に合わせ、事務組織の新設・改編を行い、人員配置、契約形態、勤務時間等においても業務多様化へ対応している。多面的な人事評価制度が導入されており、対象を絞ったSDへの取り組みにより、職員の資質・専門性の向上に向けた研修が実施されている。

監査については、三様監査体制を整え、大学運営の適切性を定期的に検証・評価し、改善・向上に結び付けている。

第10章 大学運営・財務 第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

【評価の視点】

- | |
|--|
| 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定 |
|--|

2020(令和2)年3月に、教育・研究活動及び大学運営に係る事業に関する中期目標を達成するための中期的な計画(2020(令和2)年4月～2025(令和7)年3月)を策定し、毎年5月の理事会にて進捗状況を報告している。(資料1-19【ウェブ】)

中・長期的な財務の見通しは、経理単位毎に「中期計画に基づく収支見通し」を策定し、理事会において審議されている。今後5年間の収支状況を資金収支・事業活動収支の面から見通すもので、中期的な収支の動向や大きな設備投資計画等を把握することにより、法人の中・長期的な課題や今後の資金繰り等が検討されている。(資料1-20)

COVID-19により、医学部附属病院において、外来患者数が減少、感染患者用の病床確保により予定入院・予定手術が延期、クラスター発生による病棟閉鎖・隔離が強いられ、また感染対策を徹底するために医療材料等のコストが増加する等、収支ともに影響を及ぼした。法人運営への影響は大きいですが、病院の効率的な運営、診療報酬や各種補助金への早期かつ適切な対応、診療材料費等のコスト削減等を通じて、財政基盤の安定化に繋げていく予定である。

以上のことから、本学は、安定して教育研究活動を遂行できるように、「中・長期の財政計画」を適切に策定していると評価できる。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

【評価の視点】

- | |
|--|
| 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)
2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
3：外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等 |
|--|

「中期計画に基づく収支見通し」により、各種事業計画や設備投資計画を事前に把握し、必要な財務基盤が構築できているか理事会で検証のうえ、状況に応じて事業計画の見直し・見送りも含め議論している。また投資後は、その効果を各部門及び財務部で検証することで、財務基盤の安定化に繋げている。

COVID-19の影響により減少していた医療収入は、感染拡大前の水準以上に回復している。また医療収入の増加に加え、新学部の学年進行や定員増による学納金収入の増加、外部機関との受託研究・共同研究の実施、国や地方自治体からの各種補助金等の獲得など、収入の多様化に努めてきた結果、基本金組入前当年度収支差額も改善している。COVID-19による厳しい社会環境下ではあるが、法人全体として教育・研究環境を整備し、高度な先進医療を実施

していくための強固な財務基盤を確立していく。(資料10-2-1)

各部門が適正な収支管理を行っており、良好な収支により生じたキャッシュフローを原資として、設備投資計画を実行している。

科学研究費助成事業の採択状況を経年比較すると、採択件数は増加傾向にある。採択件数は、私立大学約619校中、2017(平成29)年度・2018(平成30)年度は第4位、2019(令和元)年度・2020(令和2)年度・2021(令和3)年度は5位であった。(資料10-2-2, 10-2-3, 10-2-4, 10-2-5, 10-2-6)

科学研究費助成事業の採択状況 (千円)

年度	採択件数	直接経費	間接経費	合計
平成29年度	473件	708,600	212,580	921,180
平成30年度	501件	761,700	228,510	990,210
令和元年度	543件	878,210	261,135	1,139,345
令和2年度	610件	888,600	266,580	1,155,180
令和3年度	666件	994,300	298,290	1,292,590

民間企業からの外部資金も長期的・安定的な財務基盤を確立するために大切な資金調達方法の一つであり、本学の共同研究費、受託研究費の獲得状況は増加傾向にある。

共同研究・受託研究受入実績 (千円)

年度	共同研究		受託研究	
	件数	金額	件数	金額
平成29年度	103件	535,234	256件	877,867
平成30年度	141件	738,632	274件	1,207,886
令和元年度	161件	1,008,799	308件	1,542,602
令和2年度	224件	1,643,838	355件	1,819,499
令和3年度	248件	2,258,494	456件	2,805,928

資金運用は、「学校法人順天堂資金運用規程」により、安全かつ有利に運用し、その果実をもって本学の発展に資することを目的にすることとされており、これに沿って「資金運用計画」が策定される。「資金運用計画」は、総務局長・財務部長・実務担当者を中心に構成された資金運用委員会にて立案し、学外有識者から聴取した客観的な意見を踏まえ、結果を理事会に報告している。また、当該委員会にて、資金運用状況の分析・評価を行っている。現状の運用対象商品は、資金運用計画において、円建て債券・金銭信託・信託受益権等で、BBBリスク相当以上の格付けを有するものとされている。また、資金運用規程において、元本変動リスクのある金融商品及び期間5年超の中長期の資金運用については、予め理事長又は理事会の承認を得て実行するよう定められている。(資料10-2-7, 10-2-8)

2021(令和3)年度の財務関係比率を、私学事業団のデータベースから抽出した医科・歯科系含む複数学部を設置する大学の比率(2020(令和2)年度決算・平均値)と比較すると、各キャンパス・附属病院の施設拡充に伴う費用の増加に加え、経常的な経費も増加したため、教育研究経費比率は医歯他複数学部の平均を上回っているが、事業活動収支差額比率は平均と概ね同等の水準に位置しているため、教育活動に注力したうえで、効率性も高いということが言える。貸借対照表関係比率については、若干変動があるものの概ね良好かつ安定的に

推移しており、特に純資産構成比率及び流動比率は平均に比べ高く、安全性に問題はないと言える。従来からの堅調な財務基盤が下支えし、各種プロジェクトを予定どおり実行している。(資料 10-2-9, 10-2-10, 10-2-11, 10-2-12, 10-2-13, 10-2-14, 10-2-15, 10-2-16, 10-2-17, 10-2-18)

事業活動収支計算書関係比率	本学	医歯他複数学部	[ご参考] 全大学法人
該当法人数	1	36	560
人件費比率	34.5%	42.4%	47.5%
教育研究経費比率	58.6%	47.3%	40.8%
事業活動収支差額比率	5.6%	6.1%	5.5%
基本金組入後収支比率	105.4%	100.5%	103.5%

貸借対照表関係比率	本学	医歯他複数学部	[ご参考] 全大学法人
純資産構成比率	82.2%	80.7%	85.6%
流動比率	460.0%	234.6%	249.7%
総負債比率	17.8%	19.3%	14.4%
負債比率	21.7%	23.9%	16.8%
退職給与引当特定資産保有率	35.4%	43.6%	58.1%
基本金比率	99.4%	97.0%	97.1%

以上のことから、本学の各種財務比率は良好であり、強固な財務基盤を有していると言えるため、安定して教育研究活動を遂行する上で十分なものと評価できる。

(2) 長所・特色

本学は、教育・研究・診療の充実を図るため、良好な収支状況の下、以下のとおり大きなプロジェクトを実施し、大きく発展を遂げている。

- ・2002(平成14)年度 東京江東高齢者医療センター受託運営開始
- ・2004(平成16)年度 医療短期大学を医療看護学部に改組、浦安病院増床
- ・2005(平成17)年度 練馬病院開院
- ・2006(平成18)年度 静岡病院増床
- ・2007(平成19)年度 大学院医療看護学研究科(修士課程)開設
- ・2010(平成22)年度 保健看護学部開設
- ・2013(平成25)年度 大学院医学研究科(修士課程)開設、順天堂医院新病棟(B棟)竣工
- ・2014(平成26)年度 大学院医療看護学研究科(博士後期課程)開設
- ・2015(平成27)年度 国際教養学部開設
- ・2016(平成28)年度 静岡病院・高齢者医療センター増床
- ・2017(平成29)年度 浦安病院3号館竣工
- ・2018(平成30)年度 新研究棟(A棟I期)竣工
- ・2019(令和元)年度 保健医療学部開設・練馬病院3号館竣工
- ・2020(令和2)年度 新研究棟(A棟II期)竣工
- ・2021(令和3)年度 浦安・日の出キャンパスI期校舎(医療科学部)及び体育館竣工
- ・2022(令和4)年度 医療科学部開設

2001(平成13)年度までは負債が自己資金を上回っていたが、全法人で構造改革に取り組んだ結果、2002(平成14)年度に解消し、金融機関借入金についても1994(平成6)年度に447億円あったものを、2018(平成30)年度に完済した。2021(令和3)年度に金融機関から50億円の借り入れを行ったが、総負債比率は17.8%と依然として低い位置で推移している。大学キャンパス・ホスピタル再編事業は、順調に進行しており、浦安・日の出キャンパスでは、2022(令和4)年度に医療科学部が開設され、以降も2023(令和5)年度に健康データサイエンス学部、2024(令和6)年度に薬学部(仮称)が開設予定であり、その準備が着々と進められている。また附属病院では静岡病院が新病院棟の建設工事を進めており、他に浦安病院や越谷病院でも病院棟の改修や建設工事等が予定されている。複数の学部・附属病院で新規事業を計画・実行しており、健康総合大学として先進的な事業を展開している。2020(令和2)年度決算において、事業活動収入で事業活動支出を賄うことが出来ない財政不安を抱える大学法人が34.6%に上るという厳しい環境の中、本学の収支状況は良好であり、各プロジェクトの推進や新学部の開設計画等と共に、教育・研究・診療環境の更なる充実化を図っている。(資料3-2【ウェブ】，10-2-19)

競争的資金の導入についてはこれを積極的に推進した結果、文部科学省科学研究費助成事業で2021(令和3)年度に666件(1,292,590千円)が採択されており、この実績は私立大学の中でも上位に位置している。また、奨学寄付金等の寄付金と受託研究費等の受託事業収入を合わせた金額は2021(令和3)年度で約68億円に上り、研究推進の一助となっている。更なる発展方策として、競争的資金の導入について、URA等の充実・活用により、更に積極的に推進する。(資料10-2-6，10-2-12)

格付投資情報センター(R&I)から、2021(令和3)年11月に、「AA(ダブルAフラット)」の評価をもって格付けが維持された。2007(平成19)年8月に初めて格付けを取得して以来、継続して「AA」を維持しており、極めて高い格付けを有している。

更なる発展方策として、財務内容の強化・充実に努める。(資料10-2-20)

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学は、堅調な基本金組入前当年度収支差額を維持しつつ、有利子負債の返済を進め、自己資金の充実を図ってきた。COVID-19の感染状況が続く中でも、基本金組入前当年度収支差額を指標とした好調な収支状況を維持するため、積極的に公的及び民間からの研究資金等外部資金の獲得に努め、医療収入については国の医療政策に迅速に対応し、ルールに則った適切な診療を行っていく。また、費用対効果の意識を徹底し、経費の合理化・低減化を図っていく。事業計画が滞りなく進捗するよう各部門・部局は適切な予算編成・予算執行を行い、更に法人全体の相互協力により安定的な財政基盤を構築していく。

1. 理念・目的・教育目標の達成状況

本学は、学是「仁」（人在りて我在り、他を思いやり、慈しむ心、これ即ち「仁」と理念「不断前進」（現状に満足せず、常に高い目標を目指して努力し続ける姿勢）に則り、「三無主義」（出身校、国籍、性による差別無く優秀な人材を求め、活躍の機会を与える）の学風を掲げ、7学部3大学院研究科6附属病院からなる「健康総合大学・大学院大学」として、「教育」「研究」「診療・実践」を柱に、グローバル社会における医療やスポーツ、人々の健康を支える人材の育成・輩出と国際レベルでの社会貢献に取り組んでいる。

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則した教育を展開し、学生の個々人の事情を踏まえたきめ細かな支援・指導を実践している。この結果、学部における学修成果の指標として重視している各種国家試験合格率、教員採用試験合格者数、企業就職内定率に関しては、いずれも毎年、全国平均を大幅に上回る実績を上げている。

大学院における学修成果の指標としては、学位論文の質を重視している。インパクト・ファクター（IF）の高い学術雑誌に数多くの論文が発表されていることは、当大学院に、質の高い大学院教育とともに優れた研究成果を生み出せる確かな指導力があることを証明している。

今回の自己点検・評価の結果から、大学全体としては、10の大学基準をそれぞれ満たしていると考え、継続的に様々なレベルでPDCAサイクルを回し、大学改革を進め、更なる高みを目指していきたい。

2. 優先的に取り組むべき課題

1) 学修成果の可視化

学生が、「何を学び、身に付けることができたか」を学生・教員が共有し、教育の質向上を図るため、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果を可視化する取り組みを加速する。具体的には、授業科目ごとの厳格な成績評価に加えて、コンピテンシーの達成度評価、CBT(Computer Based Testing)、OSCE(Objective Structured Clinical Examination)、実習・演習時のルーブリックを用いたアセスメント、TOEFLスコアの上昇度等の指標を組み合わせ、学習ポートフォリオも活用して、学生の学修成果を多元的に評価・把握し、それらを可視化する。

2) 学生の受け入れの公正確保

学生の受け入れの公正性・適切性の確保については、2020(令和2)年度に、全学部・研究科で「入試検証委員会」を設置し、関連する規約を整備した。同委員会では、検証チェックリストをもとに選抜方法・選考プロセスを含む学生の受け入れ全体の公正性・適切性を検証することとしている。今後も公正かつ適切な選考を行い、アドミッション・ポリシーで求める資質、意欲を有する学生の受け入れを進めていく。

3) 国際化の推進

2020(令和2)年度からは、COVID-19感染拡大の影響で海外渡航が制限されたことで、留学生の派遣数・受け入れ数ともに大幅減となったが、引き続き留学協定校の増加、双方向交流の加速、教員の交流・共同研究の促進を図っていきたい。

教育の国際的通用性に注目が集まる中、本学では、「TOEFL」、「IELTS」を中心とした英語教

育を全学で推進しており、入学試験においても、国際化に対応できる素養を持った学生を求め、両試験に代表される外部評価機関の得点を出願条件に加える等の改革を継続したい。

4) 研究の推進

研究面では、基礎医学と臨床医学が有機的に連携する優れた研究体制を築いてきたことが、多数の国際レベルでの論文発表に繋がっている。引き続き、国際共同研究を推進し、質の高い論文数の増加に注力していきたい。

2019(令和元)年には、学内外の研究開発シーズの社会実装を図るため、外部エキスパートとも連携し、ワンストップのインキュベーションサービスを提供する取り組みとして、オープンイノベーションプログラム「GAUDI (Global Alliance Under the Dynamic Innovation)」をスタートさせており、特定臨床研究又は治験、共同研究講座設置、企業導出等、各種の取り組みの成果が上がってきている。2020(令和2)年3月には、順天堂医院が医療法に基づく臨床研究中核病院として承認されており、国内外における更なる臨床研究の発展が期待できる。

また、近年は、積極的な産学官連携活動により、共同研究講座・寄付講座・産学協同研究講座の設置数を急速に増やしており、その数は60講座を超え、国内有数となっている。今後も、この流れを継続し、最先端の研究成果を社会に還元していきたい。

5) COVID-19 への対応

感染防止の観点から、対面授業に代えて、同時双方向型の遠隔授業やオンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業等、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で、学生が授業を履修できるように環境整備を進めてきた。授業運営については、感染状況や授業内容に対応し、教育効果が上がる方法を模索していきたい。今後も、感染対策を徹底し、学生・教職員が安心して教育・研究活動に取り組めるように努めていきたい。

3. 今後の展望

1) 教育研究組織の拡充

本学は、これまで7学部3大学院研究科6附属病院を運営するまでに発展してきたが、学部・大学院ともに更なる組織の拡充を図る計画を進めている。

2022(令和4)年度、5つ目のキャンパスとして、千葉県浦安市に「浦安・日の出キャンパス」(約40,000㎡)を開校した。Ⅲ期に分けて、施設・設備の整備を進めながら、3つの新学部を開設し、質の高い医療が求められる中で必要となる医療人材(臨床検査技師、臨床工学士、薬剤師)や現代社会で不足しているデータサイエンスに係る専門人材を養成していく計画である。第Ⅰ期(2022(令和4)年度)には、第7番目の学部として、医療科学部(臨床検査学科・臨床工学科)を開設した。第Ⅱ期(2023(令和5)年度)には、第8番目の学部として、健康データサイエンス学部、第Ⅲ期(2024(令和6)年度)には、第9番目の学部として、薬学部(仮称)の開設を計画している。

大学院においては、本郷・お茶の水キャンパスに、2023(令和5)年度、保健医療学部を基礎とする大学院保健医療学研究科(修士課程)、2024(令和6)年度、国際教養学部を基礎とする大学院国際教養学研究科(修士課程)(仮称)の開設を計画している。

今後も、学問の動向、社会的要請、大学を取巻く国際的環境等へ配慮しながら、新たな学部・研究科設置や入学定員増の検討を進めたい。収容定員1万人を超える「健康総合大学・大学院大学」に発展させることを目標としており、更なる充実を図っていきたい。本学の理念・目的を踏まえ、第10番目となる学部の開設についても検討を進めている。

2) 施設の整備・拡充

大学キャンパス・ホスピタル再編事業は、2022(令和4)年度で15年を経過したが、当初方針の通り原資を手元資金で賄い、財務状況に影響を与えることなく各キャンパス・附属病院における施設の拡充計画が順調に推移している。

特に、本郷・お茶の水キャンパスでは、順天堂医院の建替えが完了し、センチュリータワーを中心とした教育研究環境も飛躍的に改善している。2020(令和2)年9月には、新研究棟であるA棟(Ⅱ期)が竣工し、2018(平成30)年12月に竣工した高層棟A棟(Ⅰ期)とともに先進的研究の国際的な交流推進拠点となった(現7号館)。また、本学は、文京区が推し進める旧元町小学校の再編事業の事業者に選定されている。本プロジェクトの基本構想は、『100年後につながる地域の健康拠点「元町ウェルネスパーク」を創る～持続可能な未来健康都市「文の京」の実現～』であり、GAUDI、AIインキュベーションファーム、スポーツロジセンター、保育等に関する事業が計画されている。同パークは、2025(令和7)年4月末に竣工予定である。

更に、埼玉・浦和美園プロジェクトとして新たな附属病院整備計画も予定されており、計画に沿って各種事業を着実に進め、施設の整備・拡充を図っていきたい。

4. おわりに

大学を取り巻く環境や大学に求められることが変わろうとも、学是「仁」、理念「不断前進」、そして学風「三無主義」からなる順天堂人としての文化、風土はぶれることはない。今後も順天堂は、永き良き伝統を継承し、自ら改革することを怠らず、教育、研究、診療・実践の質を高め、国際的にも評価され続ける「健康総合大学・大学院大学」として、人材育成と社会貢献を進めていきたい。

2023(令和5)年3月

順天堂大学学長 新井 一